

讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』 に関する基礎的研究

— 讃岐高松藩のキリシタン禁制と

『切支丹宗徒人名録』の歴史的性格—

溝 渕 利 博

An Initial Study on the *Kirishitan Shutojin-meiroku* of the Sanuki Takamatsu Fieldom : The Prohibition of Christianity in the Sanuki Takamatsu Area and the Historical Characteristics of the *Kirishitan Shutojin-meiroku*

Toshihiro Mizobuchi

要約

『切支丹宗徒人名録』は讃岐高松藩のキリシタン類族帳である。「巻之上」「巻之下」「附録」の三冊から成り、十七世紀前半から十九世紀初めまでの高松藩及び小豆島におけるキリシタン及び転びキリシタン類族八七九名が族ごとに掲載されている。本稿では、『切支丹宗徒人名録』がどのような経緯で撰修され、またどう利用されたかを明らかにするとともに、記載内容の分析を通じて高松藩におけるキリシタン及び転びキリシタン類族の実態や、キリシタン

禁制の展開と幕藩制秩序の形成過程との関係について考察したい。
キーワード：讃岐高松藩、キリシタン禁制、宗門改、類族帳

Abstract

The *Kirishitan Shutojin-meiroku* is a unique historical record of the names of Christians and their relatives, consisting of three volumes. Eight-hundred and seventy-nine names of Christians in the Takamatsu fiefdom and Shodoshima from the first half of the 17th century to the beginning of the 19th century are listed in it.

The reasons for the tabulation of this list and its uses are first described. Then, through an analysis of the contents of the record, the actual lives of Christians and their relatives in the Takamatsu fiefdom are described, and the history of the prohibition of Christianity and the formation processes leading to the development of the Shogunate system will be referred to.

Keywords: Sanuki Takamatsu-han, prohibition of Christianity, religious census, documentation of Christian families

提出年月日 二〇〇一年十一月三〇日 高松大学発達科学部講師

序章 讃岐キリシタン類族研究史と個別研究課題

本稿で検証の対象にするのは、讃岐高松藩の『切支丹宗徒人名録』である。『切支丹宗徒人名録』は、讃岐高松藩のキリシタン及び転びキリシタン類族に関する諸帳面の記載内容を撰修したものである。

本稿の主要な関心は、この『切支丹宗徒人名録』がどのような経緯で撰修され、かつ利用されたかを明らかにするとともに、その記載内容を分析することによって讃岐高松藩におけるキリシタン禁制政策がどのように展開していったかを解明することである。具体的には、『切支丹宗徒人名録』の内容分析を通じて、讃岐高松藩におけるキリシタン及び転びキリシタンの存在形態や摘発の状況、キリシタン禁制をめぐる幕藩関係の推移、宗門改・類族改を中心としたキリシタン禁制の展開過程と幕藩制秩序の形成過程の一端を明らかにしたい。

これまで讃岐高松藩のキリシタン類族研究については、大正十五年に曾川寿吉氏が自著『讃岐通史』第九章「讃岐に於けるキリスト教の禁止」で、「讃岐はキリスト教を如何にして禁止したか。著者が県内で調査したものに依ると、大略次の四種に分類する事が出来る。一、寺請証文 二、宗門改 三、囑託金 四、キ

リシタン類族改、之には切支丹類族と転切支丹類族の二種類がある」と記述し、キリシタン類族に初めて言及している¹⁾。

一方、讃岐高松藩の『切支丹宗徒人名録』研究については、郷土史家福家惣衛氏が昭和十二年に「織豊時代の四国殊に我が讃岐に於ける切支丹宗流布概況」の第三篇餘論で、今後の研究題目として「一、寺請証文の研究、二、宗門改帳の研究、三、囑託金の研究 四、切支丹類族改の研究、五、切支丹宗徒人名録の研究、六、切支丹燈籠即ち織部燈籠の研究」をあげ、以上の研究は何れ発表する機会のあることを信ずる、と結んでいる。この時期から福家氏は、香川県内で初めて讃岐のキリシタン史についての総合的な研究に行おうと構想していたことがわかる。そのためキリシタン関係史料の収集にも関心を持って県内各地の史料調査を熱心に行い、この時点で既に『切支丹宗徒人名録』の存在を明らかにしている²⁾。福家氏のこれら一連の研究は、香川県における『切支丹宗徒人名録』研究の嚆矢といえる。

次いで松田毅一氏は、宣教師報告等の訳刊を数多く行うとともに、国内外のキリシタン史料を博搜し、それまで比較的史料の少なかつた四国のキリシタン史料を集めて昭和二八年に『キリシタン研究』第一部四国篇、第二部論攷篇を著し、地方のキリシタン研究をそれまでの南蛮趣味的なものから史料に基づいた実証的な

ものへと進展させるのに功績があった。松田氏は『キリシタン研究』第一部四国篇の中で、福家惣衛氏所蔵の『切支丹宗徒人名録』（写本）の翻刻を行い、その内容の比較検討にまで踏み込んで行っている。また、昭和四三年には「四国キリシタン史補遺」の中で『切支丹宗徒人名録』を取り上げるなど、福家氏が発掘した讃岐高松藩の『切支丹宗徒人名録』について、国内外の史料や日本史の中に位置付けた実証研究を行う契機をつくった^③。

さらに板東英雄氏は、従来のキリシタン史研究がキリシタン弾圧史・殉教史や宗教史・思想史的立場のものが多かったのに対して、近年はキリシタン禁制を幕藩制国家の中に位置付けて解明しようとする研究がなされているとして、キリシタン禁制政策がキリシタンの脅威が徐々になくなりつつあるなかで制度化され、その取り締まりの対象もキリシタン本人から、その類族へと拡大され、さらに民衆支配をも絡ませながら展開されていった事実に注目して、史料に基づき讃岐松平藩のキリシタン禁制政策を公儀との関係から考察した一連の論考を発表している^④。

また、村井早苗氏は、幕藩制成立期におけるキリシタン禁制政策の展開とその意義について、幕政・藩政の動向、幕藩関係、朝幕関係等幕藩権力の構造的特質との関係で考察し、日本近世国家支配にどのように位置づけられ、そのことが支配される側の民衆

の宗教意識にどのような意味を持ったのかを中心に幅広い研究を行っている。キリシタン禁制の地方的展開の一例として、讃岐高松藩の事例を取り上げて『切支丹宗徒人名録』に記載された寒川郡志度浦の塩焼キリシタン市右衛門のケースについて論究し、「自分仕置権」をめぐる幕藩関係の推移と変容の過程を明らかにするなど讃岐のキリシタン史を日本史全体の中に位置づけた^⑤。

このほか筆者は、讃岐高松藩の切支丹奉行研究を通じて讃岐における宗門改体制の確立と藩体制の確立時期との関係を明らかにし、『切支丹宗徒人名録』に記載された讃岐高松藩関係のキリシタン及び転びキリシタン類族の存在形態や生活実態などについて分類化を図るとともに、讃岐のキリシタン史についても法制史や文化史等の複数の視点から概観した^⑥。

以上、讃岐高松藩のキリシタン類族研究は、大正時代に曾川寿吉氏によって研究の端緒が切られ、それを受け継ぐ形で昭和初めに福家惣衛氏が発掘した讃岐高松藩のキリシタン類族帳である『切支丹宗徒人名録』を、松田毅一氏が昭和二八年に翻刻した頃から本格的に始まったといえる。戦後は、この松田毅一氏翻刻文を引用した研究が多くなされ、現在でもこの讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』は讃岐のキリシタン研究にはなくてはならない貴重な基礎史料となっている。しかし、『切支丹宗徒人名録』そのもの

の研究については、昭和二八年に松田毅一氏が翻刻した際に指摘した点以上のものは、その後なされていないのが現状である。

また、讃岐高松藩のキリシタン類族研究についても関係史料の不足から、讃岐高松藩における宗門改・類族改を中心としたキリシタン禁制の展開過程と幕藩制秩序の形成過程の関係や、地域社会におけるキリシタン及び転びキリシタン類族の実態究明という問題については十分な説明がなされておらず、今後の個別研究課題として残されている。

そこで本稿では、讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』の基礎的研究として、これに関連した関係諸史料の吟味と内容の再検討など基礎的な検証を行うとともに、讃岐高松藩の『切支丹宗徒人名録』の記述内容を分析することによって、讃岐高松藩におけるキリシタン及び転びキリシタンの存在状況と摘発の実態、キリシタン禁制をめぐる幕藩関係の推移と変容、宗門改・類族改を中心としたキリシタン禁制の展開過程と幕藩制秩序の形成過程の一端を明らかにしてみたい。

第一章 讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』の成立と伝来

第一節 『切支丹宗徒人名録』の撰修目的と成立年代

(一) 讃岐高松藩

讃岐高松藩は徳川一門のいわゆる家門で、表高は十二万石である。高松松平家は水戸徳川家の御連枝で江戸城中溜間詰の家格、官職は従四位下侍兼讃岐守に叙任されるなど、幕府から格別の待遇を受け重くみられていた家柄である。特に初代藩主松平頼重は水戸初代藩主徳川頼房の長子で、家康の孫にもあたっていたので、幕府の信も厚く、かつ水戸徳川家と高松松平家とは本藩と支藩にも似た関係があつて交流も深かった。讃岐高松藩の政治や文化については、先学の研究に拠りたい^①。ここでは歴代藩主の在任期間等を示すのみとする。

歴代藩主 氏 名 在任期間等

初 代 松平頼重 寛永十九年二月～延宝元年二月隱居
居～元禄八年四月卒

二 代 松平頼常 延宝元年二月～宝永元年二月隱居
居～宝永元年四月卒

三 代 松平頼豊 宝永元年二月～享保二十年七月卒

四代 松平頼桓 享保二十年十二月～元文四年九月

卒

岐高松藩切支丹宗徒人名録」による。）

五代 松平頼恭 元文四年九月～明和八年七月卒

六代 松平頼真 明和八年八月～安永九年三月卒

七代 松平頼起 安永九年四月～寛政四年七月卒

八代 松平頼儀 寛政四年九月～文政四年五月隠居

～文政十二年八月卒

九代 松平頼恕 文政四年五月～天保十三年四月卒

十代 松平頼胤 天保十三年五月～文久元年七月隠居

居～明治十年十二月卒

十一代 松平頼聰 文久元年七月～明治二年六月高松藩知事

居～明治三六年十月卒

(二) 撰修の目的と筆録の経緯

『切支丹宗徒人名録』は讃岐高松藩のキリシタン類族帳で、「卷之上」「卷之下」「附録」の三冊から成り、讃岐高松藩におけるキリシタン研究の基礎史料となっている。

『切支丹宗徒人名録』の撰修の目的と筆録の経緯については、「卷之上」の冒頭部分にある「切支丹宗徒人名録凡例」の第一項目に次のように記されている。(以下、翻刻文は原則として松田毅一氏の『キリシタン研究』第一部四国篇に収載されている「讃

一、往昔切支丹宗旨を信せし者其の御邦内に居住せし類、大凡

奉行所切支丹帳面にて其事具れり。然れとも其人の子孫に

至るまでの始末を考るには、必夫々の帳面を比観せずんば

あるべからず。されば考索の労少なからず、故に今右の帳

面を以て其人の居所・生死は云ふに及ばず、子孫之事を始

末連綿せしめ見易からんが為に此編を撰ふ。しかし、夫々

の原文全く挙記するときは、或事重複又は彼には委く此所

には略せるの類多し。却て考索の便りになりがたし。依て

原文を取捨し、専緊要の所を採て記之。

これによると、「高松藩の領内に住んでいる切支丹及び転切支丹のことについては、奉行所に保管されている切支丹帳面で大凡のことはわかるが、子孫に至るまでの全体像を把握するためにはそれぞれの帳面を比べて観なければならぬ。そのため調べるのに労が多く、切支丹及び転切支丹の住所や生死は云うに及ばず、子孫のことを全部初めから終わりまで続けて見易くするために、本編を撰修した。しかし、それぞれの原文全部を採り上げると重複したり、略したのも多く、かえって不便である。よって原文を取捨選択して、専ら大切な所だけを記録した」とある。

高松藩では、それまで領内に住むキリシタンや転びキリシタン

類族のことについては、奉行所にある切支丹帳面を見ればわかっていたが、その子孫との繋がりや関係性についてはそれぞれの帳面を見比べて調べなければならず大変不便であったので、行政上、それらの類族を族ごとにまとめる必要性が生じて、この『切支丹宗徒人名録』を撰修したというのである。つまり、高松藩では、これまで幕府の法令に従ってキリシタン及び転びキリシタン類族関係書類を個別に作成していたが、複雑なキリシタン類族関係のよりの確な把握のために、奉行所が中心となって寛永年間から文化二年までのキリシタン類族関係書類の整理を行ったものと考えられる。

「凡例」の第四項目には、次のような記載がある。

一、英公漢文実録に町奉行所切支丹帳面を以て類族の事を記せり。但延宝元年に止れり。此撰は寛永年中より今茲文化二年までの記事を撰ぶ故に類族諸帳面を以て記之。

小豆嶋類族帳之由小豆嶋転切支丹類族帳面御収被遊候諸事覚書帳などを考るに御領内志度浦転切支丹市右衛門娘小豆嶋に罷在候百姓五郎右衛門妻かめ義、先年公儀より其所へ御預に相成候節、何の御取扱にも不及候所、向後者右之者御取扱可有之候様、元禄六四年藤堂伊予守殿御指図有之に、今諸事御届等有之候に付本編父市右衛門族中に出ず。

其余小豆嶋類族の者これを附録す。

これには（高松藩では）寛永十九年（一六四二）から松平頼重が隠居する延宝元年（一六七三）二月十九日までの間、町奉行所にある切支丹帳面の中から類族関係記事を抜き出して『英公実録』に記録していたが、この撰修本は、寛永年間（一六二四～一六四三）から文化二年（一八〇五）までの切支丹類族諸帳面から記事を選んで記録した。高松藩領内志度浦の転切支丹市右衛門の娘かめが小豆島の百姓五郎右衛門の妻になって、公儀からその所へ御預けとなっていたが、元禄六年（一六九三）に大目付藤堂伊予守から類族の取り扱いについての「御指図」があり、届けを出して本編の父市右衛門族の中に位置付けられた。（そこで）その他の小豆島関係の類族を記した附録が作成された」とある。

『英公実録』の撰修の際には、町奉行所の文書庫（町奉行所が業務遂行上作成した民政関係諸帳簿・覚書類を保管していた）に保管されていた切支丹帳面を実際に見て筆写しており、高松藩初代藩主松平頼重の業績を記した『英公実録』^⑧の中には、町奉行所の切支丹帳面から採ったとされるキリシタン関係記事が散見され、『切支丹宗徒人名録』の「凡例」記事を裏付けている。小豆島の類族については、幕府宗門改役の指示があつて小豆島の類族関係者を記載する必要が生じたので「附録」が追加されたもの

と考えられる。

(三) 成立年代

『切支丹宗徒人名録』の撰修年代については直接記されていないため、正確な年代はわからないが、「凡例」に「一、此撰は寛永年中より今茲文化二年までの記事を撰ぶ故に類族諸帳面を以て記之」と記されており、文化二年（一八〇五）までの類族帳の記事を当該年に撰修したものと考えられる⁹⁾。因みに、「切支丹宗徒人名録 卷之上」は寛永から安永五年（一七七六）八月廿七日に市右衛門族の権次郎が病死した記事まで記載されており、「切支丹宗徒人名録 卷之下」は寛永から享和二年（一八〇二）十月に喜斎族の脇坂玄翁が剃髪した記事まで記載されている。また「切支丹宗徒人名録 附録」は寛永から元文四年（一七三九）五月二日に勘十郎族のみやが病死した記事まで記載されている。

かつて高松藩初代藩主松平頼重の時代には町奉行所にキリシタン関係の帳面が保管されており、そこからキリシタン関係記事を『英公実録』に撰修した実績がある。同時期に岡山藩でも命令により『備前国吉利支丹帳』を作成して幕府の宗門改役に提出している¹⁰⁾ので、高松藩でもこうしたキリシタン類族帳を作成していた可能性はある¹¹⁾。例えば、明暦四年（一六五八）六月十六日の「吉利支丹出申國所之覚」¹²⁾には、次のように報告されている。

松平右京大夫領分（頼常） 高松ヨリ宗門多出申候、内侍一人モ出申候。

その後、延宝元年（一六七三）に幕府は諸大名に対して、検索中のキリシタン及び転びキリシタンについて、その親類縁者の詳しい内容を提出するよう命じている¹³⁾。高松藩のキリシタン類族帳である『切支丹宗徒人名録』の起筆時期が、延宝三年にはじまっていることも関連がありそうである。そこで幕府が元禄六年（一六九三）に類族改制度を改定し、享保九年（一七二四）には類族の範囲を定めるなどしたのに伴い、延宝元年で止まっていたキリシタン及び転びキリシタン類族の記事について、高松藩では新たに関係書類を整理する必要があるため、文化二年に改めて寛永年間からのキリシタン及び転びキリシタン関係記事をまとめることになったものと推測される¹⁴⁾。文化二年当時の高松藩主は第八代松平頼儀で、切支丹奉行は長尾平太と嶋辰樹であったと推定される。

第二節 『切支丹宗徒人名録』の伝来

(一) 原本と撰修の原文

『切支丹宗徒人名録』の原本は、文化二年に高松藩のキリシタン行政担当部署であった切支丹奉行所が中心となって、奉行所に

保管されていた五帖の切支丹諸帳面を撰修したもので、藩の文書庫に保存されていたものと推測される。しかし、長らく松平家に所蔵されていた『切支丹宗徒人名録』の原本も戦災のため他の藩政史料とともに烏有に帰したとされている。現在、その内容は高松市歴史資料館に所蔵されている旧福家惣衛所蔵の写本によってのみ知ることができる。

『切支丹宗徒人名録』撰修の原文となった五帖とは、切支丹改帳、転切支丹類族出生・剃髪・縁組・居所替名替扣帳、転切支丹類族在命帳、転切支丹類族死失帳、転切支丹類族存命帳の五つである。通常、これらの切支丹及び転切支丹類族の動静に関する文書は、領内各町・各郡村の町年寄・庄屋から町奉行・郡奉行を経由して切支丹奉行に提出された後、家老を経て藩主に提出され承認されたもので、その後江戸藩邸に送られ、江戸家老・留守居役を経て藩主両判（印判・書判）を捺した大名宗旨証文とともに、幕府宗門改役に提出されたと思われる。その際、担当の事務方ではそれらの記録保存に当たっていたので、『切支丹宗徒人名録』もこのような経過で作成され、藩の役所に保管されていたものと考えられる^{〔14〕}。

高松藩の切支丹改帳については、寛永元年（一六二四）の「三木郡池戸郷吉利支丹御改帳」から寛文四年（一六六四）辰三月式

拾三日付けの「宇足郡直時村吉利支丹御改帳」までは「吉利支丹」と表記され、明和五年（一七六八）三月五日付けの「鶴足郡内川原村切支丹宗門御改宰人帳」になると「切支丹」に変わっている。高松藩において「吉利支丹」から「切支丹」に表記が変わった転機は、元禄六年（一六九三）六月七日付けの「切支丹類族町方預り御改書上」^{〔15〕}からではないかと推定される。

切支丹類族届については、キリシタン類族に出生・縁組婚儀伺・養子・遁世・欠落・病死・変死・死罪・寺宗旨替・名苗字改・居所替・離別・養子義絶・追放の十四項目に該当することが起こった場合には、幕府宗門改役へ届けることになっていた。また、転切支丹類族在命帳と死失帳については、毎年二回（七月・十二月）報告義務があり、転切支丹類族在命帳には他領他所に在命中の切支丹類族も記載されることになっていた。

これらの撰修の原文となった五帖の切支丹諸帳面は、村明細帳の作成の際にも使われ、土庄町旧大鐸村役場所蔵の「肥土山村諸色差出明細帳」にみられる切支丹類族の数が『切支丹宗徒人名録 附録』に記載された切支丹類族の数と一致するところから、『切支丹宗徒人名録』原本の徴証とされている。

通常、写本であれば、「真跡ヲ以テ写ス」「写取候」などと傍書・注記されたり、巻末に書写者などがその本の伝来等について奥書

を書くケースが多いが、この撰修本の場合には書かれていない。

(二) 写本の伝来と経緯

現在、高松市歴史資料館が所蔵している『切支丹宗徒人名録』の写本は、もと福家惣衛氏が所蔵していたものを、昭和四十六年一月二十六日に高松市立図書館（現高松市中央図書館）が他のキリシタン関係文書とともに購入したものである。事実、『切支丹宗徒人名録 卷之上』の二丁裏には「高松市立図書館／昭和46・1・26／和第42016号」の受付印が捺されている。その後、平成六年三月十五日には新しく設立された高松市歴史資料館に移館され、現在に至っている。

昭和四十六年一月二十六日に高松市立図書館が福家惣衛氏から購入した古文書・絵図・書籍類は一五〇冊で、その中には切支丹宗徒人名録（卷之上・卷之下・附録三冊）・讃岐国切支丹宗門御改帳（二〇冊）・高松藩法令及松平家系譜・生駒家始末記（生駒記）・三浦市右衛門覚書・三代物語一〜五・高松東浜鳥屋御用留帳・御領分中宮由来・寺々由来・鬭諍秘記一〜五・全讃史・金毘羅参詣名所図会一〜六・塩飽文書・万留（七冊）・生駒家時代讃岐高松城屋敷割図・讃岐国高松城図（寛永十七年）・丸亀城図屋敷割図（伝元禄時代）・丸亀城藩主屋舗図・丸亀城内御殿略図（原図・堀田璋左右、宮西甚兵衛、昭和十六年四月写、福家惣衛昭和二六年

一月八日写し）・讃岐国往還絵図一〜七・その他県内各郡町村史などがある。

しかし、福家惣衛氏がどのようにして『切支丹宗徒人名録』を所蔵するに至ったかは不明であるが、何らかの形で旧所蔵者から購入したか、あるいは他者を経て収集されたかは分らない。

福家氏が購入あるいは収集された時点で新たに表装し直し、そのとき同時に「切支丹宗徒人名録上」等の外題をつけたのではないかと思われる。また、『切支丹宗徒人名録』と同じ表装が、寛永二年正月吉日付けの「宇足郡坂本郷吉利支丹宗門御改帳」、同日付けの「宇足郡坂本郷吉利支丹御改帳」、寛永二年二月吉日付けの「宇足郡坂本郷さる引吉利支丹御改帳」にも施されているので、これら六冊のキリシタン関係文書・記録は同じ時期に福家氏の手元にあつたものと推測される。福家氏が如何に讃岐のキリシタン史に強い関心をもっていたかを表す証拠でもある。このうち、寛永二年正月吉日の「宇足郡坂本郷吉利支丹御改帳」には「大正十三年四月 綾歌郡坂本村三谷宣三氏蔵ノ記録ヲ写ス」と朱書されているので、『切支丹宗徒人名録』も同時期に写された可能性はある¹⁶⁾。

(三) 写本の現状

『切支丹宗徒人名録』の写本は、現在、高松市歴史資料館に所

蔵されている。体裁は縦帳・墨書の和綴本で全三冊から成り、いずれも四つ目綴・袋綴で、丁数は『切支丹宗徒人名録 卷之上』が一〇一丁、『切支丹宗徒人名録 卷之下』が二九丁、『切支丹宗徒人名録 附録』が六六丁の合計二九六丁である。法量は三冊ともほぼ同規模で、縦が二七・〇センチメートル、横が一九・三センチメートルあるが、厚さは、『切支丹宗徒人名録 卷之上』が一・六センチメートル、『切支丹宗徒人名録 卷之下』が二・〇センチメートル、『切支丹宗徒人名録 附録』が一・〇センチメートルである。それぞれ本のど側の小口が天と地に交わる部分には、茶色の角ぎれが施されている。いずれも保存状態は良好である。



図1 『切支丹宗徒人名録 卷之上』の表紙

高松市歴史資料館の収蔵資料管理システムには、次のように登録されている。

・番号・指定区分 w・0132101(卷之上)、w・0132102(卷之下)、w・0132103(附録)

・材質 和紙 ・形態 縦帳・墨書

・寸法 縦27.0cm、横19.3cm

厚手の表紙には、それぞれ「切支丹宗徒人名録上」「切支丹宗徒人名録下」「切支丹宗徒人名録附録」の外題が書かれた題簽が貼られている。三冊目の冊子に「附録」という用語を使っているところからみて、筆写者の意図は当初「卷之上」と「卷之下」にあつて、これを本編とするつもりであつたのが、元禄六年の藤堂伊予守からの指図で小豆島関係の類族も取り上げる必要が生じたので、「附録」という形で別冊にして付け加えられたものである。

各冊ともに一丁表と最後の丁裏に「福家惣衛之印」の蔵書朱印(縦三・五センチメートル。横三・五センチメートル)が捺されており、写本成立以後、福家惣衛氏の蔵書であつたことを示している。『切支丹宗徒人名録 卷之上』の構成は、「切支丹宗徒人名録上」の外題が貼付された表紙(図1)を開けると、「福家惣衛之印」の蔵書朱印が捺された本料紙の一丁表に次いで、一丁裏と

二丁表は白紙で、二丁裏から「切支丹宗徒人名録凡例」の記述が始まっている。そしてその上部には「上 0919/K1/1」、下部には「高松市立図書館/昭46・1・26和/第42016号」の受付印が捺されている。『切支丹宗徒人名録 卷之上』の記述は一〇〇丁表の「長右衛門族外」の記述で終わり、白紙の一〇〇丁裏と一〇一丁表に次いで、最後の二〇一丁裏に「福家惣衛之印」の蔵書朱印が捺されている。その後に裏表紙が付されている。

『切支丹宗徒人名録 卷之下』の構成は、「切支丹宗徒人名録下」の外題が貼付された表表紙を開けると、「福家惣衛之印」の蔵書朱印が捺された一丁表に次いで、一丁裏と二丁表は白紙で、三丁表には「切支丹宗徒人名録 卷之下」の内題が書かれて内容の記述が始まっている。その上部には「下 0919/K1/2」、下部には「高松市立図書館/昭46・1・26和/第42017号」の受付印が捺されている。『切支丹宗徒人名録 卷之下』の内容記述は一二七丁表の「六兵衛」の記述で終わり、一二七丁裏から一二九丁表までの白紙に次いで、最後の一二九丁裏には「福家惣衛之印」の蔵書朱印が捺されている。その後に裏表紙が付されている。

『切支丹宗徒人名録 附録』の構成は、「切支丹宗徒人名録附録」

の外題が貼付された表表紙を開けると、「福家惣衛之印」の蔵書朱印が捺された一丁表に次いで、一丁裏と二丁表は白紙で、三丁表から「切支丹宗徒人名録附録目録」の内題があり内容の記述が始まっている。その上部には「下 0919/K1/3」、下部には「高松市立図書館/昭46・1・26和/第42018号」の受付印が捺されている。『切支丹宗徒人名録 附録』の記述は六四丁裏の「三郎太夫妻」の記述で終わり、六五丁表から六六丁表までの白紙に次いで、最後の六六丁裏には「福家惣衛之印」の蔵書朱印が捺されている。その後に裏表紙が付されている。

第三節 福家惣衛氏と『切支丹宗徒人名録』

(一) 福家惣衛氏の経歴

福家惣衛（ふけ・そうえ）氏は、明治十七年（一八八四）四月十日に愛媛県讃岐国綾歌郡滝宮村で生まれ、同三十八年三月に香川県師範学校を卒業して滝宮高等小学校訓導となった。稀代の勉強家として知られ、教職のかたわら、明治三十九年文部相検定試験修身科に合格し、続いて四十年教育科、四十一年法制経済科にもそれぞれ合格して、師範学校・中学校・高等女学校の教員免許状を取得している。同四十一年香川県師範学校付属小学校校訓導、同四十二年からは香川県師範学校教諭となり、以降十二年間

に亘り母校に勤めた。大正九年六月、香川県社会教育主事となり四ヶ年勤務し、史蹟名勝天然紀念物調査会委員として文化財の調査保護に従事した。同十三年一月熊本県社会教育主事に転任、六ヶ年にわたり九州で過ごした。この間も史蹟名勝天然紀念物調査会委員を兼撰した。昭和四年十一月文部省嘱託となり、昭和五年一月から満一ヶ年間「欧米の教育事情・社会事業の視察調査」のために欧米各国に出張、帰朝後、文部省実業事務局公民教育編修主幹として公民教育に携わった。同七年八月香川県立大川中学校校長に任ぜられ、同十年五月香川県立丸亀高等女学校校長に転任、同十六年六月まで六ヶ年在職した。教育界を退いた後、同十六年九月財団法人鎌田共済会企画主事、同年十二月代日本婦人会香川県支部主事、次いで事務局長となった。同十七年丸亀市議会議員に当選。同二十五年香川県文化財保護委員会専門委員、同三十三年地方文化功労者として県知事より、又同三十五年文化財保護委員会よりそれぞれ表彰を受けた。大正三年、三十歳のときに処女作『讃岐人物伝』を出版。郷土史家の地位を確保し、多くの人々から注目されるようになった。その著書は郷土史に関するものが多く、『香川県近代史』『香川県通史』『讃岐の史話民話』など蘊蓄を傾けた不世出のものが多かった。昭和四十六年二月四日に八十六歳で亡くなる¹⁷⁾。

(二) 福家惣衛氏旧蔵文書の中の『切支丹宗徒人名録』の位置付け

高松市立図書館が昭和四十六年一月二六日に福家惣衛氏から購入した古文書・絵図・書籍類は全一五〇冊で、内訳は古文書が七七冊、絵図が二一部、図書が五二冊である。このうち、古文書関係は『高松市歴史資料館収蔵資料目録(歴史資料Ⅱ)』に掲載されており¹⁸⁾、特にキリシタン関係文書・記録については『切支丹宗徒人名録』の三冊のほか切支丹宗門改帳関係文書二〇冊がまとまった形で所蔵されているところに大きな特徴がある。

福家惣衛氏が収集していた切支丹宗門改帳関係文書は「鵜足郡東坂元村切支丹宗門御改帳」関係が八冊、「宇足郡坂本郷吉利支丹宗門御改帳」関係が二冊、「宇足郡坂本東分吉利支丹宗門御改帳」関係が六冊、「宇足郡坂本之郷さる引吉利支丹宗門御改帳」関係が一冊、「宇足郡真時村吉利支丹宗門御改帳」関係が一冊、「鵜足郡川原村切支丹宗門御改帳」関係が一冊、「讃岐国切支丹宗門御改帳 鵜足郡東小川村」関係が一冊、の合計二〇冊である。これを年代別に分類すると、寛永期のものが三冊、万治・寛文期のものが七冊、明和期が二冊、安永期が二冊、天明期が二冊、寛政期が二冊、天保期、安政期がそれぞれ一冊である。このうち、「福家惣衛之印」が捺されているものが十二冊、蔵書印が

表1 高松市歴史資料館所蔵福家惣衛氏旧蔵キリシタン関係古文書・古記録一覧

*○△□印はそれぞれ同一の表装を表す。

No	名 称	年 代	形 態	法 量	特 記 事 項
1 ○	切支丹宗徒人名録 卷之上	寛永から安永5年 までの内容を文化 2年に	堅帳 1冊101丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.3cm 厚 2.06cm	「福家惣衛之印」
2 ○	切支丹宗徒人名録 卷之下	寛永から天明2年 までの内容を文化 2年に	堅帳 1冊129丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.3cm 厚 1.6cm	「福家惣衛之印」
3 ○	切支丹宗徒人名録 附録	寛永から元文3年 までの内容を文化 2年に	堅帳 1冊66丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.3cm 厚 1.0cm	「福家惣衛之印」
4 △	鷺足郡内東坂元村 切支丹宗門御改帳	明和8年3月5日	堅帳・墨書 1冊106丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.4cm 厚 2.0cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括 して収納
5 △	鷺足郡内東坂元村 切支丹宗門御改帳	安永6年3月5日	堅帳・墨書 1冊108丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.4cm 厚 2.0cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括 して収納
6 △	鷺足郡内東坂元村 切支丹宗門御改帳	天明4年3月5日	堅帳・墨書 1冊105丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.4cm 厚 2.1cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括 して収納
7 □	鷺足郡内東坂元村 切支丹宗門御改帳	寛政元年3月5日	堅帳・墨書 1冊104丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.4cm 厚 2.2cm	4～23まで同一の箱に一括 して収納
8 △	鷺足郡内東坂元村 切支丹宗門御改帳	寛政6年3月5日	堅帳・墨書 1冊116丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.4cm 厚 2.2cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括 して収納
9 □	鷺足郡内東坂元村 切支丹宗門御改帳	天保13年3月5日	堅帳・墨書 1冊115丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.4cm 厚 2.2cm	4～23まで同一の箱に一括 して収納
10 ○	宇足郡坂本郷吉利 支丹宗門御改帳	寛永21年正月吉日	堅帳・墨書 1冊118丁 青色の角ぎれ	縦 23.8cm 横 16.4cm 厚 0.3cm	「大正十三年四月、綾歌郡坂 本村三谷宣三氏蔵ノ記録ヲ 写ス（一部分ヲ写シタリ）」 との朱書あり。 4～23まで同一の箱に一括 して収納
11 ○	宇足郡坂本郷吉利 支丹宗門御改帳	寛永21年正月吉日	堅帳・墨書 1冊128丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.2cm 厚 1.5cm	4～23まで同一の箱に一括 して収納
12 □	宇足郡坂本東分吉 利支丹御改帳	寛文3年4月吉日	堅帳・墨書 1冊42丁	縦 26.7cm 横 19.4cm 厚 1.0cm	4～23まで同一の箱に一括 して収納
13 △	宇足郡坂本東分吉 利支丹御改帳	万治4年3月吉日 （「寛文元年ニ当 ル」と朱注あり）	堅帳・墨書 1冊40丁	縦 26.7cm 横 19.4cm 厚 0.8cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括 して収納
14 △	鷺足郡内東坂元村 切支丹宗門御改出 家・山伏帳	安永6年3月5日	堅帳・墨書 1冊6丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.4cm 厚 0.2cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括 して収納
15 △	鷺足郡内東坂元村 切支丹宗門出家・ 尼モ目・山伏帳	天明4年3月5日	堅帳・墨書 1冊7丁 茶色の角ぎれ	縦 27.0cm 横 19.5cm 厚 0.2cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括 して収納

16 △	宇足郡坂本東分吉利支丹御改書物連判帳	寛文2年9月	堅帳・墨書 1冊5丁	縦 26.8m 横 19.5cm 厚 0.2cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括して収納
17 △	宇足郡坂本東分吉利支丹御改書物連判帳	寛文3年4月	堅帳・墨書 1冊5丁	縦 26.8m 横 19.5cm 厚 0.2cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括して収納
18	宇足郡坂本東分吉利支丹御改書物連判帳	寛文4年3月	堅帳・墨書 1冊6丁	縦 30.0m 横 21.5cm 厚 0.2cm	4～23まで同一の箱に一括して収納
19 △	宇足郡坂本東分吉利支丹御改帳	寛文4年3月吉日	堅帳・墨書 1冊4丁	縦 26.7m 横 19.5cm 厚 0.2cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括して収納
20 ○	宇足郡坂本之郷さる引吉利支丹御改帳	寛永21年2月吉日	堅帳・墨書 1冊5丁	縦 27.1cm 横 19.2cm 厚 0.2cm	4～23まで同一の箱に一括して収納
21 △	鵜足郡川原村切支丹宗門御改奉人帳	明和5年3月5日	堅帳・墨書 1冊5丁	縦 26.7cm 横 19.3cm 厚 0.2cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括して収納
22 △	宇足郡真時村吉利支丹御改帳	寛文4年3月23日	堅帳・墨書 1冊19丁	縦 26.9m 横 19.4cm 厚 0.4cm	「福家惣衛之印」 4～23まで同一の箱に一括して収納
23	讃岐国切支丹宗問〔門カ〕御改帳鵜足郡東小川村	安政7年3月	堅帳・墨書 1冊6丁	縦 26.2m 横 19.2cm 厚 0.2cm	4～23まで同一の箱に一括して収納

(『高松市歴史資料館収蔵資料目録～歴史資料Ⅱ～』2001より作成)

ないものが八冊であった。

福家惣衛氏旧蔵文書群を表装別に分類すると、表1のように四つのグループ(○印、△印、□印、無印)に分けられ、福家氏が四期にわたってキリシタン関係文書を収集していたことがわかる。○印グループは『切支丹宗徒人名録』三冊と寛永期の宗門改帳三冊で、これらには同じ表装が施されており、一つのグループとして捉えていたと考えられる。ただし、『切支丹宗徒人名録』には「福家惣衛之印」という蔵書印が捺されているが、宗門改帳のほうには蔵書印が捺されていない。△印グループは万治期から寛政期にかけての鵜足郡東坂元村及び宇足郡坂本東分関係の宗門改帳で、これら十二冊にはすべて蔵書印が捺されている。□印グループは寛文期・寛政期・天保期の鵜足郡東坂元村及び宇足郡坂本東分関係の宗門改帳三冊だが、いずれにも蔵書印は捺されていない。最後は無印グループで寛文期の宇足郡坂本東分吉利支丹御改帳書物連判帳一冊と安政期の鵜足郡東小川村宗門改帳一冊で、これにも蔵書印はない。しかし、高松市立図書館が福家氏から購入したときには、『切支丹宗徒人名録』とは別に、切支丹宗門改帳関係の二〇冊は箱に一括して納められていたと記されている。

これらを総合すると、福家氏は讃岐のキリシタン研究の一環として関係史料の収集を精力的に行っていたことがわかる。特に宗

門改帳が寛永期から安政期までまとまって伝存している宇足郡坂本郷及び坂本東分並びに鶴足郡東坂元村関係の吉利支丹（のち切支丹）宗門御改帳に注目して、これらを意図的計画的に収集している点に特徴がある。この時点で宇足郡坂本郷という地域的定点と定めて宗門改帳の時代的変遷を研究しようとする福家氏の意図を感じとることができる。一方、『切支丹宗徒人名録』は高松藩の切支丹類族帳にあたるもので、他の宗門改帳関係の二〇冊とは別に保管されていたことから判断すれば、福家氏はこれらとは研究対象が違うものとして別のルートを通じて収集したものと考えられる。しかし、どちらが先に収集されたかは不明である。収集された宗門改帳類と『切支丹宗徒人名録』とは、宗門改と類族改というキリシタン禁制の性格上の違いはあるものの、福家氏は高松藩におけるキリシタン史に関する総合的な研究をする際の重要な史料として一連のものと考えていたようである。

第二章 讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』の概要と内容分析

第一節 『切支丹宗徒人名録』の概要

(一) 高松藩のキリシタン類族帳

『切支丹宗徒人名録』は、讃岐高松藩における寛永から文化二

年までのキリシタン及び転びキリシタン類族に関する諸帳面の収載内容を撰修したものである。「巻之上」・「巻之下」・「附録」の全三冊があり、内容は高松藩領内及び小豆島に居住するキリシタン類族である。

『切支丹宗徒人名録』の「凡例」が「巻之上」の冒頭部分に載せられており、『切支丹宗徒人名録』を撰修するに至った目的と撰修の方法について述べるとともに、使用する用語の定義や掲載の基準について解説を行っている。

次いで「切支丹宗徒人名録目録」には、『切支丹宗徒人名録』で取り上げるキリシタン及び転びキリシタン類族の関係者について、巻ごとの一覧を載せている。「巻之上」には寒川郡志度浦の塩焼であった市右衛門関係の類族を載せ、「巻之下」には高松その他の類族関係者を、また「附録」には市右衛門の娘かめ関係の類族を明らかにするために小豆島関係の類族を取りまとめて載せるなど、高松藩領内及び小豆島に居住するキリシタン及び転びキリシタン類族が一目瞭然となるよう系統的に効率よく撰修されている。このため、その後は転びキリシタン類族の取締りや上級機関への報告など行政上必要な転びキリシタン類族の検索などが容易になったものと推測される¹⁹⁾。

『切支丹宗徒人名録』には、高松藩領内関係のキリシタン及び

転びキリシタン類族として二九族八七九人の名が掲載されている。このうち「巻之上」には志度の市右衛門族・次郎大夫族・長左衛門(無族)・新三郎後家族・長右衛門族の五族三二三人、「巻之下」には高松その他の玄碩族・忠次郎(無族)・井上宗入族・市女族・真嶋善左衛門族・常珍(無族)・喜斎族・道無族・浜野五郎右衛門族・如庵族・富女(無族)・意三族・阿波屋三郎兵衛族・善左衛門族・南部七郎左衛門族・助五郎族・可休族・勘小兵衛(無族)・六兵衛(無族)の十九族三四八人、「附録」には小豆島の勘十郎族・よし女族・しよろ女族・五郎兵衛族・庄吉族の五族二一人が載せられている。つまり、高松藩領関係では合計すると、延べ二九族八七九人の類族が存在し、そのうち高松藩には「巻之上」「巻之下」の延べ二四族六六一人の類族がいたことになる²⁰⁾。

(二) 高松藩における『切支丹宗徒人名録』のキリシタン禁制史上の性格

『切支丹宗徒人名録』には、個々のキリシタン及び転びキリシタン類族について生国・名前(改名を含む)・身分・職業・家族及び婚姻関係・住居・宗旨・旦那寺、訴人の名前・身分、摘発指示者、召捕年、摘発及び転宗に至る経緯、本人及び家族の処分、生死・遺体の取扱いなどが詳細に注記されており、彼らが他領か

ら高松藩領内に居住するに至った経緯や存在形態の地域的特色などを知ることができる。合わせて領内キリシタンの摘発や転びキリシタンの転宗状況などを通じて高松藩における宗門改や類族改などのキリシタン禁制展開過程も窺い知ることができる。

例えば、高松藩では幕府宗門改役と連携を取りながら、寛永二十年(一六四三)二月廿九日から領内のキリシタン探索を始めていた²¹⁾。

寛永二十年癸未(二月)廿九日 ○奉書至リテ切支丹宗ヲ索ス。奥武二州ニ於テ切支丹宗ヲ信ズル者ヲ捕ヘ得タリ其餘ノ徒逃亡シテ諸国ニ散在ス。各領内ニ於テ大ニ之ヲ索ス宜シ。

幕府が、江戸前期における全国のキリシタン探索状況をまとめたのが明暦四年(一六五八)六月十六日の「吉利支丹出申國所之覚」である。ここには、「松平右京大夫領分 高松ヨリ宗門多出申候、内侍一兩人モ出申候」と記されており、中・四国諸藩の中で「宗門多出申候」と報告されている安芸の広島・美作の津山とともに、讃岐の高松が当時キリシタンの拠点地であったことがわかる。しかし、キリシタン数の概数だけしか書かれていないのは、この段階ではまだ幕府も正確なキリシタン数などの把握ができていなかったのではないかと推測される。

その後、幕府はキリシタン取締りの重心をキリシタン本人から

転びキリシタン類族のほうに移し、寛文十三年（一六七三）四月の「覚」では、キリシタン本人のみならず親類・縁者までを書き付けて、渡辺大隅守（大目付）・青木遠江守（作事奉行）まで報告せよと命じるとともに、貞享四年（一六八七）六月の「覚」では本人・本人同然・類族の別を立て詳細な取扱いの規定を定めて宗門改帳を作成するよう命じている²²。それらの結果を集計して京都所司代に報告したのが元禄四年（一六九一）の『京都覚書』であろう。西日本諸藩の切支丹類族帳冊数と切支丹類族数が記載されている²³。この段階になると、幕府も諸藩のキリシタンのみならずキリシタン類族の数をかなり正確に把握できるようになったものと考えられる。

諸藩でも幕府のキリシタン禁制及び転びキリシタン類族制度の実施に連動して、領内に住むキリシタン及び転びキリシタンや転びキリシタン類族の詳細な実態調査を行う必要が生じ、高松藩においてもキリシタン及び転びキリシタンの存在形態や転びキリシタン類族の残存状況の把握を常時継続的に行うようになったものと推定される。やがて転びキリシタン類族の数が多くなってくる

と、キリシタン及び転びキリシタンや転びキリシタン類族相互の関係が複雑となり、キリシタン宗門行政を円滑に進めるためにも、キリシタン類族管理のための根本台帳として高松藩領内のキ

リシタン関係者を一つにまとめる必要性が出てきたのではないかと思われる。そうした実務上の必要から、それまで各年度別や地域別に保管されていたキリシタン関係の諸帳面を典拠原文として『切支丹宗徒人名録』が撰修されたものと考えられ、『切支丹宗徒人名録』の「凡例」には、その間の事情を垣間見ることができ

第二節 『切支丹宗徒人名録』の「凡例」記事内容の分析

（一）切支丹担当奉行所と切支丹諸帳面

「凡例」の第一項目には次のような記事がある。

一、往昔切支丹宗旨を信せし者其の御邦内に居住せし類、大凡奉行所切支丹帳面にて其事具れり。然れとも其人の子孫に至るまでの始末を考るには、必夫々の帳面を比観せずんばあるべからず。

高松藩では毎年三月に宗門改、七月と十二月には類族改が行われていたので、高松藩領内に居住している個別のキリシタン及び転びキリシタン並びに転びキリシタン類族の動向については、町方では町年寄・町奉行を通じて、地方では庄屋・郡奉行を通じて、家中では番頭を通じてそれぞれ藩の切支丹担当奉行所である切支丹奉行所に報告されていた²⁴。従って、年度ごと地域別の切支丹改帳・転びキリシタン類族出生剃髮縁組居所替名替扣帳・転びキリシ

類族在命帳・転切支丹并類族死失帳・転切支丹類族存命帳は、切支丹奉行所に備えられていたので、個別のキリシタン及び転びキリシタン並びに転びキリシタン類族のことを調べようとすれば可能であったが、その子孫に至るまでの一部始終については、それぞれの帳面を身比べて調べなければわからなかった。そのため、高松藩ではこれらの諸帳面から必要な個所だけを抜き出して『切支丹宗徒人名録』を撰修することにしたのである。

切支丹奉行については、幕府が諸国代官・諸大名に対して寛文四年（一六六五）十一月二五日に、専任の宗門改役人を設置して、毎年領内に宗門改を実施して転宗者がいれば報告するよう次のような通達を出している⁽²⁵⁾。

一、吉利支丹宗門穿鑿の儀、壹万石以上の面々は、今度仰せ出され候如く役人を定め、家中領内を毎年断絶なく相改めらるべき事。

一、御代官所の儀は手代の内役人を定め、油断無く書付けの通り詮議をとぐべき事。

一、これ已前吉利支丹にてころびこれあり候者候はば、これを書き注し、北条安房守・保田若狭守迄相達すべき事。

一、寺社領門前町等は、その住持神主より委細穿鑿をとき候様、寺社奉行所よりきつと申し付けられるべく候事。

高松藩でもこの幕府の宗門改専任役人設置命令を受けて、宗門行政の担当者を決めるとともに、宗門行政組織の整備が行われたものと考えられる。寛文六年（一六六六）の記録『高松領郷中帯刀人別』には「切支丹奉行成瀬新五右衛門」の名が見え、『英公外記二』の寛文六年十月二一日の条には「切支丹奉行」という職名が現れているので、遅くともこれ以前に設置されたものと推定される。現在のところ史料等で判明する高松藩の切支丹奉行及び切支丹手代・切支丹方を一覧表形式にまとめてみると次の表2のようになる。これによると、文化二年に『切支丹宗徒人名録』が撰修されたときの切支丹奉行は、長尾平太と嶋辰樹の二人ではないかと思われる。

切支丹奉行の具体的な職務については、直接そのことに触れた史料が不足しているため詳しい状況はわからないが、寛文四年に出された幕府の宗門改専任役人設置命令の内容や幕府の宗門改役（以前の天主教考察）の職務が、信者の収容・取調べから宗門改諸制度の立案に至るまでのキリシタン対策に関する一切の業務を行っていたことから判断すれば、おそらく高松藩の切支丹奉行も、キリシタン探索や家中及び領内の宗門改・類族改などを主な仕事にしていたのではないかと予想される。

宗門改の実際については、家臣ルート（切支丹奉行―組頭―平

表2 讃岐高松藩の切支丹奉行・切支丹手代等一覧

年 代	氏 名	内 容	出典史料等
寛文6年 (1666)	成瀬新五右衛門	御使番より寛文六大番頭同格ニ切支丹奉行。延宝六年(一六七八)免職*	『高松領郷中帯刀人別』(『香川叢書第二』所収)
寛文8年 (1668) 12月1日	山内堂之丞	吉利支丹奉行、山内堂之丞、中寄合勘定奉行并隠居出家拜見	『英公外記二』(松平家所蔵)
天和3年 (1683) 3月16日	芦沢九郎右衛門 (柘植)安左衛門	芦沢九郎右衛門 殿 (柘植)安左衛門 殿	「讃岐国香川郡安原上村切支丹宗門御改社人・山伏帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)
元禄12年 (1699) 7月25日	中村嘉左衛門	(切支丹方)中村嘉左衛門江戸へ参候ニ付、代判 山本五郎右衛門	「請取申大妻之事」(『志度町史』所収)
元禄14年 (1701) 3月10日	大熊清兵衛	元禄十四巳年三月十日切支丹方手代被仰付、(中略)享保八卯年迄都合年数七拾二年相勤申候	『大熊家由緒書』
享保8年 (1723) 3月	大熊忠右衛門	付親清兵衛切支丹方手代相勤候年替並ニ親致切支丹方手代被仰付、相勤	『大熊家由緒書』
享保9年 (1724) 5月8日	中村總四郎	切支丹奉行、五十俵四口、中村總四郎死絶	『英公外記或問乾』(東大史料編纂所蔵)
享保12年 (1727) 3月14日	笠井喜左衛門 赤木安右衛門	笠井喜左衛門 殿 赤木安右衛門 殿	「讃岐国山田郡南亀田村切支丹宗門御改帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)
寛保2年 (1742) 3月12日	三宅四郎左衛門 蒲生佐左衛門	三宅四郎左衛門 殿 蒲生佐左衛門 殿	「大内郡水主村・中筋村切支丹宗門御改帳」(『誉水村誌』)
延享年間 (1744~47)	伊藤庄次郎	伊藤文之進子庄次郎、養子大久保長左衛門次男、切支丹奉行	『讃岐高松藩士由緒録』
寛延3年 (1750) (6月3日)	関左太夫 川南三郎左衛門	関左太夫 殿 川南三郎左衛門 殿	「讃岐国香川郡高松東浜村切支丹宗門御改帳」(高松市歴史資料館蔵)
宝暦3年 (1753) 3月15日	中村八郎右衛門	(切支丹奉行)中村八郎右衛門	『牟礼町史』
宝暦4年 (1754)	石川藤蔵 富永金太夫	石川藤蔵 殿 富永金太夫 殿	「讃岐国高松大工町切支丹宗門御改帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)
宝暦5年 (1755) 3月14日	川南三郎左衛門 中村八郎右衛門	川南三郎左衛門 殿 中村八郎右衛門 殿	「讃岐国寒川郡長尾名村切支丹宗門御改出山伏帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)
宝暦5年 (1755) 3月18日	川南三郎左衛門 中村八郎右衛門	川南三郎左衛門 殿 中村八郎右衛門 殿	「讃岐国大内郡与田山村切支丹宗門御改帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)

宝暦8年 (1758) 3月16日	中村八郎右衛門 小嶋又左衛門	中村八郎右衛門 殿 小嶋又左衛門 殿	「切支丹宗門御改帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)
宝暦8年 (1758) 3月25日	中村八郎右衛門 小嶋又左衛門	中村八郎右衛門 殿 小嶋又左衛門 殿	「切支丹宗門御改帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)
宝暦8年 (1758)	中村八郎右衛門 小嶋又左衛門	中村八郎右衛門 殿 小嶋又左衛門 殿	「讃岐国高松中切支丹宗門御改帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)
宝暦8年 (1758) 12月12日	大熊忠右衛門	宝暦八寅年十二月十二日親忠右衛門跡切支丹方手代ニ仰付	『大熊家由緒書』
宝暦10年 (1760) 11月吉日	中村八郎右衛門 小嶋□四郎	切支丹奉行 一、高 百石 中村八郎右衛門 一、高 百五十石 小嶋 □四郎	「宝暦拾辰年 分限帳」(鴨居家文書)
宝暦10年 (1760)	中村八郎右衛門 小嶋又左衛門	中村八郎右衛門 殿 小嶋又左衛門 殿	「讃岐国高松福善寺并未寺中切支丹宗門御改帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)
宝暦10年 (1760)	長尾平太	五拾俵四人扶持、切支丹奉行	『高松藩士由緒記』(高松市歴史資料館蔵)
宝暦12年 (1762) 3月18日	中村八郎右衛門 鈴木助右衛門	中村八郎右衛門 殿 鈴木助右衛門 殿	「讃岐国香川郡笠居村切支丹宗門御改帳」(高松市歴史資料館蔵)
宝暦12年 (1762) 3月25日	中村八郎右衛門 鈴木助右衛門	中村八郎右衛門 殿 鈴木助右衛門 殿	「讃岐国香川郡一宮村切支丹宗門御改帳」(高松市歴史資料館蔵)
宝暦12年 (1762) 3月	中村八郎右衛門 鈴木助右衛門	中村八郎右衛門 殿 鈴木助右衛門 殿	「讃岐国香川郡中村切支丹宗門御改帳」(高松市歴史資料館蔵)
宝暦14年 (1764) 3月29日	中村八郎右衛門 笠井喜左衛門	中村八郎右衛門 殿 笠井喜左衛門 殿	「志度村切支丹宗門御改帳」(『新編志度町史上巻』)
明和5年 (1768) 3月5日	笠井喜左衛門 石川藤蔵	笠井喜左衛門 殿 石川藤蔵 殿	「鶴足郡川原村切支丹宗門御改帳」(高松市歴史資料館蔵)
明和6年 (1769) 3月19日	笠井喜左衛門 石川藤蔵	笠井喜左衛門 殿 石川藤蔵 殿	「讃岐国阿野郡東分村切支丹宗門御改出家・山伏帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)
明和8年 (1771) 3月朔日	富永金太□	富永金太□	「讃岐国山田郡春日村切支丹宗門御改出家帳」(香川県立ミュージアム蔵「石川家資料」)
明和8年 (1771) 3月5日	石川藤蔵 富永金太夫	石川藤蔵 殿 富永金太夫 殿	「鶴足郡内東坂元村切支丹宗門御改帳」(高松市歴史資料館蔵)
明和8年 (1771)	石川藤蔵	切支丹奉行月番石川藤蔵方へ参り、(中略)七拾俵四人扶持	「高松藩士由緒記」 『明和年中記録』(金倉寺蔵)

明和9年 (1772) (5月13日)	石川藤藏 富永金太夫	石川藤藏 殿 富永金太夫 殿	「讃岐国高松魚屋町切支丹 宗門御改帳」(米子市立山 陰歴史館蔵)
安永2年 (1773) 3月25日	石川藤藏 富永金太夫	石川藤藏 殿 富永金太夫 殿	「讃岐国大内郡川東村切支 丹宗門御改帳」(米子市立 山陰歴史館蔵)
安永3年 (1774) 10月5日	大熊千次郎	安永三年十月五日親忠右衛門跡切支丹方 手代被仰付	「大熊家由緒書」
安永6年 (1777) 3月5日	能勢小左衛門 中村八太夫	能勢小左衛門 殿 中村八太夫 殿	「鶴足郡内東坂元村切支丹 宗門御改帳」 (高松市歴史資料館蔵)
安永6年 (1777)	能勢小左衛門	切支丹奉行、百俵五人扶持	「高松藩士由緒記」 「記録三番」(常光寺蔵)
安永6年 (1777) 7月21日	大熊多右衛門	安永六年七月廿一日養父跡切支丹方手代被 仰付	「大熊家由緒書」
安永7年 (1778) 9月上旬	能勢小左衛門	切支丹奉行 一、米百俵五人ふち 能勢小左衛門 一、高百石 芦澤九郎右衛門	「高松侍中分限帳」 (金倉寺蔵)
天明元年 (1780)	芦沢九郎右衛門 柘植安左衛門	芦沢九郎右衛門 殿 柘植安左衛門 殿	「切支丹改宗門手形帳」(鎌 田共済会郷土博物館蔵)
天明3年 (1783) 3月18日	芦津九郎右衛門 柘植安左衛門	芦津九郎右衛門 殿 柘植安左衛門 殿	「讃岐国香川郡円座村切支 丹宗門御改大政所帳」(香 川県立ミュージアム蔵「石 川家資料」)
天明4年 (1784) 3月5日	芦沢九郎右衛門 柘植安左衛門	芦沢九郎右衛門 殿 柘植安左衛門 殿	「鶴足郡内東坂元村切支丹 宗門御改帳」 (高松市歴史資料館蔵)
天明7年 (1787) 11月27日	長尾平太 真部加兵衛	切支丹奉行 一、米五拾俵 四人扶持 長尾平太 一、米五拾俵 四人扶持 真部加兵衛 諸手代 切支丹奉行所預 一、米 拾貳石 貳人扶持 手代式人 壹人六石宛	「天明七末年十一月廿七日 改 讃岐高松藩分限帳」 (西尾家所蔵)
天明8年 (1788) 3月5日	長尾平太 真部嘉兵衛	長尾平太 殿 真部嘉兵衛 殿	「讃岐国鶴足郡内〇〇切支 丹宗門御改道心・山伏・ 神子帳」(香川県立ミュー ジウム蔵「石川家資料」)
天明8年 (1788) 3月14日	長尾平太 真部加藏	長尾平太 殿 真部加藏 殿	「讃岐国阿野郡山田上村 切支丹宗門御改□□勘兵 衛郷騎馬帳」(香川県立 ミュージアム蔵「石川家 資料」)
寛政元年 (1789) 3月5日	長尾平太 真部嘉兵衛	長尾平太 殿 真部嘉兵衛 殿	「鶴足郡内東坂元村切支丹 宗門御改帳」 (高松市歴史資料館蔵)
寛政4年 (1792)	長尾平太 真部加兵衛	切支丹奉行 長尾平太 真部加兵衛	「元文頃以降高松藩中出来 事届」(鎌田共済会郷土物 館蔵)

寛政6年 (1794) 3月5日	長尾平太 真部嘉兵衛	長尾平太 殿 真部嘉兵衛 殿	「鶴足郡内東坂元村切支丹 宗門御改帳」 (高松市歴史資料館蔵)
寛政10年 (1798)	長尾平太 嶋 辰樹	切支丹奉行 長尾平太 嶋 辰樹	『寛政十年年記録』 (常光寺蔵)
享和元年 (1801) 3月26日	長尾平太	切支丹奉行、長尾平太、式拾俵御加増七拾 俵四口	『英公外記或問坤』 (東大史料編纂所蔵)
享和2年 (1802)	長尾平太 嶋 辰樹	切支丹奉行御役所嶋辰樹宅	『享和二戌年記録』 (常光寺蔵)
享和4年 (1804) 3月7日	長尾平太 嶋 辰樹	長尾平太 殿 嶋 辰樹 殿	「讃岐国香川郡中村切支丹 宗門御改帳」 (高松市歴史資料館蔵)
享和4年 (1804) 3月11日	長尾平太 嶋 辰樹	長尾平太 殿 嶋 辰樹 殿	「讃岐国香川郡川東村切支 丹宗門御改帳」 (高松市歴史資料館蔵)
文化5年 (1808) 3月朔日	嶋 辰樹 山口廣助	嶋 辰樹 殿 山口廣助 殿	「讃岐国山田郡下林村切支 丹宗門御改出家・道心・ 尼帳」(高松市歴史資料館 蔵)
文化7年 (1810) 6月13日	三木義左衛門	切支丹奉行三木義左衛門より通達	「源襄様御代御令條之内書 抜」(香川県立文書館蔵)
文化12年 (1815) 5月7日	三木義左衛門	切支丹奉行三木義左衛門宅江出罷候而	『記録十一番』 (常光寺蔵)
文政3年 (1820)	三木義左衛門 嶋 六三郎	切支丹奉行 三木義左衛門 嶋 六三郎	『記録拾二番』 (常光寺蔵)
文政5年 (1822)	三木義左衛門 田所 甚兵衛	切支丹奉行、手代溝淵五左衛門	『分限帳』(鎌田共済会郷 土博物館蔵)
文政6年 (1823)	三木義左衛門 田所 甚兵衛	切支丹奉行 三木義左衛門 田所 甚兵衛	『文政六未同七申年歳記 事』(金倉寺蔵)
文政6年 (1823)	石川 段之進 田所 甚兵衛	切支丹奉行 米五拾俵四人ふち 高百石 石川段之進 田所甚兵衛	『文政六未年御坊看坊一件 留』(常光寺蔵)『高松藩 役付』(高松市図書館蔵)
文政8年 (1825) 3月23日	田所 甚兵衛 石川 段之進	田所 甚兵衛 殿 石川 段之進 殿	「讃岐国大内郡内〇〇村切 支丹宗門御改出家・道心・ 座頭帳」(香川県立ミュー ジウム蔵「石川家資料」)
文政年間 (1818~29)	大久保九八郎	切支丹奉行 大久保九八郎 切支丹奉行次 亭坂喜伝次吉盛	「文政年間讃岐高松藩分限 帳」
天保13年 (1842) 3月5日	津田次右衛門 竹内興四郎	津田次右衛門 殿 竹内興四郎 殿	「鶴足郡内東坂元村切支丹 宗門御改帳」 (高松市歴史資料館蔵)

* 「一、先祖成瀬新五右衛門、御使番、高三百石。御使番より寛文六次番頭同格ニ切支丹奉行。延宝六年免職。天和元没後絶。正徳五初ニ三人扶持被下候。三木郡井戸村 成瀬新五右衛門」

この他、『高松藩土由緒記』には、切支丹奉行として伊藤庄次郎・柘植助太夫・中村六右衛門の名がみえる。また、嘉永年間にも軍用役を兼ねた切支丹奉行として菊川隣八(米五十俵四人扶持鋪銀十五枚)松尾林左衛門(米七十表四人扶持鋪銀拾枚)芦沢平馬(米百参拾俵)の名がみえる。(福家惣衛『香川県通史』上田書店、昭和四〇年、八五四頁～八五五頁)

士)、町方ルート(切支丹奉行―町奉行―町役人―町人)、地方ルート(切支丹奉行―郡奉行―代官―村役人―農民)の三ルートがあったと考えられる。このほか寺社朱印地については寺社奉行が担当していた。宗門改制度は当初キリシタンの摘発をその主たる目的としていたが、次第に藩権力による領民統治の有力な手段として政治的に利用されていくようになり、それとともに宗門改も形式的になって年中行事化していった。

高松藩の切支丹奉行の職制については、寛文八年(一六六八)時点では成瀬新五右衛門と山内党之丞の二人がその職に当たっていたので、設置当初から二人の合議制によって運営されていたものと推測される。さらに明和八年(一七七二)には、切支丹奉行の月番制が敷かれていたことも史料によって証明することができ

る。

奉行所の人的構成については、高松藩の分限帳によると、天明七年(一七八七)当時切支丹奉行二人の下に切支丹奉行手代が二人配置されていた。切支丹奉行の職格上の地位については、当初は大番組クラスの者が切支丹奉行となっていたが、『高松藩士由緒記』(高松市図書館蔵)によれば、宝暦十年(一七六〇)頃には長尾平太が総領組から、寛政十年(一七九八)頃には嶋辰樹が書院番組から切支丹奉行ポストに就任している。いずれも五拾俵

四人扶持から百俵五人扶持クラスに該当する。また、切支丹奉行の任命については、他藩の場合と同様に家老から召喚状が届いた翌日に藩主より口頭発令を受け、御意の写しの代わりに起請文と誓紙を藩主に提出したものと予想されるが、今のところ高松藩にはそれを裏付ける史料が見つからない。

奉行所の場所については、享和二年(一八〇二)の『享和二戊年記録』(三木町、常光寺蔵)には「切支丹御役所嶋辰樹居宅」と書かれているので、高松藩では切支丹奉行に任命された人物の私邸がその役所に当てられたものと考えられる。

切支丹奉行の職制上の変遷については、文政七年(一八二四)に「寺社奉行中郡奉行切支丹奉行」という表現が見え、文政十年には寺社奉行が宗門改を兼帯し、宗門改帳の宛名も郡奉行に変えるなど全体的に藩当局の宗門改に対する取り組みの姿勢が後退しているように感じられる²⁶⁾。それを証拠に高松藩では、これ以後の史料には単独に書かれた切支丹奉行の職名がなくなり、「切支丹奉行 軍用役」というような併任の表現をとることが多くなった。おそらくこの年に切支丹奉行という単独の役職名が廃止されるかあるいは職務内容が縮小されるかして、その仕事の内容が寺社奉行の職務の中に包括されるか、軍用役に兼務されるようになっていったのではないかと想像される。

(二) 町奉行から吉利支丹奉行を経て切支丹奉行へ

高松藩初代藩主松平頼重の功績をまとめた『英公実録』を編纂するにあたって利用したのが、町奉行所に保管されていた切支丹帳面にあったことから判断すれば、高松藩では寛文年間に吉利支丹奉行が設けられるまでは町奉行が中心になってキリシタン禁制を行っていたことがわかる。

高松藩のキリシタン担当奉行の職名については、当初「吉利支丹奉行」と称していたが、享保元年（一七一六）には「切支丹（二六八四）」に、幕府から「吉利支丹」の文字を「切支丹」または「切死丹」に改めるようにとの指示があったために変更されたものと考えられる。

(三) キリシタン禁制をめぐる高松藩と幕府の関係

「凡例」の第二項目と第四項目後段には、キリシタン禁制をめぐる幕府と藩の権力支配関係を表す次のような記事がある。

一、切支丹類族之際始を考るに切支丹并類族帳仕上之節、諸事聞合覚書帳に稲生五郎左衛門殿江御聴合有之箇条之内に御同人より御指図二本人之服忌を受候者迄、類族帳に書載可申由見たり。具切支丹并類族存命帳に享保九辰年彦坂壱岐守殿・建部志摩守殿御指図にて本人より曾孫・玄孫に相当

に女統之者は類族帳に不載筈に候間、帳面に載有し分名前除き可申由見へたり。故に其趣を以て記之。

一、(前略) 小豆嶋類族帳之由小豆嶋転切支丹類族帳面御取扱遊候諸事覚書帳などを考るに御領内志度浦転切支丹市右衛門娘小豆嶋に罷在候百姓五郎右衛門妻かめ義、先年公儀より其所へ御預に相成候節、何の御取扱にも不及候所、向後者右之者御取扱可有之候様、元禄六酉年藤堂伊予守殿御指図有之に、今諸事御届等有之候に付本編父市右衛門族中に出す。其余小豆嶋類族の者これを附録す。

これによると、高松藩では切支丹並びに切支丹類族帳の作成に際して、幕府の稲生五郎左衛門(作事奉行)に「御聴合」せて「御指図」を受け、その内容を『諸事聞合覚書帳』に箇条書きして保存していたことや、稲生五郎左衛門の「御指図」によって本人の服忌を受ける者までを類族帳に書き載せるべき事とされたことがわかる。また、享保九年(一七二四)には彦坂壱岐守(大目付)・建部志摩守から類族の記載範囲についての「御指図」を受け、本人から曾孫・玄孫に相当する女統之者は類族帳に記載しなくともい旨が「切支丹并類族存命帳」に記載されている。さらに転切支丹類族の取り扱いについても元禄六年(一六九三)に藤堂伊予守(大目付)から「御指図」を受け、それまで松平隼人正からの「御

達」で嫁ぎ先の小豆島に「御預」になっていた志度浦転切支丹市右衛門の娘かめについて今後は転切支丹類族として取り扱うよう指示があったことなどが記されている²⁷。このように高松藩は切支丹及び転切支丹類族の取り扱いについて、万事幕府宗門改役の指示を仰ぎながら、慎重に対処していることがわかる²⁸。この時期、諸藩が幕府宗門改役や京都所司代・長崎奉行などの指示を仰いだことや、その際に幕藩間でやり取りした照会・回答の関係書状を書き留めた「諸事聞合覚書帳」が存在していたことは、高松藩以外でも確認されている²⁹。

キリシタン禁制をめぐる幕藩関係については、おおよそ次の三段階を経て幕府が各藩が持っていた「自分仕置権」への介入を行い、次第に主導権を獲得していったものと考えられる。まず第一段階は寛永十四年（一六三七）の島原・天草一揆以前で、この時期は各藩がそれぞれ独自にキリシタンの処分を行ってきた。讃岐ではちょうど生駒氏の時代に当たる。しかし、島原・天草一揆以後は幕府が危機感を強めて、キリシタン問題は諸藩が個別に対応する問題ではなく、幕府の指導のもとで対処すべき国家的な問題であるという認識が高まり、キリシタン訴人制度を導入して、井上政重の指導のもとに全国のキリシタンの訴追が始まるようになるになると、これを契機に幕府がキリシタン禁制の主導権を掌握

していった時期である。この時期が第二段階であり、各藩ではそれまでのように独自にキリシタンの処分を行うことができなくなり、幕府の主導権のもとでキリシタン禁制を行うようになった。讃岐では高松藩初代藩主松平頼重の前半時代がこの段階に当たる。その後、寛文期になると宗門改制度が成立し、幕府のキリシタン禁制政策がキリシタン訴人制度による摘発・拘禁政策から宗門改制度による管理・統制政策へと転換すると、各藩ではこれを梃子に自らの「藩」体制の確立へと利用していった³⁰。この時期が第三段階といえる。讃岐では高松藩主松平頼重時代の後半期からあとの時代に当たり、宗門改制度の実施に備えて寺社の整理を行うとともに、寺請制度を整えて家中及び領民への支配力を強化しようとした時期である。この時期から以後、前述のようにキリシタン及び転びキリシタン類族の取り扱いに関する幕府との文書のやり取りが多くなってくる。これにはキリシタン禁制の徹底化を通して「藩」権力の地域社会への浸透を図るという時代的背景があったことは見逃せない。

(四) 長尾善庵・分哲と脇坂玄翁

高松藩の「登仕録」については、『英公實録』巻之六に「寛永二十年癸未（一六四三）三月廿八日、群臣朝見○諸士ニ於テ禄ヲ賜リ職ヲ転ス。登仕録ニ詳シ。」とあり、また『穆公外記』には、

延享四年（一七四七）正月二八日に高松五代藩主松平頼恭が記録所を設けて、青葉伝兵衛・中村文輔・脇又四郎に藩主実録・諸家家譜・登仕録などの編輯を命じていることから³¹、藩士の家録や職歴などを記録した職員録のようなもので全五十八巻あり、藩士の出自から隠居に至るまでの経歴を知ることができる史料である。「凡例」の第三項目にもこの登仕録のことが記されている。

一、登仕録を考るに長尾善庵并嫡子分哲義、切支丹諸帳面に見へざる事出たり。按ずるに其人一生涯の記事御届になるとならざると有之。御届有しを切支丹諸帳に載ると見へたり。此撰は切支丹帳を拠とする故、他の記録とは異なるべし。尤切支丹帳にも脇坂玄翁記事に御届之外移居変形等の事数箇条見へたるに御届有之と無之とは區別残り。

ここに出てくる長尾善庵とその嫡子分哲は、『切支丹宗徒人名録』「巻之下」に掲載された高松の医師玄碩の長男とその子である。父の玄碩から孫の分哲までの玄碩之族については、「巻之下」に次のような注記がある。

（改）玄碩 生国高松医師。（改）御奉書口書寛永廿

年末（一六四三）十月到来江府可指越候由被仰越候ニ付詮義候処宗門道具所持ニ付右道具相添、同年十一月江府江御指越ニ相成候処同

処ニ而寵死之由。

（改）玄碩妻 （改）夫玄碩御僉義以前相果候。

男子

（出）長尾善庵 （改）初庄五郎。（出）初江戸ニ住、宝永四

亥七月帰国。（出）正徳四年二月再江戸住。

（出）宗旨法華御国ニ而大本寺旦那。於江戸

者武州麻布乘泉寺旦那。（出）正徳四年午二

月江戸へ引越候節御扶持人と□之。（失）享

保元年申七月十三日病死。死骸相改 御伺

濟、旦那寺ニ土葬。

（失）善庵妻 （失）名とみ。同徒如庵孫。（失）宗旨旦那寺

夫二同。（失）元禄十七年申六月十二日、於

江戸病死。旦那寺ニ土葬。

男子

（出）分哲 （出）居所初父二同。享保三年戌六月倅共年

連江戸神田橋之外江転宅。（出）宗旨旦那寺

江戸御国共父二同。

これによれば、長尾善庵は正徳四年二月に江戸へ引越したとき、高松藩の江戸藩邸に扶持人として仕えることになったので、登仕録に登載されたのではないかと考えられる。ここには切支丹

諸帳面に見えないことも書かれていたので、切支丹諸帳には届けがあったことだけを記載したものとされる。因みに天明七年の讃岐高松藩分限帳には「定江戸 一、三拾人扶持 長尾分哲老」とみえるので^②、その後も子孫は江戸藩邸で江府医師として仕えていたものと考えられる。

一方、「巻之下」の喜齋族の中には父吉原半蔵とともに、脇坂玄翁が喜齋の玄孫として次のように記載されている。

(出) 吉原半蔵

(出) 初脇坂三之助。元文二年巳四月吉原男

也卜改、寛保二年戌十二月半蔵卜改。宗旨養

父同宗法華高松妙願寺旦那。宝永三年戌二

月出生。享保二年酉五月脇坂貞安養子。享保

八年卯八月被召出。宝暦九年卯二月十七日病

死、旦那寺ニ取置。

(出) 脇坂玄翁

(出) 初吉原久太郎。享和二年戌十月脇坂玄

翁卜改。(出) 西通町ニ罷在候処、享和二年

戌十月那珂郡高篠村江引越住居。(出) 宗旨

旦那寺父二同。(出) 寛保二年戌九月出生。

(出) 享和二年戌十月剃髮。

脇坂玄翁の記事については、切支丹帳に届けがなかった移居や変形などについても記されているので、届けの有る無しに関わり

なく必要事項を書き入れたものと推測される。天明年間の『郷中代々浪人二代并一代刀指帯刀人別帳』によれば^③、この玄翁は「小納戸吉原半蔵子、牢人、那珂郡東高篠村」と記されているので、父の代から登仕録にも登載されていたのではないかと思われる。

(五) 用語の定義

「凡例」では『切支丹宗徒人名録』で使用する用語について、次のように定義している。

一、本人と記し或は転切支丹と記すは、一度切支丹に罷成候後転者を云ふなり。

一、本人同前と記すは、父同時切支丹に罷成或は父不転以前出生之者を云也。

一、類族と記すは、転切支丹之者の子孫をいふなり。

一、男子同徒之方江養子となる者は、事を養家に記す。

一、女子平人之方江嫁付者は、妻を前に記して夫を後に記す。

これによれば、「本人」あるいは「転切支丹」と呼ぶのは、一度切支丹になった後、転んだ者をさし、「本人同前」とは父と同時切支丹になった者あるいは父が転ぶ以前に生まれた者をさした。「類族」とは転切支丹の子孫のことで、「同徒」とは切支丹宗徒で自分が属する類族以外のものをさし、「同族」とは同じ類族

の者をさした。また、「平人」とは切支丹以外の者をさしていることがわかる。

(六) 記載の方法

「凡例」には記載の方法についても述べている。

一、名前を記して事の始末を記さ、るは原文に見へざるを以てなり。

一、男子同徒之方江養子となる者は、事を養家に記す。

一、女子同徒之方江嫁付者は、事を嫁付方に記す。

一、女子平人之方江嫁付者は、妻を前に記して夫を後に記す。

一、女子平人之方江嫁付者居所之義、夫之方へ記す。夫婦別居なるときは双方に記す。

一、女子平人之方江嫁付者、宗旨旦那寺元のことくなれば、妻の方に主として記して、夫の方に略し元のごとくならざるときは、夫の方に主として記す。

一、嫁娶之義、嫁すと記し婚義と記す。其例其所に分別す。

一、子ある之妻不見者誰其妻不見と記す。

一、転切支丹之者之父母并類族之者・夫之父母・妻之父母等は夫々類族の末に列記す。

一、帳面出所之験に改之字を記すは、切支丹改帳なり。

一、同出之字を記すは、転切支丹類族とも出生・剃髪・縁組・

居所替・名替扣帳なり。

一、同在之字を記すは、転切支丹并類族在命帳なり。

一、同失之字を記すは、転切支丹并類族失命帳なり。

一、同存之字を記すは、転切支丹并類族存命帳なり。

一、右五帖処々附札にて書入有之を採記するもの本帳の験に同じ。

男子で同じ切支丹宗徒の家へ養子に行った者は養家の方に記し、女子が同じ切支丹宗徒の家に嫁いだ者は嫁いだ方に記載する。女子が平人の家に嫁いだ者は、妻を前に夫は後に記した。女子が平人の家に嫁いだ場合、居所については夫の方に記し、夫婦別居ならば双方に記した。女子が平人の家に嫁いだ場合は、宗旨や旦那寺がもとのままであれば妻の方に主として記し、夫の方に略し、もとのままでなかったときは夫の方に記した。実際に、女子が結婚した場合、その旦那寺は父・母・夫とそれぞれ同じ者がいた。転切支丹の父母並びに類族の夫の父母や妻の父母などは、それぞれの類族の最後に列記した。

「改」の字は切支丹改帳をさし、「出」の字は転切支丹類族とも出生・剃髪・縁組・居所替・名替扣帳をさした。「在」の字は転切支丹并類族在命帳をさし、「失」の字は転切支丹并類族失命帳をさした。また「存」の字は転切支丹并類族存命帳をさした。

(七) 『切支丹宗徒人名録』の掲載基準

キリシタン類族とは、キリシタン本人や転びキリシタンとその親族（親類・縁者・子孫）のことをさし、最初は「妻子親類」とか「ちかき親類縁者」とか書かれていたが、貞享四年（一六八七）の幕府法令によって類族帳の作成が全国的に義務づけられてからは「類族」という言葉に統一され、「切支丹類族」と書かれるようになった。類族改が制度化された法令によると、キリシタン本人とその転宗前に生まれた子女を本人同前として扱い、そのほかの血族・縁者を類族として、大体四等親までその生業・生死・生活状況等を常に登録して監視するようにしていた。その報告は毎年七月と十二月にさせ、キリシタン及び転びキリシタンあるいは本人同前が死亡した場合には、江戸の宗門改役が検死に当たっている。

キリシタン本人の生存がなくなった元禄八年（一六九五）の法令では、転びキリシタン類族は本人同前の子が男子の場合なら耳孫まで、転宗後に生まれた子女は玄孫までが類族とされ、女子の場合にはそれから一代を減じたところまでが監視の対象となった。さらにこの年から類族の移住は、原則的に禁止されるようになっていく。このようにこの法令には、転びキリシタンの類族の範囲や死後の取扱い、各種届出の方法、類族帳や証文の作成、年

二回（七月と十二月）の報告義務など詳細な規定が載せられており、これらの規定に従って高松藩でも貞享四年時以上に詳細なキリシタン類族の調査が実施され、キリシタン類族帳が作成されていったものと推測される。

『切支丹宗徒人名録』は、基本的にこの元禄八年の法令に沿って掲載基準を決めていたと考えられる。その上で「(在) 本人より曾孫二相当候ニ付享保九年辰七月御達濟名前除候」という類族離れの注記がなされている女子が十二名いるなど、享保九年（一七二四）の新たな規定の御達にもその都度対応していたことがわかる。時代が下るが、文化六年（一八〇九）十月二十九日の『源襄様御代御令條之内書抜』³⁴には、「一、転切支丹之類族之者共、当年ニ而何代ニ相成候哉取調、并七代ニ而相濟候分も可調出候事。但、居所とも、可書出候」とあるので、この当時も類族が何代目に当たるかの確認の取調べを行っていたと考えられる。いづれにしても幕府の規定に従って丹念に類族の動静について把握しようと努めていることがわかる。

第三節 『切支丹宗徒人名録』の「巻之上」「巻之下」「附録」
記載内容の分析

(一) キリシタン禁制政策の成果物として『切支丹宗徒人名録』

『切支丹宗徒人名録』には、高松藩領内関係のキリシタン及び
転びキリシタン類族として「巻之上」に志度の市右衛門族関係の
五族三二三人、「巻之下」には高松その他の十九族三四八人、「附
録」には小豆島の五族二一人、延べ合計二十九族八七九人の名前
が掲載されている。

『切支丹宗徒人名録』撰修の原文とされたのは、高松藩の切支
丹担当奉行所に保管されていた切支丹改帳・転切支丹類族出生剃
髮縁組居所替名替扣帳・転切支丹并類族在命帳・転切支丹并類族
死失帳・転切支丹類族存命帳の五つであったが、この背後には領
内各地域から毎年のように提出された切支丹関係書類群とその文
書の控えや案文・写しが多量にあったと推定される。例えば、切
支丹類族が死亡・出生・剃髮・縁組・宗旨替え・居所替え・名前
替えをした場合には、早速その旨を当局に届けなければならな
かったので、『日下家文書』の「御用留」には、引田の助五郎族
で元禄九年（一六九六）に病死したさつ（助五郎の男子弥八郎の
妻）の死失届書と、残った転切支丹類族存命改帳の写しが載せら
れている³⁵。

覚

一、讃岐国大内郡安戸村転切支丹助五郎嫁、本人同前弥八郎女
房さつ儀、後添弥兵衛一所罷在候処、元禄九年子三月廿四日病

死仕、宗旨旦那寺一向宗同郡馬宿村西光寺内二土葬死土指置申
候。

右之通御座候、兼而被 仰付候転切支丹類族之者、或死失・出
生之子共并宗旨替・住所替り之者・縁組・剃髮仕度と申者、諸
事替儀も候ハ、当時々々早速御断申出候様ニと被仰付候。就
夫、私共預り村類族之者共、去亥十一月廿九日御改被遊候以
後、一々穿鑿仕候処、今日迄右之外、替儀無御座候、仍如件。

元禄九子年三月廿九日

安戸村

善右衛門

同 村

佐右衛門

吉川市左衛門 殿

此内二御案紙御添御座候

人数拾人内 七人男・三人女 権三郎（助五郎の孫）

わけ

助五郎娘本人同前

一、まん 当子 六十八歳

一向宗旦那寺 大内郡入野山村三宝寺

本人同前

まん夫与八郎娘

一、きい 当子 四十三歳

真言宗且那寺 大内郡引田村万生寺

まん夫与八郎掣

きい夫

一、権三郎

右同断

まん夫与八郎孫

きい夫権三郎男子

一、願斎

右同断

まん夫与八郎孫

きい夫権三郎男子

一、虎

右同断

まん夫与八郎孫

きい夫権三郎男子(ママ)

一、はる

右同断

まん夫与八郎孫

きい夫権三郎男子

一、権

右同断

まん夫与八郎孫

きい夫権三郎男子

一、七藏

右同断

まん夫与八郎孫

きい夫権三郎男子

一、八藏

右同断

助五郎孫

本人同前弥八郎男子

一、松石

一向宗且那寺 大内郡入野山村三宝寺

ノ

右之通、転切支丹類族之者共、若替儀も有之候哉と此度飯

間惣質殿・大政所兩人立合二而御改被成候所、当七月朔日

より今日迄、何之替儀も無御座候、則別紙ニ改手形指上申

候、仍如件。

元禄九子年十一月

町頭 庄右衛門

同

与右衛門

同

八郎兵衛

同

平右衛門

大政所

木下太郎右衛門

中村嘉右衛門 殿

此内ニ御案紙御添御座候

この文書が郡方の行政文書ルート（村役人―代官―郡奉行）を通じて高松藩の切支丹奉行所に提出され、その死失届が藩の「転切支丹并類族死失帳」に記帳されたものと考えられる。この「転切支丹并類族死失帳」を原文として『切支丹宗徒人名録』が撰修され、「巻之下」に次のような記事が掲載されることになったのである。

(改) 弥八郎妻 (失) 名さつ 大内郡馬宿村百姓五朗兵衛娘。

(失) 宗旨一向宗同郡西光寺旦那。(失) 元禄

九年子三月廿四日病死。旦那寺ニ取置³⁶。

また、先の転切支丹類族存命改帳で報告された助五郎の娘で本人同前の類族であったまんが、正徳元年（一七一）十月に八三

歳で病死したときにも同じように藩に報告されたものと思われ、父と同じ旦那寺である東かがわ市白鳥町の一向宗三宝寺に葬られている。『切支丹宗徒人名録』には、このまんについて次のように記述されている。

(改) まん (失) 宗旨旦那寺父二同。(改) 夫与八郎逐電

後、妻子共所江預置候。(失) 正保元年卯十

月十日病死。塩詰御伺済。旦那寺ニ土葬。

事実、三宝寺の境内には、現在も中央に「釋妙通信女之墓」と陰刻された高さ一メートルほどの墓碑が立っている。その左右に次のような建立事情が記されている。

釋妙通在俗名萬。父曰助五郎、東讚大内安戸人也。正徳元年辛卯年十月十日以一朝病死矣。春秋千時八十有三也。然雖信女恒婦念佛、以其父徒干異教、一郡無葬之僧、於是當山寺主啓山法師、葬之於此境内、郡中無不奇焉。是以引高十五石永代附此寺、是之為謝其恩而已。

このように高松藩では、領内に在住するキリシタン及び転びキリシタン類族の動向について各地域に張り巡らされたキリシタン及び転びキリシタン類族掌握システムを通じて種々の報告が藩の切支丹奉行所に上がってくる仕組みになっていたのである。『切支丹宗徒人名録』は、これら各地域・各年代ごとのキリシタン及

び転びキリシタン類族の動向に関する諸届を相互に関連付けて整理し、系統図化したところに大きな特色がある。つまり、『切支丹宗徒人名録』は、領内に張り巡らされた膨大な上申下達文書システムの構築と行政組織の整備があつて初めて成り立つ成果物であり、近世前中期の高松藩において藩権力が宗門改制度や寺請制度、類族改制度や五人組制度などを通じて家中及び領民の支配を徹底することによって「藩」体制を確立するとともに、その支配力を地域社会の生活レベルにまで浸透させることが可能になった時点での、それまでの高松藩のキリシタン禁制政策の成果を集大成したものであるといえる。また、同時に他領に住むキリシタン類族の動向についても幕藩相互間で連絡し合うシステムが出来上がっていたことを徴証する史料ともなっている³⁷⁾。

(二) キリスト教布教地とキリシタン及び転びキリシタン類族の分布状況との関係

「巻之上」には五族三二三人が掲載されている。内訳は寒川郡志度浦の塩焼市右衛門族が一五五人、同じく志度浦の塩焼次郎大夫族(市右衛門弟)が一〇二人、大坂の長左衛門無族(次郎大夫弟)が一人、三木郡の新三郎後家族(新三郎ハ長左衛門弟)が二三人、寒川郡志度浦の長右衛門族(新三郎弟)が三一人である。「巻之下」には十九族三四八人が掲載されている。内訳は高松

の医師玄碩族が十二人、医師忠次郎無族(玄碩弟)が一人、香川郡飯田村の医師井上宗入族が三四人、大内郡水主村の市女族(井上宗入妹)が十八人、大内郡引田村の百姓真嶋善左衛門族が一人、鵜足郡富熊村の医師常珍無族が一人、生国備中で高松住の喜斎族(いふき屋庄三郎)が四八人、生国阿州板西郡で高松住の道無族が四九人、生国淡路の与力奉公で高松住の浜野五郎右衛門族が六人、高松の医者如庵族が三九人、長尾善庵の妻富女無族(如庵孫ト有)が一人、鵜足郡内田村の医者意三族が四人、生国阿州の町人で高松住の阿波屋三郎兵衛族が六四人、生国与州松山の鍛冶善左衛門族が三人、生国城州京の浪人で高松住の南部七郎左衛門族が六人、大内郡水主村の助五郎族が三七人、生国奥州仙台の商人で高松住の可休族が二〇人、香西郡の勘小兵衛無族が三人、生国肥後天草で寒川郡住の六兵衛無族が一人である。

「附録」には五族二二八人が掲載されている。小豆島草加部村の勘十郎族が二四人、同じく草加部村のよし女族が三二人、同じく草加部村のよし女族(よし女の妹)が三六人、同じく草加部村の五郎兵衛族(よし女しよる女等の弟)が十八人、庄吉族が八人である。

これらをキリシタン本人及び転びキリシタンの居住地別に分類すると、志度の二八九人、高松の二四五人、小豆島草加部の

二一八人、大内郡の五五人、香川郡の三四人、三木郡の二三三人、鵜足郡の五人、香西郡の三人、寒川郡の一人、大坂の一人、不明が四人であった。ただし、大内郡引田村の百姓真嶋善左衛門については、訴人されたが人違いであったので除いた。

これによると、高松藩領ではキリシタンの拠点が志度・高松、小豆島では草加部にあったことがわかる。この背景には、近世初頭の讃岐におけるキリスト教の布教状況が大きく影響していたと考えられる。

(三) 志度のキリシタン

現在、志度町志度新町にある真覚寺に『一向宗西派寒川郡志度村真覚寺記録』という記録が残されており⁽³⁸⁾、そこには次のような記事がみえる。真覚寺の前身は真蔵(花)坊といい、高松市牟礼町原の寺井氏宅付近にあったとされ、その後、慶安四年に志度に移転して真覚寺と改称したと伝えられている⁽³⁹⁾。

一、生駒壱岐守殿御代 切支丹外道

天下一同御制禁、於当地八十四人寛永十一年七月十五日、改邪宗当寺江御預ケ檀越ニ成り候、其頃ヨリ切支丹宗門判印御改之節、村方ヨリ駕籠人足三人相渡し来り申シ候。

すなわち讃岐の生駒藩では、四代藩主高俊の時代にキリシタン

の取締りが行われ、このため志度では寛永十一年(一六三四)に八四人が転宗して真覚寺に預けられたと伝えられている。この時の転宗者の中に市右衛門という塩焼が含まれていたことが、『切支丹宗徒人名録』「巻之上」の次のような記述によってわかる。

(改) 市右衛門 (改) 初太兵衛

(改) 生国播州北条郡先年より寒川郡志度浦住

塩焼

(改) 宗旨一向宗三木郡原村真蔵坊旦那

(改) 切支丹之由御奉書并訴人酒井宮内少輔殿内庄右衛門口書

寛永廿年末十月

到来ニ付入籠問状ニ掛候所先国主生駒壱岐守殿宗門穿鑿之節夫

婦共転候由

ニ付旦那寺所之者尋候処相違無之由申候

(改) 承応二年己寅六月廿三日籠死旦那寺ニ土葬

(改) 市右衛門妻 (在) 名こく

(改) 宗旨旦那寺夫二同

(改) 夫同時入籠

(改) 承応三年午正月十四日籠死旦那寺ニ土葬

また、『英公日曆』の慶安四年(一六五一)二月十五日の条に

よると⁽⁴⁰⁾、老中から松平頼重あてに次のような奉書が届いたこ

とが記されている。「その方領内に切支丹宗門の者これある由、訴人白状の趣別紙に註し井上筑後守より差し越し候。これを捕らえ穿鑿を遂げ、様子筑後守方まで相達せらるべく候。」その別紙には、こう書かれていた。

因幡国 長右衛門白状

歳五拾余り 次郎太夫

歳四拾五同弟 長左衛門

一、この式人松平右京太夫殿領分、讃岐国志度浦に塩屋仕り罷りあり候、吉利支丹宗門にて御座候。二拾年以前まで宗門の儀確かに存じ候。長左衛門は我らあにまのおやにて御座候。次郎太夫はへやとしもん、長左衛門はべいとうと申し候。式人妻子は宗門にては御座なく候。志度浦太兵衛と申す者の弟にて御座候。 以上。

おそらく、市右衛門（初め太兵衛）の弟次郎太夫・長左衛門・長右衛門も、兄と同じように志度浦で塩焼をしていた寛永九年（一六三二）頃にはキリシタンであったが、その後、讃岐生駒藩の第四代藩主生駒高俊の取締りによって転宗したものと推測される。

これによると、讃岐の志度には少なくとも寛永九年から寛永十一年（一六三四）にかけて、市右衛門兄弟のような塩焼を生業

とするキリシタン集団が存在していたものと考えられる。彼らがいづ、どこでキリシタンとなったかは判明しないが、先ほどの『切支丹宗徒人名録』によると、市右衛門は播州北条郡、次郎太夫・長右衛門は播州松方の生まれで、のち讃岐国の志度浦に移ってきて塩焼をしていたと記載されている。北条郡及び松方の比定地は、『播磨国細見図』（寛延二年、鎌田共済会博物館所蔵）にみえる姫路南部の北条村、『寛文七年西国海辺巡見記』（明治八年写、内閣文庫所蔵）にみえる塩業の盛んであった的形（まとかた）に該当すると思われる。松方（的形）は、播磨国のキリシタン布教の拠点となっていた所で、『日本切支丹宗門史』にみえるポルロも元和六年（一六二〇）に備前岡山へ行く途中にマツンガ（的形）を訪れている。播磨の国では天正九年（一五八一）に室津で初めてキリスト教の宣教が行われ、次いで高山右近が明石城主となる天正十三年（一五八五）頃からは多くのキリシタンが生まれ、元和元年（一六一五）からは宣教師ポルロが滞在するなどして宣教の実を挙げている。その頃に、市右衛門兄弟もキリスト教に触れる機会があったものと推測される。

また塩焼とは、元禄三年（一六九〇）の『人倫訓蒙図彙』（国立国会図書館所蔵）によれば、「汐汲、汐水ハ女の業としてこれ汲也。同じ海辺の者なれば魚とる海人になぞらへ汐汲海人ともい

へり。汐ハ海にて汲、薪ハ山にもとめてこれを焼ゆへ、薪とる老夫を塩木の翁ともいへり。誠に塩やくありさま、ミるにくるしき業なり。人家はなれたる海辺にて焼ぬれば、朝夕に立のぼるけふりの風にしたがひてさまざまの風情をなすは、又くらべミンものなきゆへ、しほ屋の煙とてこれをあひし、哥人もこれをめて、和哥にハ詠ずるぞかし。」と紹介されている。当時、キリスト教では塩は聖なるものとして大切に扱われていたので、この方面からも塩焼がキリシタンと接触する場面があったのではないかと想像される。

ちようどこの頃は、塩浜・塩山・塩釜の三つが結合した中世の小規模経営段階から、入浜塩田の成立によって塩浜と塩山とが分離してくる近世塩田経営段階へと移行する時期にも当たっていた。特に慶長・元和期（一五九六～一六二四）には瀬戸内海沿岸において古式入浜の開発が急速に進められ、各地に入浜塩田が発生してくる時期でもあった。確かに慶長～寛永期（一五九六～一六四四）には、瀬戸内海東部地域において大量の人口移動が行われている。例えば、讃岐に限っていえば、天正年間（一五七三～一五九二）には播磨国赤穂の塩業従事者が小豆島の馬木・淵崎・土庄・小海などに来て、塩浜を開発しており⁴⁾、引田の安戸浜にも赤穂の製塩技術が伝わったとされている（『塩製秘録』）。ま

た、『教蓮寺縁起』（白鳥町、教蓮寺所蔵）によれば、天正十五年（一五八七）に播磨国赤穂から数十人が白鳥の松原に移住して塩田を開いたと記され、『西光寺文書』（宇多津町、西光寺所蔵）にも慶長七年（一六〇二）に播磨国から坂出に移住してきた者がいたことが書き留められている。従って、市右衛門兄弟もこのような瀬戸内海東部地域における大きな人口移動の流れのなかで、播磨の国から新天地である讃岐の志度へ移ってきたものと理解される。

播磨国では慶長十六年（一六一一）にキリシタンの取締りが行われ、約二〇〇人のキリシタンが領外に去ったと伝えられている。次第に厳しくなる取締りを避けて、市右衛門・次郎太夫たちは寛永二年（一六二五）前後に、塩田開発の仕事があり旧赤穂藩主の転封先である讃岐の志度へ、長左衛門は志度からのち大坂へ、末弟の長右衛門は因幡へとそれぞれ分かれて移住していったものと思われる。特に長左衛門は「あにまのおや」と呼ばれる信仰集団の指導者であったとされている。

志度において塩の生産がはじまったのは、寛永二年の松原玄雪あて「生駒家家老連署状」（三木町池戸、松原奎一氏所蔵）によると、「寒川郡於志度浦、正俊様為御意、塩浜を被成候、去年迄者年貢御赦免之由ニ候、従当年年貢塩百五拾俵ニ相定候、毎年右

之分御進納尤二候、然者其近辺未荒所も在之由候、可有御興候、勿論三ヶ年之内者年貢有之間敷候、縦三年過候共理申上、今度之塩浜之分ハ貴老へ被成御扶持候様ニ可申上候、可被得其意者也」とあり、讃岐生駒藩三代藩主生駒正俊の意向を受けて、松原玄雪が志度の地に塩田を開き、最初の三年間は年貢免除であったが、寛永二年（一六二五）からは毎年一五〇俵の塩を年貢として納めるようになった、というのである。とすると、松原玄雪による志度塩田の開発は、遅くとも元和八年（一六二二）には始められていたことになる。

生駒氏は、天正十四年（一五八六）には伊勢神戸三万石、続いて赤穂六万石、天正十五年には讃岐十七万石と転封しているが、それぞれの地でことごとく塩業を興している。従って、この讃岐においても塩田を開発するために、周辺諸国からの塩業従事者の招致に積極的であったことは十分に予想され、その拠点が志度であったと考えられる。これほど塩田開発に熱心で、キリスト教にも寛容であった生駒氏のキリシタン政策が大きく変わるののは、寛永十一年（一六三四）に幕府から九州・中国・四国の諸大名に対して下国の暇を与えて領内の宗門改を命じられたことがきっかけになったものと考えられる¹⁰。『一向宗西派寒川郡志度村真覺寺記録』によれば、寛永十一年に志度で一斉にキリシタンの取締り

が行われ、八四人が転宗している。これまで比較的自由であったキリシタンの移動・交流を禁止し、彼らを藩領内に定着化させ、やがて宗門改や類族改で地域内に固定化しようとしたものと考えられる。

また『切支丹宗徒人名録』によると、四代藩主生駒高俊による寛永十一年（一六三四）の取締りによって転宗した転びキリシタンの塩焼市右衛門が、寛永二十年（一六四三）十月には再び幕府の宗門改役井上政重の指示で捕らえられ入牢処分となっている。市右衛門が既に転んでいたにも関わらず、この時点で再び捕縛されることになった理由には、寛永二十年五月のルビノ第二団の筑前大嶋への潜入に伴い、幕府が諸大名に海上警備の徹底と領内のキリシタン摘発を命じたことにある。つまり、志度の転びキリシタン市右衛門の再捕縛事件は、寛永二十年にキリシタン禁制の主導権が個別藩から幕府に移っていった象徴的な出来事であったといえる¹³。

市右衛門は承応二年（一六五三）に籠死し、その妻こくも後を追うように翌年（一六五四）籠死したので、旦那寺である三木郡原村の真蔵坊に土葬されたと記されている。彼の子右衛門作・次右衛門・かめ・とく・まとは、大坂の伯父長左衛門の白状で当人及び旦那寺・所之者に尋問したところ、次右衛門以外は既に転ん

でいたので所之者にそれぞれ預け置かれている。次右衛門については、キリシタンではなかったが、以後その家族も転びキリシタン類族として当局側の監視の対象とされることになった。かめとまとは病死した際、遺体は江戸への伺いが済むまで塩詰にされた後、それぞれの旦那寺に土葬されている。このうち長女かめについては小豆島肥土山村の五郎右衛門に嫁いでいたので、『切支丹宗徒人名録』の「附録」が特別に撰修されるきっかけになったものと考えられる。

(四) 高松のキリシタン

記録上、高松にやってきた最初の宣教師は、元和二年(一六一六)に高松のキリシタン石原孫右衛門を訪ねてきた宣教師ポルロである。その後も彼は高松にやってきて、寛永四年(一六二五)の訪問の際には、高松のキリシタンが熱心で良い成果を収めたと記録されている^(註)。従って、この前後の元和元年(一六一五)・同五年・同七年・同九年に来讃した宣教師というのも、ポルロではなかったかと推測され、おそらくその際には高松へも立ち寄ったものと想像される。この背景には、元和二年から、中・四国のうち、播磨・備前・備後・美作・讃岐の布教をポルロが担当するようになっていたということも影響したのではないかと推測される。このように十七世紀初頭において高松は宣教

師の布教の拠点となっていたことがわかる。

このポルロと親密な関係にあった石原孫右衛門という人物は、高松のキリシタン集団の中心人物であったと考えられる。彼はもと備前の国の有名な武士であったが、慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦いの後、武士の生活をやめて、讃岐へ来て商人となっていた。『イエズス会日本年報』によると、天正十四年(一五八六)に備前では、宇喜多秀家が宣教師に対して領内での布教の許可と岡山城下での聖堂及びレジデンシャ(宣教師駐在所)の建設用地提供を約束した。その結果、彼の重臣のうち、明石掃部頭全登・浮田太郎右衛門・中村二郎兵衛など多数が洗礼を受けたとされている。このような中で、石原孫右衛門もキリスト教に関心を抱いたものと考えられる。『宇喜多家分限帳』によれば^(註)、石原姓の者が「石原興市」「石原助九郎」「石原平三郎」「石原六三郎」と石原姓の者が四名いるが、孫右衛門はこの内の一人で、後に改名したものと思われる。

ペドロ・モレホンの『続日本殉教録』(一六二一年刊)によれば、「一六一六年に広島に駐在していたパードレが讃岐を訪問したが、その際にアントニオ石原孫右衛門が不在であったので大いに悲しんだ。彼はパードレが播磨にいることを知ったので、船に乗って探しに行き告解をした。その間、詳しく聖教に就き教わ

り、甚だ熱心になり、他人を助けること、天主のために命を捨てることだけを望んで帰途についた。帰国して自宅にキリシタンたちを主日に集め、パードレから聞いたことを極めて熱心に説き、霊的な書物を読みかかせたほか、善業を行った」とある。ところが、「四国の一国讃岐において、一六一七年七月に迫害があった。その迫害は、二人の異教徒の争いに端を発し、負けた方が、勝った相手方は將軍の命に反してキリシタンの叔父を一人自宅にかくまっていると告発した。そのため、同国の大名（生駒正俊）は自領にキリシタンがいなかを調べ出した。捜索中、幾人かのキリシタンが発覚したが、信仰を捨てさせる方法がないので、七、八人を国外に追放した。アントニオ孫右衛門という富裕な商人を捕らえて、全財産を没収した」と書かれている。

彼が一向に信仰を棄てると言わないので、生駒正俊は彼の処刑を命じた。一六一七年七月十六日のことであった。「その首は公衆の前に晒され、立札には天下の禁に背いた科により將軍の名によって処刑された旨が記載されていた。元和三年六月十四日のことで、我らの七月十六日に当たる。遺骸はそのまま埋められたが、後でキリシタンたちはその頭をとり、別の良い場所に移し、今尚そこに葬られている」翌日には彼の四歳の息子フランシスコも、父の後を追って殉教した。これが讃岐における最初で最後の

キリシタン殉教事件の概要である。

この事件の背景には、この前年の元和二年（一六一六）八月八日に徳川幕府から「伴天連門徒之儀、堅御停止之旨、先年相国様被仰出候上ハ、弥被得其意、下々百姓以下至迄、彼宗門無之様可被入御念候」という禁令が出され、キリシタンの取締りの対象範囲を従来の上級武士から百姓にまで拡大して厳重に行うよう命ぜられたことが影響していると思われる。例えば、広島では早速この禁令に基づき、同年十一月二六日にはドミンゴ星野嘉蔵が処刑され、翌元和三年には明石内記事件に絡んで、佃又右衛門妻子が処刑された上、宣教師のアントニオ石田も逮捕・入獄されるといふ中・四国のキリシタン教界にとって深刻な事態が発生してきている。高松の石原孫右衛門父子殉教事件も、このような幕府及びそれに影響を受けた諸藩におけるキリシタン禁制強化策の中で起こった一つの事件として捉えることができる。

このような厳しい環境の中で、ポルロは元和三年十月上旬に高松を訪れて、高松のキリシタンたちに石原孫右衛門父子の殉教に関する証言文書を作成するよう依頼し、それをポルロがローマ字文にしている¹⁶。

讃岐の国高松にてのマルチル（殉教者）アンタン様、生国は備前の住人石原孫右衛門と申し候、根本は侍にて御座候

が、関ヶ原陣よりこの方町人になり、御身上も形の如くの人にて候。去年コンパニア（イエズス会）のパテレ・ジョアン・バウチスタ様キリシタンを見舞として、讃岐へ御座なされ候折節、アンタン孫右衛門殿は留守にて候つる故、さても御残り多きことかなと御跡を尋ね、播磨の国まで渡海なされ、コンヒサン（告解）を御申し候。常はたいいのキリシタンの様に見え申し候え共、それよりいよいよ信心に燃え立ち申され、ドミンゴ（日曜日）祝日を勤め、オラシヨ（祈り）その外善作に怠りなく候。中にもキリシタンたるべき者はケレド（使徒信経）十二箇条の理りをよく知らずしては後生扶かりがたきと、コンヒサンのついでにパテレより御教化なされ候を聞き、一大事と存じられ、ひとしおこの儀を御心に懸けられ、御勧めのために一味衆を繁く集め、物語をし、経を聴き、御奉公の道絶間なく候を見る人は、しのび候えと折々異見仕り候え共、我等キリシタン殿様より御存じにて候間、苦しからず候と常々申され候。その様子を町の十人組の内より讃岐殿へ申し上げ、六月十一日に家・財宝悉く闕所なされ、讃岐殿へ上り、その上籠者と御成り候。

（中略）

右に書き申すこと少しも偽り御座なく候。御主デウスよく

御覧なされ候。

十月二十三日（元和三年）

進上ソーチ・ジョアン様

葛西ジョアン

松本仁左衛門イナシヨ

等々

これによると、石原孫右衛門は高松のキリシタン教界の中心的存在であり、熱心な信徒活動をおこなっていたこと、元和三年にポルロが彼を訪ねてきたとき、不在だったので、ポルロの跡を追って播磨まで赴いたこと、当時高松の城下には十人組という制度があり、彼はその町の十人組の内からキリシタンであることを告発されたこと、高松には石原孫右衛門の他に葛西ジョアン・松本仁左衛門イナシヨなどのキリシタンがいたこと、などがわかる。また、（中略）部分には生駒藩の奉行として、「玄蕃と申す奉行」「生駒左衛門佐と申す奉行」「井上若狭と申す奉行」の三人の奉行が石原孫右衛門の取締りと刑の執行に立ち会っているので、当時生駒藩ではキリシタンの取締りの責任者は奉行が行っていたと思われる⁽⁴⁷⁾。

その後、ポルロは一六一七年の「布教報告」で、石原孫右衛門が捕縛された後の高松の状況について次のように報告している。

高松の多くの十人組は、殿がアンタンをキリシタンであるた

めに入獄せしめたことを知って、すべての者がすぐに彼らの町々キリシタン数名がいることによって何か悪いことが彼等不起こるのではないかと恐れを抱き始めました。かようにして彼等はキリシタン達の改めを行って、その者たち全員を他所へ追放してまいりました。同様のことがその他の土地においても高松において行われたことを手本にして実行されました。侍達も同じことを行いました。そのため組頭達は自分の組にもしや誰かキリシタンがいるのではないかとして改めを行い、見つけ出したキリシタン達を追放してまいりました。家長十四名、これらの者の中には甚だ立派な屋敷を所有していた五名の者がおり、またその外の者のうちの一人が有する屋敷は三〇〇タエス以上の価値を持っていました。これら十四名の者全員が進行を捨てなかつた廉でその屋敷を失い、そしてこれを残してデウスのために追放に処せられました。この者たちの外にも多数の追放者が出て、全体で五九名に達しました。

生駒氏が元和三年に高松で行ったキリシタン改めは、まず高松の町方から始まり、やがて地方や家中にも広がっていった様子がよく理解できる。その際、町方では十人組、地方では五人組、家中においては各組の制度がキリシタンの摘発に有効に機能し、生駒藩がこれらの制度を巧みに利用してキリシタン改めを行って

たことが窺い知れる。こうして生駒藩では、このキリシタンの摘発でキリシタンの武士が十四名、町方のキリシタンが四五名の合計五九名が国外追放となり、讃岐のキリシタンの拠点であった高松のキリシタン教界も壊滅的な打撃を受けることになったのである。

しかし、その後も宣教師の訪問やキリシタンの移住などもあって、高松には信仰を守るキリシタンが存在し、幕府宗門改役の公的記録である『契利斯督記』の中には、明暦四年（一六五八）六月十六日付けの「吉利支丹出申国所之覚」という覚書きがあり、そこには、「讃岐国 松平右京大夫領分 高松ヨリ宗門多出申候内侍一兩人モ出申候」と記されている。すなわち讃岐の高松藩では、キリシタンが多数出て、そのうち一名は武士であったということである。中・四国地方で「宗門多出申候」と同記録に記載されているのは、美作国の津山、安芸国の広島、そして讃岐国の高松の三地域だけである。十七世紀初頭の中・四国地方においては、これらの三地域にキリシタンの中心地があったものと考えられる。先ほどの『契利斯督記』に「宗門穿鑿心持の事」という項目があり、「十八 国主、吉利支丹宗門の仕置、善悪之あり。宗門の考あしき仕置の国にはかくれ候事、まぎれやすきにより、其国には必ず吉利支丹宗門あり。」と書かれている⁽⁴⁸⁾。当時のキリ

シタンの取締りは領主によって少しずつ寛嚴の差があり一様でなかったため、キリシタンたちは彼ら独自の連絡網によって、より禁制の緩やかな国々へと逃れて信仰を守ろうとしたものと推測される。従って美作の森氏、安芸の福島氏、讃岐の生駒氏などは、キリシタンに比較的寛大な領主として宣教師やキリシタンの目に写っていたものと想像され、彼らの移住を容易にした理由があったものと想像される。

例えば、『切支丹宗徒人名録』などによると、この当時他国から讃岐の高松へ移住してきたキリシタンとして次のような人物があげられる。元和九年（一六二三）に兄の桑名権之丞を頼って高松へ移ってきた弟の桑名権四郎・桑名瀬兵衛は、兄の勧めで上方の作右衛門から洗礼を受けてキリシタンとなっている。同じ頃、生国阿波の井上五左衛門も高松に住んでいてキリシタンであったが、寛永六年（一六二九）には転宗している。また、彼らと知合いであった生駒河内守の包丁人舟橋徳左衛門もキリシタンであったが、寛永七年に転宗し、翌年備前へ移っている。生国備中のいふき屋庄三郎（のち喜齋）も寛永八年（一六三一）に高松へ移住してきている。生国阿波の道無・忠左衛門父子も正保元年（一六四四）頃高松に移り住んでいる。生国淡路の浜野五郎右衛門は、寛永二十年（一六四三）から高松に住み、与力奉公をして

いた。生国阿波の町人宗徳（のち阿波屋三郎兵衛）も正保二年頃高松に移り住んでいた。伊予松山出身の鍛冶職人善左衛門は寛永十一年（一六三四）に高松へ移ってきている。また、生国山城の浪人南部七郎左衛門も高松に住み、生国奥州の商人与惣兵衛（のち可休）も伊予から移り住んでいる。このように高松のキリシタンの特色は、他領からの移住者が多いということである。

もう一つの特色は、医者が多いということである。例えば、寛永二十年に訴えられ宗門道具とともに江戸へ送られて斃死した生国高松の医師玄碩、同じ年に訴えられた香川郡飯田村の医師忠三郎（のち井上宗入）、正保二年（一六四五）に訴えられた高松の医者如庵、玄碩族外の医師忠次郎などである。玄碩の男子善庵と如庵の孫とみが結婚しているので、二人は旧知の仲ではなかったかと思われる。この当時は医者を装ったキリシタンが各地に隠れることも多かったと思われる、寛永十三年（一六三六）には、京都所司代から「他所より参り候医者在所候を不在これあるにおいては、召し連れ参るべし、きりしたん医者を仕まつり隠れありき候間、その心得申すべき事」というお触れが出されている。

（五）小豆島のキリシタン

小豆島のキリシタンについて考えるとき、小西行長との関係抜きにして語ることはできない。小西行長は、弘治元年

表3 讃岐高松藩・小豆島関係のキリシタン一覧

●印は、『切支丹宗徒人名録』に掲載されている者。

	氏名等	内 容	出典史料等
1	小豆島のキリシタン	天正十三年（一五八八）に宣教師セスペデスから一、四〇〇名以上が受洗した。のち元和三年（一六一七）にはキリシタン四〇人が来島したポルロに告解した。	『イエズス会日本年報』
2	石原孫右衛門	慶長十九年（一六一四）三～十二月にトルレスの讃岐宣教を助ける。慶長五年（一六〇〇）に備前から来讃した商人。洗礼名アントニオ。元和三年六月十四日（一六一七年七月十六日）に高松で殉教し、讃岐で最初の殉教者となる。	『イエズス会日本年報』
3	フランシスコ	元和三年六月十五日（一六一七年七月十七日）に父石原孫右衛門に続いて高松で殉教。	『日本切支丹宗門史』
4	高松のキリシタン	元和三年（一六一七）六月キリシタン改めの結果、キリシタンの武士十四名、町方の者四五名合計五九名が国外追放となった。	『イエズス会日本年報』 『ポルロ「布教報告」』
5	葛西ジョアン	元和三年（一六一七）十月二三日に宣教師ポルロからローマ字文証言文書の作成を依頼された高松のキリシタン代表者。	『ポルロ「布教報告」』
6	松本仁左衛門イナシヨ	元和三年（一六一七）十月二三日に宣教師ポルロからローマ字文証言文書の作成を依頼された高松のキリシタン代表者。	『ポルロ「布教報告」』
7	讃岐海岸沿い村のキリシタン	元和三年（一六一七）ポルロの宣教により成人四名が受洗した。	『イエズス会日本年報』
8	桑名水也	元和九年（一六二三）に兄権之丞の勧めで、上方の作右衛門から受洗。高松西浜在住で、のち土佐に移る。	『キリシタン研究・四国編』
9	桑名古庵	同上。寛永六年（一六二九）、土佐へ移る。	『キリシタン研究・四国編』
10	●勘十郎	寛永七年（一六三〇）に小堀政一の取締りによって転宗。草加部村住。	『切支丹宗徒人名録・附録』
11	●よし	同上。草加部村住。	『切支丹宗徒人名録・附録』
12	●しよろ	同上。草加部村住。	『切支丹宗徒人名録・附録』
13	●五郎兵衛	同上。草加部村住。	『切支丹宗徒人名録・附録』
14	●庄吉	同上。居所不明。	『切支丹宗徒人名録・附録』
15	井上五左衛門	寛永六年（一六二九）に転宗。	『キリシタン研究・四国編』
16	舟橋徳左衛門	生駒河内守の包丁人であったが、寛永七年（一六三〇）に転宗し、翌年備前に移る。	『備前キリシタン史』
17	志度のキリシタン	寛永十一年（一六三四）生駒藩の取締りで、キリシタン八四名が捕えられる。	『一向宗西派寒川郡志度村真覚寺記録』
18	●市右衛門	生国播州北条郡で寒川郡志度浦の塩焼。寛永十一年（一六三四）生駒氏の取締りで転宗。籠死。一向三木郡真蔵坊に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
19	●こく	市右衛門の妻。寛永十一年（一六三四）生駒氏の取締りで転宗。籠死。一向三木郡真蔵坊に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
20	●右衛門作	市右衛門の男子。転宗後、大坂の伯父長左衛門の白状で尋問の上、所之者へ預置。病死。一向三木郡真蔵坊に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』

21	●次郎太夫	市右衛門の弟。生国播州松方で寒川郡志度浦の塩焼。慶安四年（一六五一）に入籠・転宗。江戸送検後、明暦三年に赦免となり、帰着。病死。一向三木郡真蔵坊に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
22	●次郎太夫の妻	夫の弟長左衛門の白状で訴えられ、転宗したので、所へ預置。病死。一向寒川郡真覚寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
23	●庄三郎	次郎太夫の男子。母次郎太夫の妻と同様。病死。塩詰の後、一向寒川郡真覚寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
24	●い さ	次郎太夫の女子。母次郎太夫の妻と同様。病死。塩詰の後、一向寒川郡真覚寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
25	●次郎左衛門	次郎太夫の男子。母次郎太夫の妻と同様。病死。塩詰の後、一向寒川郡真覚寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
26	●伝右衛門	次郎太夫の男子。母次郎太夫の妻と同様。病死。一向大内郡教蓮寺に取置。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
27	●長左衛門	次郎太夫の弟。慶安四年（一六五一）に大坂で捕らえられ、入籠。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
28	●新三郎後家	大坂の長左衛門（夫新三郎の兄）の白状で訴えられるが、それ以前に夫とともに転宗していたので、所へ預置。病死。一向三木郡法泉寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
29	●長右衛門	長左衛門の弟。生国播州松方で寒川郡志度浦住。大坂の兄長左衛門の白状で慶安四年（一六五一）に訴えられ、転宗。養生のため出籠、預置。病死。一向三木郡真蔵坊に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之上』
30	●玄 碩	生国高松の医者。寛永二十年（一六四三）の訴えで捕らえられ、宗門道具とともに江戸へ送検される。籠死。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
31	●井上宗入	香川郡飯田村の医者。寛永二十年（一六四三）に訴えられ、転宗。籠死。一向香川郡成願坊に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
32	●常 珍	鵜足郡富熊村の医者。正保元年（一六四四）に訴えられるが、それ以前に転宗していた。籠死。高松地蔵寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
33	●喜 斎	生国備中で寛永八年（一六三一）から高松住。初め「いふき屋庄三郎」といい、正保元年（一六四四）大坂の画書一閑の白状で入籠となるが、それ以前に阿州で転宗。養生のため出籠、預置。病死。真言岩清尾薬洲坊に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
34	●道 無	生国阿州板西郡で倅忠左衛門方に同居。正保元年（一六四四）に訴えられ、それ以前に阿州で転宗していたが、慶安二年（一六四九）に江戸へ送られ、籠死。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
35	●忠左衛門	生国阿州で讃岐に住み、手代奉公。父道無同様、正保元年（一六四四）以前に阿州で転宗。養生のため出籠、預置。病死。真言西浜蓮華寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
36	●浜野五郎右衛門	生国淡路で寛永二十年（一六四三）から高松住。与力奉公。正保元年（一六四四）に大坂のりうしんの白状で訴えられ、江戸送検後、赦免となり帰国。病死。浄土浄願寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』

37	●如庵	高松の医者。備中の九兵衛の白状で正保二年（一六四五）に訴えられるが、それ以前に転宗していたので、出籠。元にて指置。病死。一向高松勝法寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
38	●意三	生国播州伊丹で鶴足郡内田村の医者。備中の九兵衛の白状で正保二年（一六四五）に訴えられるが、それ以前に大坂で夫婦ともに転宗していたが、江戸へ送検の後、赦免にて帰国。病死。一向鶴足郡正円坊に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
39	●阿波屋三郎兵衛	生国阿州で高松住の町人。正保二年（一六四五）以前に阿州で転宗していたが、同年江戸へ送検の後、岡山の牢人家嶋九左衛門夫婦を訴えて赦免となり帰国。元にて指置。病死。塩詰の後、禅東光寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』 『岡山キリシタン類族帳の研究（後篇）』
40	●善左衛門	生国予州松山で、寛永十一年（一六三四）に高松来住の鍛冶。予州時代にキリシタンとなり、その後備前で転宗。正保三年（一六四六）江戸で入籠となるが、備前吉右衛門の訴人となったので、赦免となり帰国。元にて指置。病死。真言多門寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
41	●南部七郎左衛門	生国城州京で生駒遣臣の浪人。京で転宗。慶安二年（一六四九）江戸へ送検の後、赦免にて帰国。元にて指置。病死。禅東光寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
42	●助五郎	大内郡引田浦出生。阿州善兵衛の白状で慶安三年（一六五〇）に入籠となるが、生駒壱岐守時代に転宗していた。養生のため出籠、預置。病死。一向大内郡三宝寺に取置。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
43	●可休	生国奥州で予州を経て高松に来た商人。大坂の清水安兵衛の白状で慶安四年に訴えられ江戸へ送検されるが、予州時代に転宗していた。赦免にて帰国。元にて指置。病死。禅東光寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
44	●勘小兵衛	北条郡出生で、備中九兵衛の白状で正保二年（一六四五）に訴えられるが、それ以前に転宗。籠死。一向香西郡旦那寺に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』
45	●六兵衛	生国肥後天草で寒川郡住。作州の山に宗門道具を埋める。勘小兵衛の白状で正保二年（一六四五）に訴えられ入籠するも転宗せず、籠内でも法儀を行う。籠死。高松墓所場に土葬。	『切支丹宗徒人名録・卷之下』

(一五五五)頃、小西立佐の次男として京都に生まれ、幼少の時より京都の教会でキリスト教の教義を教わっている。その後、天正四年(一五七六)頃備前の商人魚屋弥九郎の養子となり、天正七年(一五七九)には宇喜多直家の家臣に随伴して秀吉・信長への降伏交渉の取り次ぎの任に当たっている。行長は、天正八年頃から羽柴秀吉に重用されはじめ、翌年播磨の室津に所領を得ている。天正十年(一五八二)には行長は室津にいて、秀吉から小豆島の管理権を委ねられ、さらに天正十一年には、秀吉から塩飽より堺に至るまでの船舶を監督する水軍の長(舟奉行)に任せられて、香西浦にまで来ている。天正十三年には、室津・小豆島・その他二、三の港を領有することになった。父の立佐もこの年河内の蔵入地の代官となり、翌天正十四年には秀吉から堺の政所に任命されている。いずれも瀬戸内海沿岸の重要都市や拠点となる港町・島々を小西父子に管理させ、彼らの持つ回船業者に対する指揮統率権と出身地堺の持つ財力及び兵糧調達輸送力に期待したためであろうと推測される。この間、行長は天正九年(一五八一)には遅くとも洗礼を受けており、アゴスチノという霊名を持っている。また弥九郎とも「ツノカミ」(津守)とも称していた。

小豆島は、東は播磨灘に面して淡路島と連絡でき、西は直島の間には喜んで塩飽諸島につながっている。このため、羽柴秀吉は

早くから先述の塩飽とともにこの小豆島の持つ軍事的価値を重視して、天正九年以前には自らの直轄地に編入していた。この後、天正十年にはこの島の管理権を小西行長に委ね、天正十三年(一五八五)には小西行長が領有するようになったものと思われる。こうして小西行長と小豆島との関係がはじまるのである。これから後、小西行長の小豆島領有は、天正十六年(一五八八)に彼が肥後南半の領主として宇土に移るまで、約三年間続く。

小豆島を領有するようになった小西行長は、この島をクリシタンの島にしようと翌年(一五八六)イエズス会副管区長のコエリヨに対して小豆島への宣教師の派遣を依頼した。早速コエリヨの指示で当時大坂のセミナリオにいたグレゴリオ・デ・セスベデスが、日本人修道士ジョアンを伴って小豆島にやってきた。セスベデスの書簡によると、「島にはクリシタンが一人もなく、わが聖教については少しも知らなかった。(中略)この島の人たちは甚だ質朴かつ真面目であり、今まで日本において見たうちでクリシタンとなるに最も適したものである。」と小豆島及び島民の印象について記している。これがヨーロッパ人の最初の小豆島来島であり、小豆島の島民とキリスト教との最初の出会いでもあった。

ちょうどこの頃、羽柴秀吉の国替えによって東瀬戸内海沿岸地

帯にはキリシタンに理解のある諸大名が配置され、キリスト教の布教に最適な好環境が整ったことも、小豆島とキリスト教の出会いを促進した要因の一つとして考えられる。例えば、播磨の明石には高山右近、三木には中川秀政、龍野には福島正則、備前の岡山には宇喜多秀家、堺には小西立佐、そして室津・小豆島・塩飽には小西行長などといったようである。また、天正十四年（一五八六）に秀吉の宣教師日本居住許可の朱印状が副管区長のクエリヨに渡され、宣教師によるキリスト教の布教が容易になると、早速同年高山右近はフォルナレッティを滞在させて明石の教会を中心に領内の宣教活動に専念させ、宇喜多秀家は領内にキリスト教の布教許可と教会建設地の授与を認め、小西行長は小豆島島民のキリシタン化を図ったのである。

セスペデスは小豆島の布教で、一か月間に約八キロメートル連続した村で一、四〇〇人以上に洗礼を授け、そのキリシタンらが長さ七ブラザ（約十五m）を超える立派な十字架を建て、神仏を一つも残さず破壊した、と書簡に認めている。延享三年（一七四六）の『小豆島九ヶ村高反別明細帳』（内海町、石井守氏蔵）によると、小豆島には転び切支丹類族が草加部村に五四人、肥土山村に十一人、上庄村に三人、淵崎村に二人いたと記載されている。このうち、草加部村の五四人以外は、志度浦の転び切支

丹類族関係者なので、純然たる小豆島のキリシタンは、草加部村の類族五四人の先祖であるということができる。しかし、同帳の草加部村の項目には次のような記事があることも注目すべきである。「尤も以前は池田村、小海村、福田村にも御座候得ども、死失仕り、只今にては当村ばかりにて御座候」すなわち、草加部の他に、池田、小海、福田にもキリシタン関係者がいたということである。この記事がそれぞれの村の項目の所ではなく、わざわざ草加部村の末尾にまとめて書かれていたということは、本来草加部村にいたキリシタンの類族関係者が何等かの理由によって、他の三つの村に移り住んだものと理解することができる。つまり、セスペデスが洗礼を授けたのは、苗羽・安田・草壁・西村というような連続した村が存在する草加部村を中心とした地域で、ここに小豆島で最も大きなキリシタン信徒集団がいたことになる。

セスペデスによる小豆島宣教の翌年（一五八七）、高山右近への棄教命令と、宣教師の二〇日以内日本退去を主な内容とする豊臣秀吉の伴天連追放令が出された。この緊迫した場面で、行長は当時都地区の布教長であったオルガンティノーと修道士二、高山右近とその親族などを自領の小豆島にかくまう決心をした。ところが、小豆島のキリシタンたちの保護者であった小西行長が、天正十六年（一五八八）に肥後国宇土へ移封になると、オルガン

ティーノ・高山右近・結城弥平次らも小豆島に留まることができなくなり、行長に従って彼の新しい所領へ移っていった。この時、小西行長の庇護のもとオルガンティーノや高山右近を慕って小豆島に隠れていた都地区の有力なキリシタンたちも、行長のあとを追って肥後国に移っていったものと推測される。小豆島のキリシタンの中で彼らについて行った者があつたとしても不思議ではないが、おそらくその大部分は農民や漁民・塩業従事者であつたと思われるので、そのまま島に残つたものと考えられる。しかし、保護者や指導者を一挙に失つた小豆島のキリシタンたちにとって、その信仰を維持していくことにはたいへんな困難があつたことが予測される。もともと集団改宗で得た幼児をも含む一、四〇〇人という数字自体にも誇張が感じられ、個人改宗に比べて一体どれだけの人間が本当にキリスト教の教理というものを理解していたかも甚だ疑問であつた。そこで慶長十七年（一六二二）に「伴天連門徒御制禁也」（『御当家令条』）という禁教令が天領に対して出されると、小豆島のキリシタンのリーダーたちのなかには体制側の変化に素早く呼応して信仰を翻した者がいたのではないかと思われる。そうすると村の指導者の影響で入信した者たちは自然と信仰から離れていき、最後に信仰心の厚い者だけがキリシタンとして残つていったものと考えられる。それ

でないと、一、四〇〇人ものキリシタンが僅かの間に数人にまで急減することは有り得ないことである。小豆島で大規模な殉教事件が起こつたという事実も伝承も残っていないことから判断すれば、そうとしか考えられない。

このような小豆島におけるキリシタン数の激変現象は、当時のキリシタン大名領でよく行われていた集団改宗という宣教方法に起因しているものと思われる。その方法というのは、一般に領主↓一族↓家臣団↓在地の有力者↓領民↓僧侶という順に改宗を行い、最後の寺社破壊という行為で完結する一連の宣教活動である。これは領主が新来のキリスト教というものを利用して、領民のキリシタン化を図り、領国支配をより強力に貫徹しようとしてとつた行動であると理解することができる。そのために領内の改宗拒否者に対しては領外退去命令を出し、また彼らの信仰する伝統宗教とも対決することを辞さない強い態度に出たことは、当然予想できることである。天正期におけるこのような集団改宗型宣教によって、キリシタンの数は急速に増加していったが、その内実は一様ではなかった。つまり、同じキリシタンといつてもキリスト教の積極的信者群と仕方なくキリシタンとなつた消極的信者群の二つのグループに分けられたのである。これをキリシタンの二重構造と呼ぶ。前者は禁教時代にあつても信仰を保持し続

け、場合によっては殉教したり潜伏したりしたグループと考えられ、後者は改宗を余儀なくされた「名ばかりのキリシタン」層であって、領主の移封・棄教などによってキリシタン領国が解体すると容易に非あるいは反キリシタンとなりうる可能性を秘めた日和見グループである。従ってキリシタン領主の移封が繰り返されると、後者のグループは壊滅的な打撃を与えられる。小西行長によって形成された小豆島のキリシタン領国の場合も、このような後者の数の方が多かったであろうことは十分に予想されることである。しかし、『イエズス会日本年報』によれば、元和五年（一六一九）に宣教師ポルロが小豆島のキリシタンを訪れたと記されているので、少なくともこの時までには、小豆島にも前者のような積極的受容型のキリシタンがいたことがわかる。

この後、寛永年間には「吉利支丹始取締」（内海町、菅悟氏所蔵文書）とあり、『切支丹宗徒人名録』『附録』によれば、寛永七年（一六三〇）に小堀政一の取締りによって、草加部村の勘十郎・よし女・ちよろ女・五郎兵衛・庄吉の五名が転宗させられている。従ってこの頃から小豆島においてキリシタンの取締りが本格的に実施されたものと推察される。さらに貞享四年（一六八七）からは類族調査が制度化され、当局の厳しい監督下に彼らは置かれるようになる。『切支丹宗徒人名録』の附録には、小豆島のキリシ

タン類族として寛永七年に棄教・転宗した勘十郎ら五族二一八人の名が掲載されている。このほか、志度の塩焼キリシタン市右衛門の長女かめが、小豆島肥土山の五郎右衛門に嫁いできていたのも、その関係者も類族扱いとなっていた。但し、この肥土山の類族については、元禄六年（一六九三）に藤堂伊予守から今後は高松藩で取り扱うようにとの指図があったので、父市右衛門の族の中にいられている。この元禄六年という年は、全国的な類族帳の作成が行われた年でもあった。

このあと小豆島は、正保四年（一六四七）から延宝五年（一六七七）まで大坂船奉行及び大坂東・西町奉行が管理したが、寛文四年（一六六四）の幕府の宗門改役人設置命令によって、それぞれ奉行所の中にも宗門改専任の手代が決められたものと予想される。続く延宝六年（一六七八）から元文五年（一七四〇）までは大坂代官が治めた。しかし、その間宝永五年（一七〇八）から正徳二年（一七一一）までと、享保六年（一七二〇）から元文四年（一七三九）までの二回は高松藩の預かり地となっている。そして寛保元年（一七四一）以後は、ほぼ倉敷代官所の支配下になる。ただし、西部六か村は天保九年（一八三八）から美作津山藩領となった。

幕府は、天和二年（一六八二）に新しく「立かへり者の訴人、

銀三百枚」という項目を加えたキリシタン関係者の密告懸賞制度を通過している。早速小豆島でもこの制札が辻々に立てられたと思われ、その写しが赤松家文書に残されている。

宝永四年（一七〇七）八月二十九日の『惠公外記一』（高松市、河野一夫氏蔵）には、「就中小豆島者切支丹類族之者数多罷在、毎年此方より相改候」と記され、延享三年（一七四六）の『小豆島九ヶ村高反別明細帳』には、次のように書かれている。

転び切支丹類族

草加部村 五十四人

尤も以前は池田村、小海村、福田村にも御座候得ども死失仕り、只今にては当村ばかりにて御座候

肥土山村 十一人 内男九人女二人

但し、是は讃岐国寒川郡志度浦塩焼転び切支丹市右衛門類族

上庄村 三人 内男一人女二人

但し、肥土山村に同じく志度浦市右衛門類族

淵崎村 二人 内男一人女一人

但し、志度浦市右衛門類族

福田村、大部村、池田村、土庄村、小海村、類族なし

小豆島でも、類族の移動については村役人の監視責任と当局へ

の報告が義務づけられ、六郎右衛門族の権平が七九歳で病死した際の天明三年（一七八三）の死失届（内海町、菅悟氏蔵）が残っている。しかし、弘化元年（一八四四）には「苗羽村類族一件（壺井家文書）に關連して、草加部村の庄屋久五右衛門・苗羽村の年寄伝十郎・五人組らには三貫文の過料、類族本人と親類の者一人には五貫文の過料、檀那寺の常光寺には謹慎が命ぜられている。おそらく決められた所定の手続きを怠ったためのお咎めであったと想像される。

苗田村類族一件、江戸表口書御伺いの上、御代官様より仰せ渡さる左の通り

江戸御勘定御奉行所阿登部（跡部）能登守様御裁断仰せ渡され候事

一、庄屋（菅）久五右衛門義、不届きに付き三貫文過料

一、年寄（黒島）伝十郎義、同断に付き三貫文過料

一、常光寺当時逼塞仰せつけられ候事

一、本人庄三郎義、五貫文過料

一、親類一人義、五貫文過料

一、組合五人、三貫文過料

弘化元年辰八月十七日四ツ時に仰せ渡され候事。

また、慶応三年（一八六七）の『草加部村明細帳』には「類族

一人」と記されているので、この頃まで小豆島には類族が生存していたことを確認することができる。

(六) その他のキリシタンと高松藩のキリシタンの特色

この他高松藩の『切支丹宗徒人名録』によると、次のようなキリシタンの名がみえる。

常珍は鵜足郡富熊村の医師で、正保元年(一六四四)五月に捕らえられ尋問される。彼自身はそれ以前に転宗していたが、転びキリシタンとして入籠処分となり、慶安二年(一六四九)正月にそこで籠死した。

意三は生国播州伊丹で、鵜足郡内田村で医者をしていたが、正保二年(一六四五)八月に幕府宗門改役からの口書が届き捕らえられて尋問を受ける。大坂にいたとき妻といっしょに転宗したと答えたが、彼だけは江戸に送検され、翌正保三年正月赦免になって帰国するまで入籠していた。

南部七郎左衛門は、生国は山城の京で、のち生駒氏の家臣となるが、生駒氏転封のあとは讃岐に残って浪人生活を送っていた。寛永十六年(一六三九)の「生駒壱岐守家中分限帳」(佐伯家文書、香川県立ミュージアム・瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵)によると、「江戸詰之内国付 拾石五人ふち 南部七郎左衛門」と記されている。彼は慶安二年(一六四九)二月の幕府宗門改役の訴人口書

によって、捕らえられ入籠の上当局の尋問に付されたが、自分が京都にいた頃、板倉勝重京都所司代のキリシタン取締りの際に転宗したと返答した。その時期は、板倉勝重がキリシタン禁制に乗り出した慶長十九年(一六一四)から元和六年(一六二〇)の間であろうと推測される。その後、彼は江戸へ送られたが、明暦三年(一六五七)二月には赦免となって帰国している。おそらく彼が知人のキリシタンを白状したために赦免になったものと想像される。

大内郡引田浦出身の助五郎は、阿波の善兵衛という者の白状によって慶安三年(一六五〇)三月に捕らえられた。尋問の結果、彼は生駒壱岐守高俊の時代に転宗していたが、妻子とともに入籠処分となる。ところが獄中で病気となったので、彼の親類や所の者が養生のために預かりたいとの申し出を行い、万治四年(一六六一)四月に出籠した。

北条郡出身の勘小兵衛は、備中の九兵衛という者の白状によって正保二年(一六四五)六月に捕らえられて尋問される。それ以前に彼は転宗していたが、籠に入れられ、翌年二月そこで死亡した。彼を訴人した備中の九兵衛という人物は、先ほどの高松の医者如庵と内田の医者意三もキリシタンであったと白状している。どこかでこの四人は面識があったものと推測される。

六兵衛は、生国は肥後天草であったが、美作の国を経て、寒川郡にやってきている。彼は先ほどの勘小兵衛の白状によって正保二年八月に捕らえられ、入籠の上尋問された。それによると、彼は代々キリシタンで、美作にいた頃宗門道具を山に埋めて置いてきたと答えたが、籠内でもキリスト教の法儀を欠かさず行うほど信仰心の厚い人物であった。高松藩のキリシタンの中で、最後までその信仰を守り通したのは、彼一人だけである。おそらく彼の入信の動機は、宣教師などとの直接的触れ合いの中で自発的内発的に行われたものと予想される。

以上、高松藩のキリシタンの特色は、まず第一に他国から来住してきた者が多かったということである。特に播磨・阿波の出身者が多く、地域としては高松・志度・草加部などの沿岸部に多く内陸部には少なかった。第二の特色は、医者・塩焼・百姓という職業が多かった点である。第三は、六兵衛以外にキリスト教の信仰を最後まで維持し続けた者がいなかったことである。他のキリシタンのほとんどは、十七世紀前半には既に当局の厳しい取締りなどによって棄教・転宗してしまっていたという点にある⁴⁹⁾。

(七) 生駒藩及び高松藩におけるキリシタンの取締り状況と
転宗に至る経緯

『切支丹宗徒人名録』に出てくるキリシタン及び転びキリシタ

ンの記載内容をみると、生駒藩及び高松藩におけるキリシタンの取締り状況と転宗に至る経緯を知ることができる。

最初の取締りは小豆島で寛永七年(一六三〇)に行われている。『切支丹宗徒人名録』『附録』には、そのことを裏付ける次のような記事が掲載されている。

(失) 勘十郎

(失) 宗旨真言草加部村常光寺旦那。(失) 寛

永七午年小堀遠江守殿御支配之節詮義有之転候而所江被預置候。(失) 寛永十三年子十二

月廿六日病死旦那寺二土葬。

(存) よし

(存) 宗旨真言草加部村常光寺旦那。(存) 寛

永七午年小堀遠江守殿御支配之節改有之転候而処江被預置候由。(失) 寛文五年巳九月九

日病死御支配所へ御達有之旦那寺二取置。

(存) しよろ

(存) 宗旨真言同村安養寺旦那。(存) 寛永七

午年小堀遠江守殿御支配節改有之転候而所江被預置候由。(失) 延宝六年午十二月廿七日

病死御支配所へ御達有之旦那寺二土葬。

(存) 五郎兵衛

(存) 宗旨真言草加部村安養寺旦那。(存) 寛

永七午年小堀遠江守殿御支配節改有之転候而所江被預置候由。(失) 正保二年酉五月十四

日病死御支配所へ御達有之且那寺ニ土葬。

(存) 庄吉

(存) 宗旨真言且那寺不見。(存) 寛永七年小

堀遠江守殿御支配節改有之転候而所江被預置

候処、正保二酉年身体不罷成候ニ付御支配所

へ相断因幡江為稼罷越候。(存) 明暦二年申

十一月廿八日病死他国ニ而相果候ニ付委細

相不知候。

小豆島は、小西行長が天正十六年(一五八八)に肥後国宇土へ

移封となったあと、片桐且元が豊臣氏の代官として統治してい

た。元和元年(一六一五)の大坂の役後は幕府直轄領となり堺奉

行の長谷川藤広が、ついで元和四年には伏見奉行の小堀遠江守政

一が支配することとなった。特に小堀政一は、寛永七年に島内の

キリシタン探索を厳しく実施し、五人のキリシタンを捕らえて転

宗させている。これが小豆島における最初のキリシタン検挙事件

であった。これは同年七月七日に、幕府からキリシタン詮義を毎

年行うよう命じられたのに応えた措置であろうが、これによって

小豆島のキリシタンの多くが棄教・転宗を強いられたものと思わ

れる。同時期、小堀氏はキリシタン舟の取締りにも注意を払って

いる⁽⁵⁰⁾。

次は、生駒藩が寛永十一年(一六三四)に志度を中心に行った

キリシタンの取締りの様子が、『切支丹宗徒人名録』「卷之上」の

市右衛門夫婦関係記事にみられる。傍証として『一向宗西派寒川

郡志度村真覚寺記録』にも「一、生駒壹岐守殿御代 切支丹外道

天下一同御制禁、於当地八十四人寛永十一年七月十五日、改邪

宗当寺江御預ケ檀越ニ成り候」と記されていることからわかる。

生駒氏にとっては、元和三年(一六一七)の高松におけるキリシ

タン探索に続いて、第二回目で高松城下において町方の十人組や家

たことが知れる。第一回目で高松城下において町方の十人組や家

臣団の各組制度を利用して行ったキリシタン探索の方法を、地方

においても活用して実施しようとしたものではないかと考えられ

る。これらの動きの背景には、幕府が寛永十一年閏七月十八日に

九州・中国・四国の諸大名に対して下国の暇を与えて、領内の宗

門改を命じたことにある⁽⁵¹⁾。

続いて高松藩になって初めて行われたのが、寛永二十年

(一六四三)の取締りである。先の志度の市右衛門のほか、「卷之

下」には玄碩・井上宗入・真嶋善右衛門の合計四名が取調べを受

けたことが記されている。

いずれも幕府から御奉書と口書が高松藩に届いて、玄碩と真嶋

善左衛門は江戸で取調べを受けることになり、市右衛門と井上宗

入については、当人及び且那寺・所の者に尋問することになった。

摘発のきっかけとなったのは、「訴人酒井宮内少輔殿領内庄右衛門」の口書である。出羽庄内藩の取締りによって摘発された庄右衛門が取調べの過程で上記四名を訴えたのを受けて、幕府宗門改役の井上筑後守政重から老中奉書と庄右衛門を取調べた際の口書が高松藩に届けられたのである。高松藩ではこれを受けて領内でのキリシタンの摘発を始め、取調べの結果、市右衛門と井上宗入は既に転んでいたが高松で入籠処分となり、玄碩は江戸で入籠処分となっている。真嶋善左衛門については江戸で取調べたところ人違いであったので、井上政重の指図で帰国扱いとなり、元の通りにされた。高松藩ではこの頃から訴人によるキリシタン摘発が多くなっている。

この取締りの背景には、寛永二十年九月八日に高松藩主松平頼重が老中酒井讃岐守忠勝から登城を命じられ、領内のキリシタン詮議を行うべき事を仰せ聞かされていることが影響していると考えられる。『英公日曆』には次のように記されている。

寛永二十年九月八日依御奉書御登城被遊候、御白書院に大名衆着座之処讃岐守殿被仰出候者、今度筑前より捕来候半天連何れもころび申候二付口書を致させ半天連之そんみんを委敷巻物に書写御右筆罷出是を読み諸人に聞せ申候由上意之 被仰付候而御右筆罷出読ミ申候、則脇より井上筑後殿其品々之訳けヲ被申

聞候、弥国々領内詮議を仕るへく由被仰聞候。

正保元年（一六四四）にも常珍・喜齋・道無に関する口書が届いている。

このうち喜齋については、大坂の画書一閑が白状した際の口書によって訴えられ、その口書が大坂町奉行であった久貝因幡守正俊・曾我丹後守古祐から高松藩の大坂詰御留守居宮川四郎右衛門が呼び出されて渡され、その口書が正保元年九月四日に高松藩へ届けられるという行政文書の流れがわかる。キリシタンに関する情報については、幕府宗門改役だけではなく、大坂町奉行からももたらされたようである。幕府の「宗門穿鑿式」によれば、「一、宗門之者訴人之有ル時ハ、訴人之申口ヲ口書ニシ、其後訴人之宿江人ヲツカワシ断置候事。一、宗門ノモノ訴人之有ル時、国々江仰セ遣サレ候事ハ、御奉行ニ訴人ノ口書ヲ添ヘテ遣サレ候事」とある⁽³²⁾。

以下、正保二年には高松の与力奉公人浜野五郎右衛門・高松の医者如庵・鵜足郡の医者意三・生国阿州で高松の町人阿波屋三郎兵衛・香西郡の勘小兵衛の五名に関する口書が届き、取調べの結果それぞれ処分されている。また生国肥後天草の六兵衛は、勘小兵衛の白状によって捕えられている。その後、正保三年二月には生国与州松山で高松の鍛冶善左衛門が、慶安二年（一六四九）に

は生国城州京で高松の浪人南部七郎左衛門が、慶安三年三月には大内郡の百姓助五郎が、慶安四年には志度の次郎太夫・長右衛門・大坂の長左衛門・生国奥州仙台で高松の商人可休がそれぞれ訴えられている。

これによれば、高松藩では寛永二十年から慶安四年に至る十七世紀前半までは、訴人によるキリシタンの摘発に重点を置いたキリシタン禁制が行われていたといえる。特に寛永二十年の取締りは幕府との連携のもとに行われ、高松藩のキリシタン禁制によって大きな転機になったと考えられる。

第三章 『切支丹宗徒人名録』にみる讃岐高松藩のキリシタン及び

び転びキリシタン類族の実態

第一節 讃岐高松藩のキリシタン及び転びキリシタン類族の存在形態

(一) 讃岐高松藩関係キリシタン及び転びキリシタンの地域別分布状況

高松藩と小豆島のキリシタン及び転びキリシタンの地域別分布について、その特色を『切支丹宗徒人名録』の記載内容によって分類してみると次頁の表4のようになる。

これによると、讃岐高松藩におけるキリシタ及び転びキリシタンの地域的なまとまりは、志度・高松・草加部の三か所にあつたといえる。これには近世初期讃岐高松藩領内におけるキリスト教の布教状況とも関係があると考えられ、これらの地域がキリスト教布教の中心地であつたことを傍証している。一般にキリシタンの存在形態には集団型と散在型があり、コンフラリア（キリシタン信徒の信仰共同体）によって集団的維持が図られる集団型に対して、散在型は個別的維持によって信仰が守られていた。元和三年に殉教した石原孫右衛門が指導していた高松の信仰集団や志度・草加部などが集団型の代表であるとすれば、その他の地域は散在型であつたといえる。寛永二十年以降に訴人によって摘発された『切支丹宗徒人名録』に掲載された讃岐高松藩領のキリシタンの多くは、散在型の信徒であつたと推測される。

(二) 讃岐高松藩関係キリシタン及び転びキリシタンの生国高松藩と小豆島のキリシタン及び転びキリシタンの出身国を、『切支丹宗徒人名録』によって分類してみると次頁の表5のようになる。

このように他国から来住してきたキリシタン及び転びキリシタンが多いのは、当時の讃岐藩主生駒氏のキリシタン禁制が他藩に比べて比較的ゆるやかであつたことや、播磨からの来住者が多い

表4 讃岐高松藩関係キリシタンの居住地分布

地域	志度	草加部	高松	西浜	飯田	引田	松原	長尾	井戸	三木	高屋	富熊
人数	8	4	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1
地域	内田	大坂	不明	合計								
人数	1	1	5	33								

表5 讃岐高松藩関係キリシタンの生国

国名	讃岐	播磨	阿波	伊予	備中	淡路	山城	肥後	陸奥	不明	合計
人数	8	4	3	1	1	1	1	1	1	12	33

表6 讃岐高松藩関係キリシタンの身分と職業

身分・職業	医者	塩焼	百姓	奉公	浪人	鍛冶	町人	商人	乞食	非人	不明	合計
人数	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	13	33

のは、天正期以後製塩技術者集団が讃岐の沿岸地域に移住してきたことと関係があると考えられる。

(三) 讃岐高松藩関係キリシタン及び転びキリシタンの身分と職業

同じく『切支丹宗徒人名録』によって、高松藩と小豆島のキリシタン及び転びキリシタンの身分と職業を整理してみると、表6のようになる。但し、妻の職業は夫と同じ職業とみなした。

キリスト教が伝来してきた当初は、主として領主クラスがその宣教の対象となっていたが、キリシタン禁教政策が次第に厳しくなってくると、庶民クラスへの宣教に重点を移すようになってきた。キリシタンの中でも医者の数が多いのは、その進んだ南蛮医学のみならず天文学などの科学的なヨーロッパ文化の影響が大きかったものと推測される。また、塩焼が多いのも、先述のように播磨との交流が密接であったこと、塩自体が聖書の中で聖なるものとして取り扱われていることとも関連しているのではないかと思われる。全体的にみると、布教の浸透度を計るバロメーターともなる僧侶の改宗者が全くなかったことや、幕藩体制側からは軽視されていた非農業民などにキリシタンが多かったことが、その特徴の一つである。

第二節 讃岐高松藩のキリシタン摘発及び転宗に至る経緯

(一) 讃岐高松藩関係キリシタンの転宗先

讃岐高松藩においては、寛永七年（一六三〇）頃からキリシタンの取締り方針が変わったようである。すなわち、従来のようなキリシタンを追放したり殉教に追いやりたりする方から、棄教を迫って転宗させた後、寺院と所の者に預からせる方法へと転換したことである。この方法によって、讃岐のキリシタンたちは、肥後天草生まれの六兵衛を除いて全員が棄教し、転宗している。

旦那寺を宗派別にみると、表7のように一向宗が最も多く、真言宗がそれに次いでいる。キリシタン転宗者に対する対応の仕方にそれぞれの宗派の考え方と特徴が表れている。転びキリシタン類族の場合も同じと考えられ、大内郡の百姓助五郎の娘まんが正徳元年（一七一）に八三歳で亡くなったとき、本人同前であったので早速塩詰めにされたあと幕府からの許可を待って葬ることになった。しかし郡内には彼女を葬る者がいなかったため、一向宗三宝寺（東かがわ市）の僧侶啓山が憐れんで丁重に葬った

表7 讃岐高松藩関係キリシタンの転宗先

宗派	一向宗	真言宗	禅宗	浄土宗	不明	合計
人数	17	10	3	1	1	32

と彼女の墓碑銘に記されている。

(二) 生国讃岐のキリシタンのその後

舟橋徳左衛門は、生国讃岐で生駒壱岐守高俊の時代に生駒河内守の包丁人をしていたが³³、寛永七年頃に転宗して浪人となった。万治二年（一六五九）の『備前国吉利支丹帳』（池田家文庫）によると、のち備前に移り、池田家の家臣若原監物の料理人をしていたとされている。彼の妻子もキリシタンであったが、親しくしていた備前の庄右衛門の白状によって、寛永二十年（一六四三）八月に捕らえられて江戸へ送検されている。

また、喜右衛門は、『越中高岡紀事不歩記』（富山県史料編Ⅲ）所収によると、生国は讃岐国新野上村出身で、十七歳のとき金沢に来て餌指方の奉公を十年ばかり勤めていたが、のち寛永二十年（一六四三）に越中国射水郡高岡（現高岡市）へ移住してきたと記録されている。彼は寛文八年（一六六六）に病死するが、彼の一族は転びキリシタン類族として、こののち天明二年（一七八二）まで当局側の監視の対象となっている。

このように各地に残されているキリシタン類族帳を丹念に調べてみると、この他にも生国讃岐のキリシタンがいると思われる。例えば、元和三年（一六一七）の生駒氏の取締りで追放処分（領分払）となった五九名のキリシタンの行き先とその後の生活実態

についても、今後の研究が俟たれるところである。

(三) 讃岐高松藩関係キリシタン及び転びキリシタンの交友関係

幕府から届いた訴人の口書の内容から、キリシタン及び転びキリシタン同士の交友関係が明らかになる。例えば、寛永二十年(一六四三)十月に届いた口書によれば、出羽庄内藩の庄右衛門が訴人となって讃岐高松藩領内の四人(志度の塩焼市右衛門・高松の医師玄碩・香川郡の医師井上宗入・大内郡の百姓真嶋善左衛門)を訴えている。正保元年(一六四四)六月には大坂の画書一閑の白状で生国備中の喜斎が訴えられ、同二年三月には大坂のりうしんによって高松の与力奉公の浜野五郎右衛門が、同年十二月には大坂の糸屋理右衛門によって阿波屋三郎兵衛の妻がそれぞれ訴えられるなど、大坂を中心とした交友関係図を想定することができる。また、備中の九兵衛が訴人となって同年五月には高松の医者如庵が、同年六月には香西郡の勘小兵衛が、同年八月には鶴足郡の医者意三がそれぞれ訴えられているので、備中とも人的交流があったことがわかる。さらに領内でも、同年八月には勘小兵衛の白状で生国天草の六兵衛が訴えられている。その後、慶安三年(一六五〇)三月には阿州の善兵衛が大内郡の百姓助五郎を訴え、翌四年三月には市右衛門の弟で大坂に住む長左衛門の白状に

よって、市右衛門の息子右衛門作と娘のとく・まと、志度の塩焼次郎太夫とその妻・息子の庄三郎、長右衛門、新三郎後家の八人が、同じく大坂の清水安兵衛が訴人となって生国奥州仙台で高松住の商人可休がそれぞれ訴えられている。

このように幕府の訴人制度によるキリシタン摘発政策が各地に浸透するにつれて、摘発を逃れようとしたキリシタンの拡散化がかえって進んだものと考えられる。

(四) 讃岐高松藩関係キリシタン及び転びキリシタンの最後

キリシタンにとって信仰の最大の証は、神への愛のために一命を捧げることであったので、殉教地や殉教者の遺骸の一部や衣服などがキリシタンたちにとって聖遺物として崇められることもしばしばあった。例えば、ペドロ・モレホンの『続日本殉教録』(二六二年刊)によれば、「石原孫右衛門の「遺骸はそのまま埋められたが、後でキリシタンたちはその頭をとり、別のよい場所に移し、今なおそこに葬られている」と書かれている。このように近世初期において、石原孫右衛門の殉教地であった高松は、宣教師や他国のキリシタンたちにとって信仰上の特別な意味をもつ地域ではなかったかと想像される。

その後の讃岐高松藩関係キリシタン及び転びキリシタンの死因とその遺体処置・埋葬方法について、『切支丹宗徒人名録』の記

載内容から分類してみると、次の表8・表9のようになる。

表8 讃岐高松藩関係キリシタンの死因

死因	籠死	病死	不明	合計
人数	8	24	1	33

表9 讃岐高松藩関係キリシタンの遺体処置・埋葬方法

遺体処置・埋葬方法	塩詰・土葬	土葬	旦那寺取置	不明	合計
人数	5	22	2	4	33

キリシタン及び転びキリシタン類族が死亡したときの取り扱いについては、塩詰・土葬・取置などの別があった。高松藩では貞享二年（一六八五）十二月三日に「一、吉利支丹類門之者共、病死致候ハ、此以後ハ火葬ニ不在、土葬ニ仕指置可申候事」という通達を出している⁵⁴⁾。また、元禄八年の定法によれば、「一、本人並本人同前、死失、塩詰、当時書判にて伺之、差図之上取置証文、両判にて出之、伺書と引替、但し出家は不及伺、塩詰に不仕、土葬火葬勝手次第取置せ二季之届之節両判之証文可出之旨、元禄五年閏五月被仰出候」とあり⁵⁵⁾、キリシタン本人並びに本人同前が死亡した場合には、塩詰めにした上で幕府に伺書を提出してその指図を受けることとなっていた。通常の場合は旦那寺に土

葬されるケースが多く、時代が下って転びキリシタン類族関係者になると旦那寺に取置くケースが多くなってくる。その場合は、旦那寺に取扱いが任され、旦那寺及び当地の作法に従って葬られたものと想像される。

寛文二年（一六六二）に最後まで信仰を守り続けた肥後天草生まれの六兵衛が籠死すると、高松藩にはキリシタン本人がいなくなり、享保二年（一七一七）に次郎大夫族の次郎左衛門が病死すると、転びキリシタン本人もいなくなった。また、『切支丹宗徒人名録』によると、高松藩では、市右衛門族の権兵衛が寛政五年（一七九三）に七五歳で病死し、それより後の享和二年（一八〇二）には喜斎族の脇坂玄翁が剃髪したという記録が残っている。少なくともこの頃までは、キリシタン類族が生存していたことになる。小豆島では慶応三年（一八六七）の『草加部村明細帳』に「類族一人」と報告されているので、その頃までの生存が確認されている。

第三節 讃岐高松藩のキリシタン及び転びキリシタン類族の生活実態

（一）讃岐高松藩関係キリシタンの男女比

『切支丹宗徒人名録』にみえる高松藩関係キリシタン及び転び

表10 讃岐高松藩関係キリシタン類族の婚姻関係

婚姻相手 人 数	同徒 20	同族 42	百姓 93	商人 10	浪人 7	軽奉公人 6	町人 2	家中 1	扶持人 1
婚姻相手 人 数	大工 1	材木屋 1	八百屋 1	下人 1	不明 43	合 計 229			

キリシタンの男女比を調べてみると、男・女は二七・八となっている。そして女性の場合には、その夫がキリシタンである場合が多いのが特徴である。

(二) 讃岐高松藩関係キリシタン及び転びキリシタン類族の婚姻関係

高松藩及び小豆島のキリシタン及び転びキリシタン類族のうち、その婚姻関係が判明している者について、『切支丹宗徒人名録』を使って整理してみると上の表10のようになる。

これによると、彼らの結婚の相手は、キリシタン類族関係者が全体の二七%を占めている。おおよそ三人に一人は類族同士で結婚していたことになる。また、相手が平民の場合には百姓が一番多かった。その場合でも類族に關係した縁組(養子・結婚・離婚)については、当局の許可がいったことは当然である。

(三) 讃岐高松藩関係転びキリシタン類族の経済生活

元禄十二年(一六九九)に、高松藩は生活に困窮して餓死しそうな志度の類族十三人に対して、大麦を合計三石二斗支給している。また、翌十三年(一七〇〇)にも志度の類族十三人に対して、大麦四石八斗が支給されている。転びキリシタン類族の置かれた厳しい生活環境が目につかぶ。さらに元禄十四年のものと思われる現物受取書には、大内郡水主村の類族に大麦八斗、同郡引田村の類族に一石六斗、同郡湊村の類族に一石二斗、寒川郡小田村の類族に一石六斗、同郡志度村の類族に二石四斗を支給した旨が記載されている⁵⁶⁾。

近世社会は村請制を前提としていたので、たとえ類族と非類族が混在した村社会であったとしても、この体制を藩として維持する必要があったからであろう。

(四) 讃岐高松藩関係キリシタン類族に対する地域住民の見方
キリシタン類族は、当局から所定の代まで終生事細かく監視されて生活しなければならなかった。たとえ法的に彼らがキリシタン類族の枠をはずされてからでも、キリシタン禁制の浸透の結果、民衆の間には依然として、意味なくキリシタン関係者を忌み嫌う風潮が残っていた。小豆島では、明治の初年まで「キリシタン・バテレン」という言葉が、「変なこと」とか「曲者」という

意味で使われていた⁶⁷⁾。讃岐高松藩関係のキリシタン類族の出身家や剃髪者・改名者が多いのは、このような厳しい現実社会の反映であろうと考えられる。

もしキリシタン類族が死亡した場合には、代官所や藩の切支丹奉行の検視を受け、旦那寺・村役人・医師からは類族死亡届を提出させるなど煩鎖な手続きが必要であった。特にその死亡者が本人及び本人同前であった場合には、遺体を塩詰めにして幕府の宗門改役の指示を仰がなければならなかった。例えば、大内郡の百姓助五郎の娘まんが正徳元年（一七一）に八三歳で亡くなったとき、本人同前であったので早速塩詰めにしたあと幕府からの許可を待つて葬ることになった。しかし郡内には彼女を葬る者がいなかったため、三宝寺の僧侶啓山が憐れんで丁重に葬ったと墓碑銘に記されている。ここにもキリシタン類族の置かれた、生前死後にわたる厳しい立場と状況を察することができる。

第四節 讃岐高松藩のキリシタンの信仰生活

(一) 宗門道具

『切支丹宗徒人名録』によると、「玄碩 生国高松医師。御奉書口書寛永廿年未十月到来江府可指越候由被仰越候二付詮義候処宗門道具所持二付右道具相添、同年十一月江府江御指越二相成

候処同処二而籠死之由」とあり、生国高松の医師玄碩が寛永二十（一六四三）に捕らえられ、所持していた宗門道具とともに江戸へ送検された記事が見える。また、生国肥後天草の六兵衛は、藩の取調べに対して、宗門道具は以前に住んでいた美作の山に埋めてきたと証言している。当時キリシタンの取締りが厳しくなってくると、関係者は宗門道具を地中に隠すことがあったようである。東京国立博物館には、京都府福知山の城保内から発掘されたとされるロザリオの残欠やメダイが数点保管されている。玄碩所持の宗門道具はおそらく幕府の宗門改役に没収されたものと考えられるが、六兵衛のものについては所在不明である。

彼らが所持していた宗門道具はどのようなものであったのか。一例として、岡山藩で正保元年（一六四四）に訴えられたさめ屋吉右衛門が、転宗の証としてきりしたんじゅず（ロザリオ）や仏（十字架像かマリヤ像）、そして死人のこつ（殉教者の骨）を焼き捨てたと言っているのが参考になる⁶⁸⁾。元和三年に殉教した高松の石原孫右衛門が刑場に向かうとき、首に大きなロザリアをかけてくれるよう頼んでいるので、彼も宗門道具一式を持っていたものと思われる。

(二) 教書類

高松のキリシタン石原孫右衛門は、自宅にキリシタンたちを集

めて霊的な書物を読み聞かせていたと、元和二年（一六一六）の『イエズス会日本年報』に記されている。水戸市の水府明徳会には、水戸藩が寛永年間（一六二四～四三）にキリシタンから没収した『どちりなニきりしたん』や『スピリツアル修行』などの教書類が保存されている。高松藩でもキリシタンの取調べ段階で彼らが持っていた教書類や宗門道具を没収したと推測される。

（三）十字架

フェルナンニゲレイロ編の『イエズス会年報集』によると、「讃岐の国のある集落にキリシタンが一人だけ住んでおり、自分の家人以外には他に誰もいなかった。この男は、自分と自分の家人たちがよりよく敬虔さを保持するために、ある場所をきれいに整え、そこに十字架を立て、自分と家族の人たちがそこに参拝に行き、また、誰かキリシタンが死んだ場合に彼らを葬るようにした。彼は（実際に）そのようにし、そこを海路通りかかる他のキリシタンもそうしていた。彼らは上陸すると、浜辺近くの小山にあり、従ってそこを通りかかる人たちから見えるその十字架を訪ねて行った」と慶長十一、十二年（一六〇六、〇七）頃の讃岐のキリシタン状況を報告している。この記事は塩飽、小豆島以外で讃岐のキリシタンに関する最初の記事である。従って、この男性キリシタンがいったい誰を指すのかという問題は讃岐のキリシタン

史にとって重要なポイントとなるが、一つの可能性として考えられるのは、元和三年（一六一七）に讃岐で最初の殉教者となる高松の商人石原孫右衛門一家であるが、もし彼がこの記事の該当人物だとすれば、十字架は紫雲山か峰山付近に建てられていたということになる。

（四）墓地

元和三年に殉教した石原孫右衛門は処刑に臨み、「私が死んだならキリシタンの儀式で埋葬してもらいたい」と友人に願い、処刑後「遺骸はそのまま埋められたが、あとでキリシタンたちはその頭をとり、別のよい場所に移し、今なおそこに葬られている」と『イエズス会日本年報』には報告されている。このように高松のキリシタンたちのリーダー格であった石原孫右衛門の頭は、彼の支持者たちの手によって藩の墓地とは別な場所に移されて手厚く葬られたのであるが、そのキリシタン墓地の位置は不明である。

また、高松藩の厳しい取締りにもかかわらず最後まで信仰を捨てなかつた生国天草のキリシタン六兵衛は、『切支丹宗徒人名録』によれば、正保二年（一六四五）から十六年半にわたる入籠生活を強いられていたが、寛文二年（一六六二）二月に籠死したため高松の墓所場に土葬されたと記されている。

(五) 信徒組織

宣教師の数が少なく、しかも自由な活動が制限されていた時代にあつては、信仰の定着と堅持のために、コンフラリヤ（信仰共同体）と平信徒の指導者の存在が何よりも不可欠であつた。コンフラリヤとは兄弟的親しい交わりの同志的結社のことで、規則をもつて組頭と組員で組織され、日曜日ごとに集会を開いていたとされている。高松の石原孫右衛門を中心とする信徒集団は、極めて小規模ながらそれらに似た組織があつたのではないかと予想される。例えば、彼は元和二年（一六一六）当時、自宅にキリシタンたちを主日に集めて、宣教師から聞いたキリスト教の教えを熱心に説き、また霊的な書物を読み聞かせたりしているほか、善業も行っている。自分の家で主日集会を開催し、他のキリシタンたちを熱心に指導する彼の姿は、コンフラリヤにおける組頭、つまり地域信徒集団のリーダーというものを想像させるに十分である。実際、志度の長左衛門は「あにまのおや」という信仰共同体のリーダーを務めていた。

信徒集会は普通座談会形式で行われ、最初に全員で祈りを捧げた後、信仰上の問題点について話し合ったと思われている。例えば、『イエズス会士日本通信』によれば、「日曜日の午後には信徒たちの一人の家に集会する習慣がある。毎月曜日交替する。その

際三つの慈悲の業を行う。第一は聴聞した説教を復習することである。第二は各人一文銭を出し、これで貧民の葬式を補助し、残り病院に使う。第三は家の主人が集まった人びとに食事を餐することである。」と報告されている。

(六) 信仰生活

一般にキリシタンの信仰生活は、サカラメントと呼ばれる秘跡によつて培われ、促進されるとされている。秘跡とはパウチズモ（洗礼）、コンヒルマサン（堅信）、エウカリスチャあるいはコムニアン（聖体）、コンヒサンあるいはペニテンシヤ（告解）、エステレマ・ウンサン（終油）、オルデン（叙階）、マチリモニヨ（婚姻）の七つである。

例えば、一六一四年度の『イエズス会日本年報』には「今年一人のバードレが備後と讃岐の両国に布教へ出かけ、この方面にバードレが行つたのはこれが初めてなので大きな収穫をあげた。（中略）他の国々からこの地にやつて来ていた僅かばかりのキリシタン衆の熱心によつて大勢の新しいキリシタンが出来ていたが、バードレの訪問を受けて一同大いに喜び、告解の秘跡を受けた。その中に八十を越える老人がいた。この老人はもともとある敬虔なキリシタン婦人の話を聞いて改宗し、その婦人からキリシタンの教えを学んで洗礼を受けていたものだが、長い生涯の最後

を飾ってこれまで一度も見たことのなかったパードレに面会することが出来、よく準備した上で筆舌に尽くせぬ喜びをもって最初の告解をしたのだが、それはまた、最後の告解ともなったのである。」と、讃岐における人信の動機や洗礼・告解の秘跡の実態が記されている。貧しい時代にあつて、身分の高下にかかわらず行われたといわれる盛大な葬儀も、彼らを信仰に導くために十分な効果があつたものと想像される。

キリシタンの守るべき最大の戒めとして、『どちらいな・きりしたん』には「万事にこえて、どうす（デウス）を御大切に思ひ奉る事と、わが身を思ふごとく、ぼろしも（隣人）を大切に思ふ事は也」と教え、ミゼリコルジャ（慈悲）の所作を「ゆるかせなきやうに覚悟すべし」としている。ミゼリコルジャの所作とは、次の十四条の慈善事業のことをさし、キリシタンは信仰の日常実践の指針としてこれらを暗唱していたと言われている。

○色身にあたる七つの事（肉体的慈善事業）

- 一には飢えたる人に食を与える事。
- 二には渴したる者にのみ物を飲ます事。
- 三には膚をかくしかぬる者に衣類を与える事。
- 四には病人と牢者をいたはり見舞ふ事。
- 五には行脚の者に宿を貸す事。

六には、とらはれ人の身を請くる事。

七には人の死骸を納むる事、是也。

○スピリッツにあたる七つの事（霊的慈善事業）

- 一には人によき異見を加ゆる事。
 - 二には、無知なる者に道を教へる事。
 - 三には悲しみある者の心をなだむる事。
 - 四には、折檻すべき者を折檻する事（科ある者をいさむる事）。
 - 五には、恥辱を堪忍致す事。
 - 六には、ぼろしも（隣人）の誤りを赦す事。
 - 七には、生死の人と、また我らに仇をなす者のためにどうす（デウス）を頼み奉る事、是也。
- 高松の石原孫右衛門が行つたとされる善業も、以上の内のどれかに関連した慈善事業であつたと考えられる。

第四節 為政者のキリシタン観とキリスト教邪教観の形成

(一) 高松藩初代藩主松平頼重のキリシタン観

初代高松藩主となる松平頼重のキリシタン観を知る史料としては、『英公外記』（松平家文書）の寛文十一年（一六七一）五月二九日の条に「また願うに近世の僧徒口に奇異を談じ、他宗をそしり、姦曲を専らにする者あり、然ればすなわちその弊まさに吉

利支丹に流れんとす、これ太公（頼重）の深く患うる所なり」という彼自身の言葉がある。いたずらに奇異なことを言い、他宗をそしつたりする僧侶がいれば、その弊害はキリシタンと同じである、と言いつ切っている。

彼は下館時代から敬神崇仏の念が強く、讃岐に入部してからも白鳥宮・岩清尾八幡宮・法然寺・金毘羅・淨願寺などの修復や造営に力を注ぐとともに、白鳥宮へは京都から猪熊千倉を、法然寺には智恩院や増上寺などの高僧を招くなどして、寺社の保護と領民の教化に努めている。また、彼は水戸藩から岡部拙斎を藩儒に、深川安斎を顧問にそれぞれ迎え入れ、儒教精神に基づく政治を行おうとも心がけている。このような松平頼重のキリシタン認識と宗教政策は、その後の高松藩の基本方針として受け継がれていくのである。

（二）キリスト教邪教観の形成と幕藩体制の成立

キリスト教邪教観の形成には、大きく分けて次の三つの要因があったと考えられる。まず第一は、為政者が幕藩体制を完成するためには、それに反するものを排斥しなければならなかったという政治的側面である。第二は、民衆の反キリシタン意識の高揚という感情的側面である。第三は、伝統宗教界や知識人の間では自己保身的な神儒仏三教一致思想というものが正当化されていった

という理論的側面である。

第一の要因については、まず為政者のキリシタン観というものがキリスト教邪教観の形成に大きなウエイトを占めていたことは事実であろう。一方、それを支持し容認した民衆サイドのキリシタン観というものも見逃してはならない。すなわち第二の要因である。キリスト教の急速な普及の過程で、伝統宗教や保守的な民衆との間にいろいろな摩擦が起こってくるのは当然予想されたことではあったが、キリシタン領主による強制的な改宗命令や神社仏閣の破壊行為は、伝統宗教や民衆サイドからも反感を呼び、その不満は食生活習慣などの違いも手伝って、次第に民衆の間に反キリシタン意識というものを醸成させていったものと思われる。これらの伝統宗教や民衆レベルの反キリシタン感情というものを土台にして、近世領主による領内支配が行われていったと考えられる。

以上のような政治的・感情的側面からの反キリシタン意識というものを、理論化し正当化させようとして利用されたのが第三の神儒仏三教一致思想であるといえる。

この三教一致思想は、もともとは中国において儒教・道教・仏教の三つの教えは根が同じであるという考え方であった。ところが日本ではこれが神道・儒教・仏教の三つの教えは根が同じであ

るという考え方に変わって応用され、中世から近世にかけて神仏習合を支える重要な思想として定着したのである。慶長十八年（二六一四）に金地院崇伝が起草した「排吉利支丹文」にもこの思想が色濃く反映されており、『地方凡例録』にも次のような文面がある。

一、切支丹之事 切支丹宗ハ耶蘇宗とも云て、今西洋各国にて盛んに奉ずる宗門にして、旧約・新約等の書ありて其徒之を重んずと云ども、書中一も忠孝の教なく、只其神を大父母と称し、之を尊ぶこと生父母より甚しく、之が為に西洋各国血を流すこと度々なり、（中略）徳川祖宗天下統一統の後、此宗旨の国家に大害あるを察し、嚴重に之を制禁し、其宗門の者を悉く仏法に歸させしめ、其改宗したる者を転切支丹と云ひ、其諸親類を類族と云て、年々改め証文を取ることにして、其類族死去其外変事等あれば、逸々届けを出し、其嚴重なること普く人の知る処にして、若其宗徒を見出し訴へ出れば、同類たりとも其罪を赦し、褒美を下さることなりしが、今は此事殆んど断絶せしに似たり、然りと云ども此宗門の害を防ぎ、人心を惑乱せざりしめん為、愛国精神の教を盛んに説かしめられ、人心を固くして異教を斥くるの基を立給玉ふ、（下略）

このように日本では神儒仏の三教ががちりと組合わさって世俗権力ともたれあう関係を作り上げていたので、一神教のキリスト教（切支丹）や他宗と相容れない日蓮宗不受不施派・悲田宗（邪宗門）などは、排撃の対象となったのである。

以上の三要因を総合的にしてみると、キリスト教邪教観というのは、近世的国家体制が確立されていくに伴って形成されていったということがいえる。つまり、キリスト教邪教観の形成と幕藩体制の成立過程とは密接不可分な関係があったということである。キリスト教は封建権力によって、その統一過程においては旧宗教勢力の否定者として大いに利用されるが、その統一の完成期においては邪教と規定され、排斥されることによって反対に封建体制の強化のために逆用されたのである。

それにつれてキリシタンの呼び方や書き方も変わっていった。例えば、天正十五年の豊臣秀吉の伴天連追放令では、キリスト教を「邪法」とし、キリシタンのことを「伴天連門徒」と呼んでいたが、慶長十八年になると「吉利支丹」という文字が使われ始め、元和四年（二六一八）には「きりしたんのしうもん」と記されている（『通航一覽』）。寛永八年（二六三二）の京都所司代の文書には「たいうす門徒」という言葉が使用されている（荻野家文書）が、このあとは「きりしたん之宗旨」・「伴天連之宗旨」・「吉利支

丹之宗旨」などの語が使われている。

讃岐においては、寛永十三年（一六三六）の「敬白起請文前書之事」（三谷家文書）に「今度仰せ付けられ吉利支丹宗門御改めの儀」と記され、翌年（一六三七）の「宗旨檀那誓約寛」（西光寺文書）には「近年提字子御吟味に付き」と書かれている。寛永十五年には「きり志たんの訴人」（塩飽人名共有文書）という表現も見られ、寛永十九年の『英公日曆』には「吉利支丹宗旨よくよく御穿鑿申し付くべく候由」と記録されている。この傾向は寛文年間まで続いたとみえ、寛文八年（一六六八）の常光寺記録には、「吉利支丹」の文字が使用されている。

幕府の記録にも寛永十五年（一六三八）には「天主教の徒」（『徳川実記』）という表現もあらわれ、寛永十六の鎖国令には「切支丹宗門」という文字が当てられている（『徳川禁令考』）。また、慶安四年（一六五一）には「幾里志多無宗門」（『武家厳制録』）、寛文二年（一六六二）には「幾利支丹宗門」（『契利斯督記』）という事例もある。

この後、幕府は延宝八年（一六八〇）九月に「切支丹宗門之者」と文字を使用したのを皮切りに、將軍綱吉の名と同じ「吉利支丹」の使用を禁止して、「切支丹」の文字を使用するように命じている。讃岐へも貞享元年（一六八四）には、吉利支丹の文字

を「切死丹」か「切支丹」のどちらかに書き直すようにとの御触れが届いている（塩飽人名共有文書）。高松藩においても『御当家令条写』や『松平家記』に元禄九年（一六九六）のこととして「切支丹宗門御改之儀」と記録されている。宗門改帳の表書きについても、この頃から「吉利支丹御改帳」が「切支丹御改帳」と変更されている。以後幕末まで讃岐の諸藩等の公文書では「切支丹」の文字が一般的に使用されるようになるが、民衆向けの制札などには「きり志たん」（菅家文書）や「きり志多ん」（十河家文書）の文字が使われることもあった。

（三） 讃岐の排耶書

キリスト教邪教教観の形成とともに、排耶論が盛んとなり、排耶書が書かれるようになってくるが⁽²⁸⁾、時代的にみると次のような変遷があった。まず最初に排耶論の先鋒に立ったのは、僧侶であったが、彼らの論争の焦点は主としてキリスト教宣教師に対する教理上の問題に終始していたくらいであった。次に熱心に排耶論を展開したのは儒者であった。彼等は当時形成されつつあったキリスト教邪教教観というものを背景に、それらを理論化して排耶論にまとめ、自己保身と体制擁護のためにキリスト教排斥主義に走ったものと推測され、基本的には幕府の進める禁教政策を支持していたのである。例えば、元禄四年（一六九二）から享保四年

(一七一九)までの間に作られたと思われる「宗門檀那請合之掟」(金倉寺文書、三谷寺文書)には、キリシタンは邪法であり、神国を滅ぼす邪教であると繰り返して宣伝している。

次に排耶書であるが、これは一般的な呼称であって破耶書とか關耶書とか呼ばれることもあった。最初に現れるのは教理的排耶書といわれるもので、慶長十一年(一六〇六)にハビアンと論争した林羅山の『排耶蘇』、転びイルマンの不干斎ハビアンが元和六年(一六二〇)に著した『破提字子』、転びバテレンの沢野忠庵が寛永十四年(一六三七)に編した『頭偽録』、南禅寺の雪窓が正保五年(一六四八)に著した『対治邪執論』、寛文二年(一六六二)に鈴木正三が著した『破吉利支丹』などが有名である。

つづいて現れるのが、物語排耶書と呼ばれるものである。これには、姉崎正治氏によれば、慶長中期に博多で編された『伴天連記』や寛永十六年に京都で発刊された『吉利支丹物語』などの風聞書に類したもの、『天草騒動』や宝永元年(一七〇四)に出された『島原合戦記』などの島原戦記に類したもの、『切支丹宗門来朝実記』や『南蛮興廢記』などの俗説書に類したもの、の三種類があったと分類されている。

これらのうち代表的な物語排耶書である『切支丹宗門来朝実記』が、高松市図書館に保存されている。また、香南町の丸岡家

文書の中には、弘化五年(一八四八)の『切支丹由来記』が残されている。さらに香川大学附属図書館所蔵の「神原文庫」には、天保十五年(一八四四)の『切支丹邪徒実録』、万延元年(一八六〇)の『關邪管見録』、慶応元年(一八六五)の『寒更嚴語附斥邪三筆』、慶応四年(一八六八)の『耶蘇結末記』など貴重な排耶書が保存されている。

第四章 『切支丹宗徒人名録』の背景にある讃岐高松藩のキリシ

タン禁制

第一節 前史―讃岐生駒藩におけるキリシタン禁制と幕藩関係―

(一) 讃岐生駒藩

讃岐において近世的体制が実際に整えられていったのは、天正十五年(一五八七)八月に入部してきた生駒親正以降であるといつてよい。生駒親正は尾張出身の秀吉子飼いの大名として知られ、天正十二年(一五八四)には伊勢神戸三万石、天正十四年には播磨赤穂六万石と次第に頭角を表し、天正十五年には讃岐の国十五万石を与えられるまでに成長している。彼はのち中老となり、豊臣政権でも重きをなした人物であった。

秀吉の死後、関ヶ原の戦いでは親正・一正父子がそれぞれ西

軍・東軍に分かれて戦い、一時藩存続の危機もあったが一正の軍功によって所領没収は免れて、以後徳川政権のもと豊臣系外様大名として生き残ることができた。その後も生駒氏は慶長十三年（一六〇八）には妻子を江戸に住ませたり、慶長末頃には駿府・江戸への参勤を欠かさず行ったりして、徳川氏への忠誠ぶりを印象づけている。また、三代藩主生駒正俊は当時幕府に重用されていた藤堂高虎の養女を正室に迎え、四代藩主生駒高俊も老中酒井利勝の娘を正室に迎えるなどして、姻戚関係を通じて家の安泰化を図ろうとしている。

このように生駒氏は、生駒騒動の結果、出羽国矢島一万石に移封となる寛永十七年（一六四〇）まで、親正・一正・正俊・高俊と計四代五三年間にわたって讃岐を統治することになるのである。

生駒藩のキリシタン禁制については、その内容と性格から大きく次の二期に分類されると考えられる^⑩。第一期は、元和期を中心とした天正十五年（一五八七）から寛永六年（一六二九）にかけての時期で、豊臣政権から徳川政権への移行期にあたり、生駒氏としては徳川氏の意向は気にしつつもキリシタンに対しては比較的寛容な態度をとっていたと思われる。但し、元和二年（一六一六）に「伴天連宗門御制禁奉書」が出された後に発覚し

たキリシタンに対しては、幕府の方針通り殉教かもしくは追放にするという厳しい弾圧策をとったのが唯一の例外的処置である。時代的には親正・一正・正俊三代までと高俊の前期（藤堂高虎後見時代）に当たる。

第二期は寛永七年（一六三〇）から同十七年（一六四〇）までの時期で、幕府のキリシタン禁制の強化策に基づいて領民を対象とした宗門改を実施している。時代的には高俊の中後期に当たる。

（二）元和期（十七世紀初頭）のキリシタン禁制

慶長十七年（一六一二）八月六日、徳川幕府は五箇条の「条々」を出し、その第二条で「一、伴天連門徒御制禁也、若有違背之族は、不可通其科事。右之趣、御領内え急度可被相触候」^⑪と、最初の禁教令を発してキリスト教禁止の方針を表明した。徳川政権のキリシタン禁制は慶長期に始まったが、この禁令は藩によって受け止め方が異なり、宣教師の滞在を黙認していた藩もあった。翌年十二月、秀忠は「伴天連追放文」を布告して、筆頭年寄大久保忠隣をキリシタン総奉行に起用し、京都で弾圧が始まった。慶長十九年になると、幕府はキリシタン禁制を本格的に推進するようになり、同年正月、京坂地方の転び切支丹は仏教に帰依して、その証文を提出するよう命じられた。

しかし、中国・四国地方では、元和初年から寛永初年までほとんど連年のように宣教師が巡回しており、この地域を一つの布教区域とみなしていたことがわかる。この背景にはこの地域のキリシタンが、支配地域の枠を越えて度々移動し交流していたことがある。武士層が移動する契機は、主君の転封に伴うものや主君を変える例もあった。慶長五年（一六〇〇）には『日本切支丹宗門史』に「備前には、又実に立派な人々がゐた。（中略）従兄弟の明石掃部殿は、熱心なキリシタンであった。此領内には新たに二千人の授洗があった」とあり、一五八〇年代後半から一六〇〇年にかけて、岡山藩領内でもキリシタンが増加し始めた。その後、元和五年（一六一九）まで岡山には宣教師が来訪するなど、布教は事実上黙認されていた風があった。この時期には、各地域の事情によってキリシタン禁制の実施の在り方は異なっており、幕府の各藩に対するキリシタン禁制への介入も地域差があった⁽⁸²⁾。

元和二年（一六一六）八月八日には、「伴天連宗門御制禁奉書」が諸大名に出されたが、この法令は、豊臣秀吉の「伴天連追放令」以来続いてきた日本の宗教と経済とを分離して考える政策を止めて、キリシタン禁令と貿易統制をはじめて結合させた法令として極めて重要な意味を持つものである。以後、この法令の定め

るところが幕府の祖法となるのである。この法令の中には「仍伴天連門徒の儀、堅く御停止の旨、先年相国様仰せ出され候上ハ、弥其の意を得られ、下々百姓以下に至るまで、かの宗門これなき様御念入れられるべく候」という文言があり、諸大名に対して民衆レベルでのキリシタンの取締りを命じている。特に慶長十七年（一六二二）以降、幕府はキリシタン内部の階層性に注目してキリシタンの指導者層に対する統制を強めている。

生駒藩では、このような幕府のキリシタン禁令を受けて、翌元和三年には高松のキリシタンの中心人物であった石原孫右衛門父子を捕らえて処刑し、そのほかのキリシタン七、八名を追放処分している。これが讃岐で最初のキリシタンの取締りであった。

この時期における幕府のキリシタン禁制は、キリシタンそのものの摘発や処罰を目的としたのみならず、それを通じて豊臣系西国大名の徳川氏に対する忠誠の度合を計る踏み絵的機能を果たしたという政治的側面もあったと考えられる⁽⁸³⁾。そのような中で、

元和五年（一六一九）六月には当時中・四国のキリシタン中心地であった広島藩の福島正則が、幕府から「天下の大禁を犯した」という罪で改易処分となっている。これによって徳川氏は、元和元年（一六一五）の大坂の役によって畿内地方をその勢力範囲に入れたのに続いて、元和五年には一気に中国地方の広島まで拡大

することに成功したのである。

一方、各藩におけるキリシタンの取締り状況にも大分の格差があったように思われる。これは、当時のキリシタン禁制というものが、基本的には各領主の仕置権に委ねられていたということに起因している。例えば、生駒藩などは他国からのキリシタンの移住者も多く、また慶長十九年（一六一四）から寛永二年（一六二五）までは定期的に宣教師が訪れているところから判断すれば、藩自体のキリシタン禁制への取り組みの姿勢が少し甘かったのではないかと推察される。例えば、元和三年の石原孫右衛門の逮捕・処刑に至る過程で、「これを知った一人の高位の旧友は石原孫右衛門の死罪を免れさせようと、殿の奥方に助命を嘆願した。奥方は、それは容易なことで彼が信仰を捨てるちよつとしたしるしを見せさえすればよいと言った。そこでその友人は当節のことであるから心の中で信仰を保つてもよいのだから、外面だけでも命令に従うと言えはいいではないかと論じた。」と『イェズス会日本年報』には報告されている。このような形だけの取締りですとすると雰囲気、当時の藩の中枢部の考え方の中にはあったのであろう。

(三) 寛永期（十七世紀前半）のキリシタン禁制

寛永七年（一六三〇）になると、三代將軍徳川家光は諸藩に對

して「天主教の徒、毎年改むべし」（『大猷院殿御実記』卷十六）と命じて、キリシタンの取締り強化を指示している。また、取締りの方針も「殉教者より背教者をつくれ」というやり方に変わった。これは従来のような「殉教か追放か」の二者選択を迫るやり方では、かえって信者の結束を固めるとともにキリスト教を追放地に広めるという逆効果を生んだためである。生駒藩のキリシタン取締り方法も、この時期になると、元和期とは違って、信者に棄教・転宗を迫るという巧妙な懐柔策に変わってきている。

寛永七年に小豆島では小堀遠州がキリシタン探索を実施して、草加部村の勘十郎ほか四名が転宗させられ、生駒藩でも生駒河内守の庖丁人であった舟橋徳左衛門が棄教・転宗を強いられている。これが讃岐における生駒氏の第二回目の取締りであったが、この年（一六三〇）を境として、讃岐のキリシタン禁制が新しい段階に入ったと言って差し支えないだろう。くしくも同年は、後見人の藤堂高虎が亡くなり、藩政の実権を四代藩主の生駒高俊が握った年でもあった。

次第に各領主の持つキリシタン仕置権への介入を深めていった幕府は、寛永十一年（一六三四）閏七月十八日に九州・中国・四国の諸大名に対して下国して領内の宗門改を嚴重に行うよう下達している（『部分御旧記』）。生駒藩でもおそらく領内のキリシタ

ン探索が実行に移されたものと思われ、同年志度において塩焼キリシタンなど八四名が逮捕され、転宗の後寺預かりとなつていく。これが讃岐における生駒氏の第三回目の取締りであった。讃岐のキリシタンのうち、生駒老岐守時代の取締りで転宗した者が多いということは、四代藩主高俊の頃に讃岐におけるキリシタン禁制の一つのピークがあつたのではないかと推測される。

次は寛永十二年（一六三五）から寛永十七年までの時期で、生駒藩が幕府の命によって領内における一般民衆を対象にした宗門改を実行に移した時期である。幕府は寛永十二年九月、諸国・諸大名に対して「きりしたん宗旨の領内・家中急度改め」を指令し、諸国一斉の宗門改の実施を命じている⁽⁶⁾。前年までの宗門改がキリシタンだけを対象としたのに対して、この年からは一般民衆をも対象とするようになった点が注目される。つまり、宗門改制度というものを単にキリシタン対策のみに限定せず、広く民衆支配の手段として利用しようと企む徳川政権の意図を窺うことができる。生駒藩では、この法令に基づき早速領内の宗門改が実施されたと思われ、寛永十三年の「敬白起請文前書之事」（三谷家文書『新編香川叢書史料篇（二）』所収）や寛永十四年の「宗旨檀那誓約覚」（西光寺文書『新編香川叢書史料篇（二）』所収）によって、その忠実な実施過程を辿ることができる。前者が俗請、後者

が寺請の形式で提出されていることから判断すれば、讃岐ではこの頃から宗門改の形態が俗請から寺請形式へと移行しつつあったことを読み取ることができる。もちろんこのような宗門改制度の整備過程と本山末寺・檀家・寺請制度の成立過程とは、表裏一体の関係で進行していったものと考えられるが、いずれも幕藩体制を構築していくうえで有力な柱として重要視されていたものと思われる。

讃岐で最古の宗門改帳は、寛永十三年（一六三六）正月二日付の「敬白起請文前書之事」（三谷家文書、『新編香川叢書史料篇（二）』所収）である。おそらくこの宗門改帳は、前年の九月に幕府が諸国諸大名に対して、領内と家中に宗門改を実施し、キリシタンを捕らえて言上するよう命じたのを受けて、生駒藩が領内に宗門改を実施した際のものと思われる。その冒頭には、「一、この度吉利支丹宗門御改めの儀仰せ付けられ、書物仕り指し上げ申すとおり少しも相違御座なく候事」と記され、讃岐での宗門改の開始時期が確定できる。すなわち、寛永十二年の十一月一日から寛永十三年の正月にかけての時期に、讃岐で最初の宗門改が行われたものと考えられ、人口が固定的に最も把握しやすい寛永十三年の正月に書面が作成されたのではないかと推測される。その内容は、今回の宗門改に際し、一地域集団の者がまとまって氏名に

押印をして、藩から示された四か条のキリシタン関係遵守事項に背かない旨を誓い、藩の宗門改担当者と思われる町奉行下津平左衛門に提出するというものである。宗門改帳の体裁としては、該当集団の代表者が一筆書きで、自分たちはキリシタンでないことを自らが証明するといういわゆる俗請の形態をとり、裏に牛王宝印を施した天罰起請文のスタイルをとって誓約しているところに特徴がある。ところがこの翌年（一六三七）には、藩の宗門改に際して、北条郡坂出村の百姓らが檀那寺を定めてキリシタンでないことを誓約している文書が伝存している（西光寺文書、『新編香川叢書史料篇（二）』所収）。これは寺請の前段としての寺檀契約状に当たるもので、讃岐ではちょうどこの時期に宗旨証明が俗請形式から寺請形式へと変化しつつあったことを推測させる史料である。

寛永十三年の「敬白起請文前書之事」で宛先とされた下津平左衛門は、生駒家分限帳等によると、寛永九年（一六三二）に町奉行兼水主奉行に任命されている。つまり、この時期には町奉行が宗門改業務を総括していたと考えられる。翌年（一六三七）の「宗旨檀那誓約覚」の中には、郡奉行井上権平と代官の佐々九兵衛・榎田三郎右衛門の三名が宗門改を行い、郡の政所と下代がその使役となったと書かれている。このことから推測すると、生駒藩

における初期キリシタン禁制の行政の流れは、藩の奉行から地方は郡奉行・代官を経て郡政所へ、また町方は町奉行を経由して町年寄へと下達されていたものと想定される。

その後、寛永十四年に起こった島原・天草一揆を契機に、キリシタン禁制の対象がキリシタン指導者から信徒一般へと変わっていった。幕府のキリシタン禁制が弾圧政策から転宗政策へと質的に転換するとともに⁶⁵、併せて、立ち帰りキリシタン対策として、キリシタン訴人褒賞制度を全国的に制度化した。讃岐では翌十五年（一六三八）から訴人懸賞制度がはじまり、領内の各要所に切支丹制札が掲示されることとなった⁶⁶。寛永十七年（一六四〇）に大目付の井上政重が天主教考察（のちの宗門改役）に任命されると⁶⁷、キリシタン禁制は幕府の専権事項となり、取締りが全国的規模でしかも統一的に推進されるようになった。全国のキリシタン取締り状況を把握するために、同年彼が長崎へ赴く際には、わざわざ讃岐へ立ち寄って国政を糾すよう命ぜられている。幕府から見ると、讃岐生駒藩には疑義を持たれるような内政上の問題点があったものと推察される。それが生温いキリシタン禁制のためだったのか、それとものちに表面化する生駒騒動といわれるものに関係した内紛のせいだったのかは不明であるが、いずれにしても当時の生駒藩（生駒高俊の後期）は、幕府

からはその領内統治について余り信用されていなかったものと思われる。

第二節 寛永期讃岐高松藩におけるキリシタン禁制

(一) 讃岐高松藩の成立とその政治的役割

寛永十七年(一六四〇)に生駒高俊が出羽国矢島へ移封になると、讃岐一藩時代は終わり、一年余りの伊予侍時代はさんで、翌寛永十八年には山崎家治が西讃岐に入り丸亀藩を、さらにその翌年(一六四二)には松平頼重が東讃岐に入り高松藩を立てて、讃岐二藩時代が始まる。

幕府は、生駒騒動という内紛を口実に外様大名生駒氏から讃岐十七万石を召し上げて讃岐を二つに分割し、その一方に親藩の松平氏を入部させて西国の押えとしようとした。この背景には徳川氏の豊臣系外様大名に対する政治的な大名配置力学がはたらいたものと推察される。因みに四国へはそれ以前の寛永十二年(一六三五)に松平定行が松山へ、その弟定房が今治へ最初の譜代大名として入部してきただけであった。高松藩初代藩主松平頼重は、入部に際して特に幕府から中・四国の監視役を命じられている。高松藩は、初代松平頼重から十一代松平頼聡までの二二八年間続くが、その成立当初から幕政の忠実な実行者としての性格

を持っていたと考えられる。

高松藩のキリシタン禁制については、大きな転機となった寛永期・寛文期・貞享期の三期について考察してみたい。

寛永期は、寛永十九年(一六四二)から万治三年(一六六〇)にかけての時期で、讃岐における本格的なキリシタン検索がはじめて実施された時期でもある。この結果、高松藩からは二十数人が逮捕・尋問・入牢・江戸送検処分となっている。時代的には、初代藩主頼重の前期時代に当たる。

寛永十九年に常陸下館五万石から東讃岐十二万石の領主となった松平頼重は、入部に際して幕府から「吉利支丹宗旨よくよく御穿鑿申し付くべく候由仰せ渡され候」と特にキリシタン穿鑿を入念にやるよう命ぜられている⁽⁶⁸⁾。頼重は入部すると、早速領内でのキリシタン穿鑿に力を入れ、寛永二十年から慶安四年(一六五二)までに二十数人を捕らえて取り調べている。この間の様子は、『英公実録』や『英公日暦』の記事によって推し量ることができ、そのキリシタン検挙の概数は、明暦四年(一六五八)の『契利斯督記』に「吉利支丹出申国所之覚」として「右京太夫領分、高松ヨリ宗門多く出申し候、内侍一兩人モ出申し候」と記されている⁽⁶⁹⁾。

『寛永文書』(茨城県立図書館所蔵)によると、頼重は高松に入

部する以前にも常陸下館藩において、寛永十六年（一六三九）七月に水戸の郡奉行野沢太郎左衛門に村々から切支丹請手形を取らせている⁷⁰。

（二）キリシタン禁制をめぐる幕藩関係の質的变化

『英公日曆』寛永二十年（一六四三）九月八日条によれば、「寛永二十年九月八日依御奉書御登城被遊候、御白書院に大名衆着座之処讚岐殿被仰出候者、今度筑前より捕来候半天連何れもころび申候二付口書を致させ半天連之そんゐんを委敷巻物に書写御右筆罷出是を読み諸人に聞せ申候由上意之 被仰付候而御右筆罷出読ミ申候、則脇より井上筑後殿其品々之訳けヲ被申聞候、弥国々領内詮議を仕るへく由被仰聞候」とある。

老中酒井讚岐守忠勝が登城した諸大名に対して、同年五月に起こった筑前大島への宣教師団潜入・転宗事件の概要を右筆に読み上げさせ、同席した井上筑後守政重がその内容を子細に説明して、諸大名に領内のキリシタン詮議を行うよう命じた。この事件をきっかけに、幕府は諸藩のキリシタン摘発に関する自分仕置権への介入を目指したと考えられる。讃岐高松藩では、生駒時代に寛永十一年の摘発で既に転んでいた志度の塩焼市右衛門について、幕府の井上政重は老中奉書と訴人の口書を送って彼を再度捕縛して入籠処分している。このように寛永二十年時点で、個別

藩のキリシタン問題について幕府が直接的に介入していった事例が、高松藩だけではなく岡山藩や広島藩・長州藩などでもみられ、これ以後、各藩は領内のキリシタン摘発について、幕府の指示を受けざるを得なくなり、次第に領内のキリシタン問題に関する自分仕置権を失っていったのである⁷¹。高松藩でも寛永二十年を起点としてキリシタン摘発が多く行われるようになり、その徴証が『切支丹宗徒人名録』に散見される。同時に領内一般民衆へのキリシタン改も行われ、寛永二十一年正月には「宇足郡坂本郷吉利支丹御改帳」が提出されることになるのである⁷²。

（三）寛永期（十七世紀前期）のキリシタン禁制の特色

この時期のキリシタン禁制の主流は、訴人制度でキリシタンを摘発することであった⁷³。『英公実録』の寛永二十年三月二十九日の条によると、切支丹信者を捕えて、五月十七日にはこれを江戸へ送ったと記されている。また、同年十月の項にも高松で切支丹信者を捕えて、これを江戸へ送検したと記されている。

寛永二十年癸未

（三月）廿九日 切支丹ヲ信ズル者ヲ捕フ。五月十七日之ヲ江戸ニ送ル。

十月

○是月、高松ニ於テ切支丹ヲ信ズル者ヲ捕ヘテ之ヲ江戸ニ送ル。日詳ナラズ。

後者のキリシタンとは、高松の医師玄碩のことであろう。「切支丹宗徒人名録」「卷之下」には「玄碩 御奉書口書寛永廿年未十月到来江府可指越候由被仰越候ニ付詮義候処、宗門道具所持ニ付右道具相添、同年十一月江府江御指越ニ相成候処同処ニ而籠死之由」とある。さらに正保元年（一六四四）五月三日の条には、高松において先に切支丹宗旨を信する者を捕らえ、獄に繋いだと書かれている。

正保元年甲申

（五月）三日 高松ニ於テ先ニ切支丹宗ヲ信ズル者ヲ捕へ、獄ニ繋グ。

おそらくこの人物は、慶安二年（一六四九）に高松藩の獄で籠死した常珍のことであろう。

幕府の宗門改役井上政重による全国的なキリシタンの摘発活動が寛永二十年から始まったことによつて、訴人も全国的に広がり、それと並行して讃岐高松藩領内においても被訴人者が増えていったと推定される。被訴人者の多くは広く移動した経歴を持つ者が多かったのも特色の一つである。近世初期段階においては、まだ人的流動性が高い社会であったことを証明するとともに、幕府及び各藩のキリシタン禁制の方針が外部流入者への警戒と人的移動の制限によつて、彼らの定着化を図ろうとしたものと考えら

れる。

（四）寛永期のキリシタン法制史

慶安元年（一六四八）に幕府の天主教考察井上政重から中・四国の在国大名へ、キリシタン改めの励行と異国船に対する警備を嚴重に行うよう通達されている。明暦二年（一六五六）十二月にも幕府から通達が来ている⁷⁴。

一、吉利支丹乗候船、通候ヲ見はづし、或穿鑿仕はづし候ハ、急度御法度可被仰付候、為其御番所被仰付候、見出シ聞出シ候ハ、御褒美可被下候間、成程入念朝暮油断仕間敷候事。

万治元年（一六五八）三月には、前年に新しく幕府の宗門改役になった井上政重から、キリシタン禁制で御預けとした者の氏名・処分内容・御預け者の様子・親類等の調査を命じ、その書き付けを提出するようにとの申し渡しがあつた（『憲教類典』）。翌年（一六五九）三月にも再度同様の書き付けを北条氏長まで提出するよう申し付けている。つづいて六月には諸大名の家来一名を評定所に呼んで、次のような「覚」三か条を伝え⁷⁵、家中・百姓・町人の宗門改を入念に行うよう命じている。高松藩にも「（六月）廿三日 吉利支丹宗ヲ索スベキ命有り」（『萬治二年己亥（一六五九）英公實録・卷之廿二』とある。

覚

一、きりしたん宗門之義、密々今以可在之、為家中之輩中間小者二至迄、常々無油断可被申付之、勿論奉公人出替之刻ハ、請人二念を入、宗旨をあらため可相拘事。

一、百姓町人は五人組旦那寺を弥相改之、不審なる宗旨於有之ハ、可被遂穿撃事。

一、きりしたん御制禁之高札、明暦元年八月相立候、経年序文言見かね可申候、あたふ敷書直可被立之事。 以上、

六月廿三日

ここで注目されるのは、幕府が五人組・檀那寺による百姓・町人の宗門改を命じ、初めて寺院による宗門改を指示したことである。

五人組制度は近世庶民の隣保組織で、五戸を原則として一組とし、はじめはキリシタン・牢人取締りに活用されたが、のちには法令の遵守・貢租の完納・治安維持などのための連帯責任による相互監察と相互扶助的機能を重視するようになった。五人組には大小百姓はもちろん、水呑百姓、寺社門前之者に至るまで一人ももれなく加入させた。また、五人組は五戸を一体とするもので、その人数は総勢二、三〇人くらいであった。

当初は比較的簡単なものであったが、承応四年（一六五五）に

五人組帳を作り、請書の手形を取ることよって完成したのち、次第に複雑化し、寛文・貞享年間（一六六一〜八八）の頃には、六一項目、宝永年間（一七〇四〜一一）には七十二項目になった。このころから農村の固定化・異分子の排除・遊民の締め出し、さらには納税についての細目が規定されるなど、相互監察・連帯責任の実施が目立った。例えば、キリシタンについては、次のような規定がある。

一、隔年、宗門改帳三月迄之内に指し出すべく候。若し御法度之宗門之者之有らば、早速申し出すべく候。切支丹之儀御高札之旨相守り、宗門帳之通り人別人念に相改むべく、宗門帳済み候而後、召し抱え候下人等請状、別紙取り置くべき事。

一、切支丹ころび候者共類族之有り候ハバ、別帳ニ之を記し、切支丹奉行へ差し出し置き候事ニ候間、仮令他村より縁組等ニ而當村江右之族来たり候ハバ、早速注進致すべく候事。

中期以降には、捨子の禁止・養育・孤児の保護・物価・手間のつり上げの防止・農村の都市化の防止、さらに相互扶助による村風の振興が著しくなり、五人組制度は政治的・経済的だけでなく、教化的なものへと変容していった。村民側も次第にこの制度に融

け込み、村政の維持に欠くことのできないものとなった。組には長がいて、組頭・判頭・筆頭・組親と呼ばれ、上意下達の任に当たった。

五人組帳は御法度書・御請書・五人組御仕置帳ともいい、前書と請書(証文)があり、前書には、農民や町人の日常生活に関わる細かな規定が通常五〇条前後書かれており、領主が庶民の日常生活全般にわたって微細に規定したもので、五人組が順守すべき法令を前書に列挙し、村役人・町役人及びすべての五人組員が五人組ごとに組頭を筆頭に各戸主が連署・連判して、法令に違反しない旨を誓約した請書をつけた帳簿である。毎年二冊作り、一冊は領主に提出し、もう一冊は村方・町方に保管して年四回(正・五・九・十一月)村役人・町役人が五人組寄合でこれを読み聞かせて周知徹底を図り、一同がそれを厳守することを約束した。承応年間(一六五二〜五五)に始まり享保年間(一七一六〜三六)にほぼ形式が整ったとされている⁽⁷⁶⁾。

万治二年(一六五九)七月廿五日にも幕府から宗門改についての通達が来ている⁽⁷⁶⁾。

第三節 寛文期讃岐高松藩におけるキリシタン禁制

(一) 寛文期のキリシタン法制史

寛文期(十七世紀中期)は、初代藩主松平頼重の後期と二代藩主松平頼常の時代に当たる。この時期のキリシタン禁制について、『英公實録』に「寛文元年(一六六一)(七月)四日 御城ニ使ヲ献ジ、北條安房守ヨリ宗門改書付ヲ授ケラル。前日ニ奉書至ル」とあり、同年七月十九日には幕府から公儀書出が高松藩に届いている⁽⁷⁷⁾。

此度江戸より吉利支丹宗門御改 御公儀御書出シ参候ニ付、十九日御家中不殘登城被仕、右之御書出シ并御自分御吟味之案内、御祐筆ニ御読セ、其後宮内左衛門殿、右之趣口上ニ而具ニ御家中衆江被仰渡候、但町中ハ町奉行ニ而町年寄五人組ニ申渡、横巻人指添、郷中ハ郡奉行所ニ而代官政所五人組ニ横目巻人指添、申渡筈之由、右同日ニ宮内左衛門殿被仰渡候、則江戸より参候書付之写、左之通、

覚

一、吉利支丹宗門御制禁之高札、今度年号改元候而、書直シ可被相立事。

一、吉利支丹宗門之者、今以所々より密々あらわれ捕之、何方ニ隠レ可在之も難計候間、家中并領内弥念ヲ入相改、不審成者於在之ハ穿鑿可在事。

一、町人百姓五人組ヲ定、庄屋町年寄無油断改之様、領分堅可

被申付候、自今以後他所より顕シ於捕之ハ、其所之庄屋町年寄之手前遂穿鑿、油断仕不相改義無紛候ハ、科之輕重二随ひ可被行曲事也。

寛文元丑年七月十四日

奉行

覚

一、吉利支丹宗門之事、累年御制禁たりといふ共、弥以無斷絶、可相改之、自然不審成者在之ハ可申出事。

一、伴天連之訴人

銀三百枚

一、いるまん之訴人

同式百枚

一、同宿并宗門之訴人

同五十枚

又ハ品ニより急度御褒美可被下候、若隱置他所より顕ニおいてハ、其所之五人組迄可為曲事之旨、被仰出也、仍下知如件。

寛文元丑年月日

右之御書出シ出申ニ付、江戸ニ而此方より何れも御相談ニ而、内々高松領分ケ様ニ毎年改申候ト書付指上申候写、但 殿様在江戸ニ而、北条安房守殿江被遣候由、

高松領町中郷中之者并諸牢人座頭乞食等迄改申候覚

寺請手形案文

(中略)

庄屋組頭手形案文

(中略)

侍 中

(中略)

丑七月

右吉利支丹宗門御改御書付江戸より至来、御家中之面々江御城ニ而年寄中被仰渡候、町郷中之義ハ町奉行郡奉行江被仰渡候。

これを受けて、高松藩では早速七月晦日に次のような申渡しを

町中・郷中に行っている。

一、御公儀より出候御書付、七月晦日ニ(町奉行)河合平兵衛所ニ而町中出家衆不残呼寄、町年寄組頭五人組迄ニも右御書付之通、其上半季女奉公人寺請手形之事、出家町人江同人申渡候、立合御横目高原七右衛門也。

一、郷中宗旨手形仕直シ、当年より二月一度、八月二一度、年々両度ツ、宗旨手形取可申答ニ、江戸より申来、八月三日五日六日迄ニ、郷中不残会所ニ而、政所組頭迄申渡候、立合笠井喜左衛門罷出、郷中之出家衆江も会所ニ而被仰渡候事。

寛文三年(一六六三)五月二三日には「耶穌宗門の儀、国々所々に於ていよいよ堅く禁止すべき事」という新条項を盛り込んだ

武家諸法度が公布され、幕府の最高法規にキリシタン禁制に関する文言が加わった。これをきつかけとして幕府のキリシタン禁制体制は、翌寛文四年十一月二五日（一六六五年一月十一日）には、諸国代官・諸大名に対して専任の宗門改役人を設置して、毎年領内に宗門改を実施し転宗者がいれば報告するよう命じるなど、急ピッチで整備されていくのである。

寛文七年（一六六七）には諸国・浦々へ巡見使が派遣されて、讃岐へは川口源兵衛・藤堂庄兵衛・堀八郎右衛門が、塩飽島及び小豆島へは高木又兵衛・向井八郎兵衛がそれぞれやってきている。その任務の一つに、きりしたんの仕置が常々油断なく行われているか、という項目があった。

寛文八年（一六六八）の「諸国末寺門徒可守之掟」（『記録壱番』三木町、常光寺蔵）には「宗門の儀、いよいよ吟味せしむべし、尤吉利支丹は申すに及ばずその外邪義等堅く穿鑿すべき事」と記されるなど、寺院に拾門改の実効性を上げるよう命じている。

寛文十一年（一六七二）には、諸藩に宗門人別帳の作成を命じている⁷⁸。領内でも寛文十一年ころから寺院の建立が多くなり、併せて宗派や寺格による寺社編成が十七世紀末から十八世紀ころに進展した。こうして寺請制度の前提が確立し、それまでの一紙証文の形式から宗門改帳の作成が可能となった。その上で幕府

は、寛文十三年の触書で切支丹本人のみならず、親類縁者まで書き出すよう命じたのである。

（二）寛文四年の宗門改役人設置命令と讃岐高松藩における切支丹奉行の設置

万治元年（一六五八）に大目付の北条氏長が井上政重に代わって天主教考察を命ぜられると、翌年には早速キリシタン御預かりの者を中心とした実態調査が実施し、諸国・諸大名に対してはキリシタンの取締りを家臣・奉公人・百姓・町人に至るまで徹底して行うよう令達している。

続いて寛文二年（一六六二）には作事奉行の保田宗雪が天主教考察を兼務するようになり、幕府のキリシタン対策はこのうち大目付と作事奉行の二人が担当することになった。また、それぞれに与力六人と同心三十人が事務職員として配置され、そこでは宗門行政役人の育成も兼ねて行われた。これによって今まで井上政重の家臣団による請負業務的性格の強かった宗門行政が、幕府の行政機構の中にはつきりと位置づけられることになったのである。このような宗門行政の大きな機構改革は、幕府のキリシタン禁制強化策の一環として理解することができる。例えば、寛文四年十一月二五日（一六六五年一月十一日）に、幕府は諸国代官・諸大名に対して専任の宗門改役人を設置して、毎年領内に宗門改

めを実施し転宗者がいれば報告するよう通達を出している²⁹⁾。

これを受けて高松藩でも、寛文四年に設置された寺社奉行とほぼ同じ頃に、吉利支丹奉行（のち切支丹奉行）も設置されたと考えられる。これによって藩の宗門行政の組織化が図られるとともに、宗門改体制が確立したといえる。幕府は寛文七年に巡見使を諸国浦々へ派遣して、「きりしたん宗門の仕置善悪承るべき事」と各地のキリシタン禁制の実施状況を具に点検させている。巡見使は讃岐・小豆島・塩飽にやってきている。これらを通じて従来各藩主が持っていた領内における自分仕置権というものに大幅な制限が加えられ、これ以後急速に幕府の政治的集権体制が進展していったものと思われる。例えば、宗門行政の部門についてみれば、この頃中央の天主教考察（のち宗門改役）を頂点とする全国的な宗門行政組織（幕府宗門改役―高松藩切支丹奉行―町奉行・郡奉行―町役人・村役人）が成立したと考えられる。

幕府はこの宗門行政ルートを通じて、寛文十一年には「向後は百姓一軒ツ、人別帳江之を記し」と宗門人別改帳の作成を令達している。また、寛文十三年（一六七三）には領内のキリシタン親類縁者の調査を命じ、その結果を隔年ごとに報告するよう指示している。高松藩ではこれに応じて早速領内のキリシタン親類縁者の調査を実施したようである。なお、この調査報告は、天和二年

（一六八二）からは毎年実施して報告するよう徹底化されている。

幕府は、中央の天主教考察に直結するこのような地方役人を新しく設けることによって、全国的な宗門行政機関の組織化を図ろうともくろんだものと推測される。高松藩においても宗門行政の担当者を決め、宗門行政組織の整備が行われていったものと考えられる。高松藩では寛文六年（一六六六）の記録『高松領郷中帯刀人別』に「切支丹奉行成瀬新五右衛門」の名がみえる。切支丹奉行の設置時期については、高松藩の場合には『英公外記二』の寛文六年十月月二一日の条に「切支丹奉行」という職名が現れているので、遅くともこれ以前に設置されたものと推定される。

切支丹奉行の具体的な職務については、直接的な史料はないが、寛文四年に出された幕府の宗門改専任役人設置命令の内容や宗門改役（以前の天主教考察）の職務が、信者の収容・取調べから宗門改諸制度の立案に至るまでのキリシタン対策に関する一切の業務を行っていたことから判断すれば、高松藩の切支丹奉行も、キリシタン探索や家中及び領内の宗門改・類族改等を主な仕事にしていたのではないかと予想される。

宗門改の実際については、高松藩の切支丹奉行が家臣ルート（切支丹奉行―組頭―平士）、町方ルート（切支丹奉行―町奉行―町役人―町人）、地方ルート（切支丹奉行―郡奉行―代官―村役

人―農民)の三つの行政ルートを通じて、領内におけるキリシタン探索及び宗門改体制が確立されていったのである。

高松藩の切支丹奉行の職制については、寛文八年時点で既に成瀬新五右衛門と山内党之丞の二人がその職に当たっていたので、設置当初から二人の合議制によって運営されていたものと考えられる。さらに明和八年(一七七二)には、切支丹奉行の月番制が敷かれていたことも史料によって証明することができる。

職名については、高松藩では当初「吉利支丹奉行」と称していたが、享保元年(一七一六)には「切支丹奉行」という文字が使用されている。これは貞享元年(一六八四)に幕府から、「吉利支丹」の文字を「切支丹」または「切死丹」に改めるようにとの指示があったために変更されたものと思われる。

奉行所の人的構成については、分限帳によると、高松藩では天明七年(一七八七)当時切支丹奉行二人の下に切支丹奉行手代が二人いた。

奉行所の場所については、享和二年(一八〇二)の「享和二戊午記録」(三木町、常光寺蔵)に「切支丹御役所嶋辰樹居宅」と書かれているので、高松藩では切支丹奉行に任命された人物の私邸がその役所に当てられたものと考えられる。

切支丹奉行の職格上の位置については、高松藩では当初は大番

組クラスの者が切支丹奉行となっていたが、『高松藩士由緒記』(高松市立図書館蔵)によると、宝暦十年(一七六〇)頃には長尾平太が総領組から、寛政十年(一七九八)頃には嶋辰樹が書院番組から切支丹奉行ポストに就任している。いずれも五拾俵四人扶持から百俵五人扶持クラスに該当する。『下館分限帳』によれば、「一、三百石 川南三郎左衛門。一、二百石 赤木安右衛門。一、百石 笠井嘉左衛門。一、百石 芦澤九郎右衛門。一、百石 富永金太夫」などと、のちに高松藩で切支丹奉行となる家系の家臣名もみえる⁸⁰⁾。

切支丹奉行の職制上の変遷については、高松藩では文政七年(一八二四)に「寺社奉行中郡奉行切支丹奉行」という表現がみえ、文政十年には寺社奉行が宗門改めを兼帯し、宗門改帳の宛名も郡奉行に変えるなど全体的に藩当局の宗門改に対する取り組みの姿勢が後退しているように感じられる。高松藩では、これ以後の史料に切支丹奉行の職名が単独では見えなくなり、軍用役と兼務となっている。この年から切支丹奉行の職務内容が縮小されるか、他の職務の中に包括されていったのではないかと想像される。

このように設置当初は職務上重要な役割を果していた切支丹奉行も、社会構造等の変化に伴いその職務内容を縮小し、次第に他の職に吸収合併されていったのではないかと推測される。このこ

とは、切支丹奉行の主要な職務であったキリシタン探索や宗門改・類族改というものが、転びキリシタン類族さえも生存しなくなる頃になって、もはやその仕事の内容がキリシタン禁制という実務性より、領民人別調査という形式性を重んじるようになったために起こった現象として捉えることができる。

(三) 讃岐高松藩における宗門改制度と宗門改体制の確立

寛文五年（一六六五）、幕府は諸藩に対して宗門改帳の作成を命じ、これまでの訴人制度による単発的摘発から宗門改制度による恒常的管理へとキリシタン禁制の方式を変えていった。同時に諸国社家掟・諸国寺院掟などを発するとともに日蓮宗の不受不施派を弾圧するなど宗教統制色も強めてきた。

高松藩ではこれら一連の幕府の政策に呼応して、寛文四年には寺社奉行を設置し、同じ頃に設けられたと思われる切支丹奉行とともに藩の宗門改体制の中核機構を整えている。この二つの組織が整備されることによって、高松藩のキリシタン禁制と宗門改体制が確立した。こうして幕府の宗門改役を中心とした全国的なキリシタン禁制と宗門改体制も確立していったのである。

寛文四年四月五日のいわゆる「寛文印知」によって將軍権威を強化した幕府は、寛文七年（一六六七）には諸国浦々へ巡見使を派遣して「きりしたん宗門の仕置善悪承るべき事」と各地の宗門

禁制の実施状況を具に点検させている。

これらの宗門行政組織を通じて、幕府は寛文十一年には「百姓一軒ツ、」調べさせてその宗旨を記入させる宗門人別改帳の作成を命じている。このような幕府権力を背景とした領内一円の宗門改めの実施から宗門人別改帳の作成に至る宗教統制政策は、藩権力側にとっても家臣団や領民掌握の有効な手段として機能する性格を有していたので、讃岐の各藩でもその政策の直接責任者である切支丹奉行及び宗門奉行のポストには信頼の置ける人物を配置したものと推測される。

ちょうど寛文期は、讃岐において領内に検地が実施され、近世的な村落構造が形成されていく過程でもあった。一般的に村落支配者層がキリシタンであった場合には、その配下の農民もキリシタンであった場合が多かった。このような家父長制的村落構造は禁教令下でもキリシタンの信仰を温存させる素地ともなっていたが、いわゆる寛文検地によって農村における家父長制の大経営が解体して小農の自立化が促進され、その上宗門改が厳格に実施されるようになると、かつてキリスト教が盛んであった大名領内では大量な潜伏キリシタンの露見という現象が起こっている。讃岐でそのような現象が発生していない理由は、讃岐のキリシタンはそれまでに摘発されてしまっていたと考えられるからである。

宗門改制度とは、江戸幕府がキリシタンを摘発するために施行した制度で、当初はキリシタン対策が主であった宗門改も、江戸中期以降になると人別改のほうに力点が置かれ、実質的には住民戸籍調査と同じ性格を帯びるようになってきた。例えば、宗門改の前提となる幕府法令には三つあった。第一は万治二年（二六五九）の五人組・旦那寺による監視指示、第二は寛文四年（二六六四）の宗門改役人の設置命令、第三は寛文十一年の宗門人別改帳の作成指示であるが、享保六年（一七二一）に第一回目の全国人口調査が実施されて以後、享保八年からは子・午年の六年に一回の割合で人口調査（大改め）が行われるようになる^⑧、宗門改も人別改的性格が顕著になってきている^⑨。従って宗門改めは原則として毎年実施されたが、六年に一度は大改めが行われたのはこのためだろう。安永五年（一七七七）に幕府は、諸国に対して宗門人別改帳を寺社奉行まで提出するよう命じている。このように宗門改という制度は、その内部にキリシタン対策・農民対策・浪人対策・邪宗対策・寺社対策など様々な諸政策の要素を含んでいた^⑩ので、幕藩権力は民衆支配の一機能として巧みにそれを活用したのである。キリシタン禁制を強化して藩支配体制を確立していたためには、宗門改を継続していくことが必要であったのである。

宗門改の基礎は寺請制度にあった。まず幕府は、寛永八年（一六三一）に諸宗本山に対して末寺帳の提出を求め、寛永十二年に設けられた寺社奉行を中心として、寛文五年（一六六五）には諸宗寺院法度・諸社禰宜神主法度を出すなど寺社統制色を強めた。十七世紀末から十八世紀頃にかけて宗派や寺格などによる寺社編成が進んだ。一方、寺請制度の成立基盤には、小農の自立と家の成立という社会現象があったことも見逃せない。いわゆる寛文・延宝期の検地等によって自立した小農たちが、この頃多く寺院と寺檀関係を結んでいったためであろう^⑪。例えば、寺院の過去帳の起筆が明暦・寛文期から、位牌を納めた仏壇の設置が元禄期から、墓石が立てられはじめるのが元禄期からそれぞれ多くなっているのもそのためと予想される。享保期以降になると、寺院による墓地用地の購入も増えてくる。すなわち両者の関係は、宗門改が進めば進む程、寺檀制度も浸透し、寺請制度というものも一般化していったという相互依存関係にあったといえる。領民が寺檀関係を結ぶ場合、寛文五年の法度までは旦那寺を変えることも許されていたが、享保七年（一七二二）・享保十四年と相つづいて禁止されるに及んで、檀家制度は強化されていった。そして天明三年（一七八三）には離檀が認められなくなり、天明八には一家は一宗へと統一されていったのである。

そこで幕府及び藩はキリシタン根絶策としてこの寺請制度を利用したのである。すべての寺院の檀徒になることを強制し、檀那寺からはキリシタンでないことを証明する寺請証文（寺請手形）を発行させた。この寺請証文は住民の婚姻・旅行・移転などに不可欠な書類とされた。例えば、結婚のときには「送り一札」（宗門送り手形）という送籍書類と「請込一札」（宗門預り手形）という入籍通知書が発行され、旅行の際には「往来手形」という旅行証明書が必要であった。こうした書類の写しは今でも各村の地方文書の中に多く残されている。また、町や村には各人の宗旨を檀那寺の証明によって明らかにした宗門人別改帳が備え付けられた。

このようにキリシタン禁制は、キリシタン本人がなくなつてからの方がかえって厳しさを増し、法令も整備されてくる点に注目すべきである。そこに幕藩権力によるキリシタン禁制の本来の目的があつたのではないか。

例えば、飯山町の三谷家には寛永二十一年（一六四四）の「宇足郡坂本郷吉利支丹御改帳」と、寛文元年（一六六一）の「宇足郡坂本東分丑年五人組帳」が残されている。前者には、各家毎に石高を筆頭にその家族及び家畜の頭数までが、本百姓と下人とに分けられて記されている。それを見ると、当時の家族はまだ家父長

的大家族制をとっており、同じ家族内でも檀那寺が異なる場合もあった。一方、後者は、讃岐ではじめての五人組帳である。このほか三谷家には、寛文元年から寛文四年までの宗門改帳が七冊ほど保存されている。また、三木町の松原家にも寛文元年の「三木郡池戸郷吉利支丹御改帳」が残されており、五人組を通じて趣旨の徹底が図られている。この「三木郡池戸郷吉利支丹御改帳」は、先の「宇足郡坂本東分丑年五人組帳」（三谷家文書）とともに高松藩における五人組制度の定着を裏付ける史料としても貴重である。

高松領内で寛永二十一年に、「さる引吉利支丹御改帳」というものが作られていることは注目すべきである。この頃から高松藩では、百姓・町人以外の者を宗門改の際に別帳扱いにしている。寛文三年には寒川郡でも「出家・山伏・太夫・神子・薬師・座頭吉利支丹御改帳」が作成されている。農村構造の変動に伴い、増大したこれらの者を百姓・町人身分の埒外に置くことで身分秩序の明確化と再編強化と図つたものと考えられる。こうして宗門改という制度が、キリシタンの取締りという初期の目的から次第に民衆支配のための道具として使用されていくことに気づく。

（四）高松藩における宗門改の実態

宗門改の実態については、藩士の場合には、一般に番頭が配下

の番衆からその家族・奉公人の宗門手形を取って、奥にそれぞれの寺請証文を付けて切支丹奉行所へ差し出したものと考えられる。例えば、『三番組口訣集』（鎌田共済会郷土博物館蔵）の巻之中には、「初而宗門判之事、羽織袴着用ニにてまかり出申すべく候。毎歳印形之事、是義相番申合せに御座候」として具体的手順を示している。それによると、延享元年（二七四四）の家中の宗門判は六月が締切であったようである。

町方の場合には、一般に判形の数日前に、町年寄が判形日を町人に触れ、当日は町会所や寺院でそれぞれの印形を取りまとめて町奉行所へ出頭して提出したものと思われる。文政三年（二八二〇）の五月二三日から二五日までの間に、町年寄と組頭は朝五つ時から役所へ参上して寺判を取るよう達しが来ている（『文政三年御触帳』）。ところが『高松藩東浜記録』（『日本都市生活史料集成七』所収）の文化三年（一八〇六）六月十日の記事には、町奉行の瀬尾久右衛門が「切支丹宗門改帳未だ相納め申さず候に付き、役所指支に相なり候間、明早朝までに相納め申すべく候、」と命じているように、町方にあつては宗門改帳の提出が遅れがちであったことを推測させる。

地方の場合には、郡役人が出張して村役人とともに各戸を調査する建前であったが、多くは村役人（庄屋）宅か宗門判形寺に百

姓を招集して行つたものと思われる。人別帳の順番に一家族ずつ呼び出して面見調査を実施したのち、旦那寺の住職が証明の捺印を押し、最後に村役人一同が署名捺印する手はずになっていた。そして出来上がった二冊のうち一冊は手元控えとして残し、もう一冊を郡奉行・代官に経由して切支丹奉行に提出したものと考えられる。宗門改の機会は、藩権力側にとって絶好の領民教化の機会でもあった。宗門判形の場所では幕府の御法度や藩の申渡しが伝達されたり、善行者を褒めたりされたと言われている。宗門改は大体において種蒔終了後の農閑期に行われることが多かったが、農民にとつては数少ない休日でもあった。当日は津留や人留が行われ、病氣等で出席できなかった者に対しては後日追判が行われるなど宗門改の徹底化が図られた。

高松藩においては、当初は宗門改の時期も一定していなかったが、寛文三年（一六六三）頃から毎年三月に行われるようになっていた。しかも地域的にみると、宗門の判形日も判形場所もほぼ一定していたものと推定される。文政四年（一八二一）の『御用月書』（小比賀家文書）の「郡之御申合之覚」によれば、鞆足郡は三月五日に西栗熊村専立寺で、那珂郡は三月十五日に高篠村円浄寺で、阿野郡北は三月八日に林田村西招寺で、阿野郡南は三月九日に北村菩提院で、香川郡東は三月七日に仏生山田村相馬宅

で、香川郡西は三月十六日に旦紙村金乗寺で、山田郡は三月朔日に下田井村西楽寺で、三木郡は三月八日に下高岡村応神寺で、寒川郡は三月五日に（場所の記載なし）、大内郡は三月二三日に白鳥町引田屋幸七宅でそれぞれ切支丹宗門判形を実施するよう取り決めている。例えば、実際に栗熊村専立寺では毎年三月五日に、東高篠村円浄寺では毎年三月十五日に宗門改が実施されている。寒川郡内では三月五日に決まっていたようである（田中家文書）。

また、高松城下では享和二年（一八〇二）三月十三日の宗門判形日に、切支丹奉行の長尾平太・嶋辰樹とともに、寺院側代表として重病の勝法寺に代わってその代理の常光寺・真行寺・福善寺の順に列座して、宗門判形を見届けている。この時例年だと列座することになっていた善性寺と善福寺からは欠席願が出されていたが、その旨切支丹奉行宅にはあらかじめ連絡が入れられていた（常光寺文書）。

寺院の宗門手形提出も義務付けられていたと思われる、宝暦七年（二七五七）二月には仁和寺末寺の十一の寺院が連名で宗門手形を切支丹奉行に提出している（志度寺文書）。

宗門改帳の形式は、大体において最初に「切支丹宗門御改前書之事」というキリシタン禁制に関する幕府や藩の通達内容に違反しない旨が書かれ、次に戸主を筆頭に各戸毎の宗旨を記し

て、最後に檀那寺の請書を付けて、庄屋が郡代官への上申文を添えて提出するようになっていた。高松藩では、三月中には郷会所へ、四月上旬には切支丹奉行所へ宗門改帳を提出するよう定められていたが、天明八年（一七八八）頃には滞りがちであったので、以後は三月十六、七日までに郷会所へ、三月中には切支丹方役所へ期日を厳守して納めるよう通達している（田中家文書）。

宗門改制度はさらに徹底され、寛文十一年（七六七）には各家並についての宗門人別改帳の作成が幕府から令達されている。つづいて延宝元年（一六七三）には諸大名に対して、検索中のキリシタン及び転びキリシタンについて、その親類縁者の詳しい内容を提出するよう命じている。高松藩のキリシタン類族帳である『切支丹宗徒人名録』の起筆時期が、延宝三年（一六七五）に始まっていることも関連がありそうである。

天和元年（一六八一）には、今までは大名のキリシタン宗門改め証文の幕府への提出は隔年毎であったが、今年からは毎年提出するよう命じられている（『御当家令条』一二七号）。従ってこの年から讃岐の各藩主も、領内におけるキリシタン宗門改の実績について毎年四月から十一月の間に報告したものと思われる。

（五）宗門改体制の確立と藩体制の確立

キリシタン禁制と宗門改体制を強化することは、同時に藩権力を強化し藩政をも確立することにつながっていたという時代的な背景があったことも忘れてはならない。すなわち、当時において宗門改体制を確立していく過程と藩体制の成立過程とは、ともに高い相関性を持っていたと考えられる。例えば、高松藩では寛文五年（一六六五）から寛文十一年（一六七二）までに実施された「亥ノ内検地」等によって、新たに成立した近世的な小農経営と「家」を、キリシタン禁制の名のみに的確に掌握しようとしたと考えられ、寛文六年の藩法の整備、寛文八年（一六六八）の「寛文の寄せ宮」、寛文十年（一六七〇）の天守閣の完成、寛文十一年の家臣団編成の確立、などの諸政策も相互に関連しあう形で藩体制というものを確立させていったものと思われるからである。もちろん先述したような切支丹奉行の設置と宗門改体制の確立という一連の宗教統制策も、その重要な一翼を担ったに違いない。

第四節 貞享期讃岐高松藩におけるキリシタン禁制

（一）「吉利支丹」から「切支丹」へ

貞享期（十七世紀後期）は二代藩主松平頼常と三代藩主松平頼豊の時期に当たるが、貞享元年（一六八四）には、幕府からキリシタン制札の「吉利支丹」の文字を「切死丹」または「切支丹」

と書き直すよう御触があり（塩飽人名共有文書）、高松藩では貞享二年十一月十七日に次のような通達を出している⁸³⁾。

一、吉利支丹と申文字、自今以後ハ切死丹ト此文字ヲ書ベシ候様ニと、被仰出候由、宗門改之節、右文字ニ相認候様ニと、吉利支丹奉行江被仰渡在之候事。

（二）キリシタン類族改の開始

寛文十三年（一六七三）からはじまったキリシタン親類縁者の全国的な実態調査の実績を踏まえて、幕府は貞享四年（一六八七）六月にはキリシタン類族改を制度化し、切支丹及び類族・忌掛りの親類の書付提出・旦那寺の調査・遺体の処置法等を定めた類族に関する詳細な八か条の覚書を令達するとともに、諸藩に対して領内の類族帳（存命帳・死失帳）を作成して、毎年二回（七月と十二月）の報告義務を課している⁸⁴⁾。これ以降、従来の宗門改に加えて新に類族改が始まることになるのである。

元禄八年（一六九五）六月にはキリシタン本人の生存がなくなったため、詳細に規定し直されたキリシタン類族令が整備され、類族の範囲や死後の査検・届出方法・類族帳の作成等についての詳細な規定が定められた⁸⁵⁾。これによると、キリシタンの転宗以前に生まれた子を本人同前として、男子は五代目の耳孫まで、女子は一代減じて玄孫までが類族と規定された。このときか

らキリシタン類族の移住は、享保三年（一七一八）に解禁となるまで原則として禁止となった。また、元禄九年十二月十五日には高松藩から次のような法令が発令されている⁸⁶。

一、切支丹宗門改之義、弥堅可相守、兼而御定之通、御家中并町中郷中ニ至迄、夫々之役人、尚以念入可相改、若不審成ル者於在之ハ、急度可遂穿撃事。

讃岐高松藩で最も早い切支丹類族帳は、管見のところ、元禄六年六月五日の「切支丹類族町方預り御改書上」（鎌田共済会郷土博物館所蔵）である。

（三）キリシタン類族改と服忌令

『柳営補任』によれば、幕府宗門改役を務めた大目付は、兼役の役職として、道中奉行・宗門改加役人別改・十里四方鉄砲改・服忌令分限帳改の四職があつたとされている。キリシタン制札の文字を「吉利支丹」から「切死（支）丹」に変えるよう命じた貞享元年（一六七〇）二月には、同時に服忌令も整備され（のち同三年及び元禄元年に改定）、為政者の死に対して「触穢」と「鳴物停止」の日数を定めて、「穢」と「切死丹」を合体させて將軍等為政者の權威を高めようとしている⁸⁷。

終章 讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』の歴史的 성격

讃岐のキリシタン史を考える上で、讃岐高松藩の『切支丹宗徒人名録』を時代的にどう位置づけ、性格付けるかということは重要な研究テーマである。

『切支丹宗徒人名録』は、讃岐高松藩における寛永年間から文化二年までのキリシタン及び転びキリシタン類族に関する諸帳面の収載内容を選修したもので、「卷之上」・「卷之下」・「附録」の全三冊から成っている。内容は高松藩領内及び小豆島に居住するキリシタン類族帳で、二九族八七九人の名が掲載されている。

『切支丹宗徒人名録』の撰修の目的は、年を経るごとに複雑になってきた領内のキリシタン類族関係者を系統的に把握する行政上の必要が生じ、時の高松藩切支丹奉行所が中心となって、キリシタン類族管理のための基本台帳として、それまで各年度別・地域別に保管されていたキリシタン類族関係書類の整理と統合化を図ったものである。撰修年代については、文化二年までの類族帳の記事を当該年に撰修したものと考えられる。また、記載内容の信憑性については、高松藩初代藩主の業績を記した『英公実録』の中にも関連したキリシタン関係記事がみられ、史料的价值の徴証となっている。

『切支丹宗徒人名録』の記載内容等を総合的に分析すると、次のことが明らかになった。

(一) 高松藩のキリシタン及び転びキリシタンの特色については、まず第一に他国から来住してきた者が多かったことである。特に播磨・阿波の出身者が多く、地域としては高松・志度・草加部などの沿岸部に多く内陸部には少なかった。第二の特色は、医者・塩焼・百姓という職業が多かった点である。第三は、六兵衛以外にキリスト教の信仰を最後まで維持し続けた者がいなかったことで、他のキリシタンのほとんどは、十七世紀前半に当局の厳しい取締りなどによって棄教・転宗してしまっていたという点にある。

(二) キリシタン禁制をめぐる高松藩の姿勢と幕藩関係については、高松藩ではキリシタン禁制の実施に際して、万事幕府宗門改役の指示を仰ぎながら慎重に対処していることが、『諸事聞合覚書帳』の存在などによってわかる。背景には、幕府が寛永二十年の宣教師団潜入・転宗事件を契機に、諸藩の「自分仕置権」への直接的介入を強めてキリシタン禁制の全国的主導権を握っていったという幕藩関係の質的变化に原因があるが、初代藩主松平頼重のキリシタン観と入部のあるときに幕府から「吉利支丹宗旨よくよく御穿鑿申し付くべく候由仰

せ渡され候」と命ぜられ、中・四国の監視役という政治的役割を担っていたことも関係があると考えられる。

(三) 高松藩のキリシタン禁制の展開過程については、『切支丹宗徒人名録』に記載されたキリシタンの摘発や転宗状況などを通じて、その状況を知ることができる。高松藩のキリシタン禁制には、前史を含めて元和三年、寛永七年、寛永十一年、寛永二十年、寛文四年、貞享四年の六つの山があったといえる。生駒時代には元和三年の石原孫右衛門殉教事件、寛永七年の生駒高俊・小堀政一による讃岐・小豆島の取締り、寛永十一年の生駒高俊のキリシタン改、松平時代になると寛永二十年のキリシタン訴人制度による松平頼重の取締り、寛文四年の切支丹奉行の設置と宗門行政組織の整備による宗門改体制の確立、貞享四年の類族改開始による領内支配体制の完成、の計六回である。

(四) 『切支丹宗徒人名録』成立の背景には、切支丹奉行の設置と宗門行政組織の整備による宗門改体制の確立・「藩」体制の確立という時代的な背景があったことである。特に寛文期以降、高松藩ではキリシタン禁制の方法を宗門改制度によるキリシタンの恒常的管理政策へと転換することで、これを領内支配の重要な積桿として身分秩序や支配体系の再編・

強化を図り、「藩」体制を確立しようとしている。つまり、讃岐高松藩においては、寛文期におけるキリシタン禁制の再強化と幕藩制秩序の形成が、相互に関連し合いながら同時並行で進んでいったといえる。

以上、要約すると、『切支丹宗徒人名録』の歴史的 성격については、讃岐高松藩におけるキリシタン禁制の展開と幕藩制秩序の形成過程を知る貴重な史料であり、近世前中期の高松藩において藩権力が宗門改制度や寺請制度、類族改制度や五人組制度などを通じて家中及び領民の支配を徹底することによって「藩」体制を確立するとともに、その支配力を地域社会の生活レベルにまで浸透させることが可能になった時点での、高松藩のキリシタン禁制政策の成果を集大成したものであるといえる。

註

- (1) 曾川寿吉『讃岐通史』上田書店、大正十五年、二七六頁～二八八頁。
曾川寿吉氏については、「豊中町上高野生まれ。明治中期には保護貿易論・社会政策論を展開したが、明治二八年の東大史料編纂所の開設に当たってよく地方史料の収集整理に当たった。讃岐史の全容を整えた名著『讃岐通史』などを遺した」(草薙金四郎監修・磯野実編『続・讃岐人名辞書』藤田書店、昭和六十年、四一二頁)と紹介されている。昭和二年には『歴史教育』第二巻第二号に論文「伊能忠敬の讃岐測量について」を発表している。
- (2) 福家惣衛「織豊時代の四国殊に我が讃岐に於ける切支丹宗流布概況」(香川県史蹟名勝天然記念物調査会編『史蹟名勝天然記念物調査』第八、香川県、昭和十二年、一頁～十七頁)。同「織豊時代讃岐に於ける切支丹宗流布概況」(『讃岐史談』第一号第二巻、讃岐史談会、昭和十二年)にも同一論文所収。キリシタン研究の題目については、曾川寿吉氏の影響を多分に受けていると考えられるが、新たな題目として切支丹宗徒人名録及び切支丹燈籠の研究をあげたところに、福家氏の先見性と香川県におけるキリシタン研究の深化が見てとれる。

戦後、福家氏は昭和四〇年に自著の『香川県通史』古代・中世・近世編(上田書店、昭和四〇年、八五七頁～八六〇頁)の中で、讃岐高松藩の宗門改及び類族改について『英公実録』に収載された記事と『切支丹宗徒人名録』の記載内容とを照合した結果、それが史実であるとして『切支丹宗徒人名録』の史料価値の徴証としている。

(3) 松田毅一氏は海外史料の翻訳と国内史料の発掘に尽力した。前者の仕事として『近世初期日本関係南蛮史料の研究』風間書房、昭和四四年。ルイス・フロイス著・松田毅一・川崎桃太共訳『日本史』全十二巻、中央公論社、昭和五三年～昭和五五年。『十六、七世紀イエズス会日本報告集』(Ⅰ～Ⅲ期)監訳、同朋舎、昭和六二年～平成二年などがあり、後者では『キリシタン研究』第一部四国篇、創元社、昭和二八年。同『キリシタン研究』第二部論攷篇、風間書房、昭和五〇年。「四国キリシタン史補遺」『キリスト教史学』第二一集、キリスト教史学会、昭和四三年、二三頁などがある。特に『キリシタン研究』第一部四国篇で『切支丹宗徒人名録』の全内容を翻刻した功績は大で、その後の実証的キリシタン史研究の進展に寄与した。

(4) 板東秀雄「徳島における転キリシタン・類族の取扱い―讃岐への転出者を素材として―」『歴史と文化・阿波からの視点』三好正一郎先生還暦記念論集刊行委員会、平成元年、一〇五頁～一〇九頁。同「四国におけるキリシタン禁制政策の展開―伊予宇和島藩・讃岐松平藩を素材として―」高橋啓先生退官記念論集編集委員会編集・

発行『高橋啓先生退官記念論集・地域史への試み』平成十六年、一六九頁～一七五頁。

- (5) 村井早苗「寛永二十年のキリシタンの摘発」『キリシタン禁制の地域的展開』岩田書院、平成十九年、四八頁～五二頁。同「キリシタン禁制史における寛永二十年」村井早苗・大森映子編『日本近世家の諸相Ⅲ』東京堂出版、平成二〇年、四一頁～四三頁、五〇頁。岡山藩のキリシタン類族帳『備膳国吉利支丹帳』の内容についても詳細な分析を行っている(同「キリシタン禁制と岡山藩」『キリシタン禁制の地域的展開』岩田書院、平成十九年、八一頁～一五〇頁)。

- (6) 拙稿「讃岐キリシタン史研究ノート」『香川の歴史』第七号、香川県、昭和六二年。「讃岐のキリシタン禁教政策」『社会科学研究』第二二六号、香川県高等学校教育研究会社会科学部会、昭和六三年。拙稿「切支丹奉行研究―讃岐における宗門改め体制の確立―」『香川史学』第十八号、平成元年。拙稿「キリスト教と讃岐」『香川史』第二巻、中世、香川県、平成元年。拙著『讃岐キリシタン史』日新堂、平成八年。

- (7) 『香川県史』三巻・四巻、香川県、平成元年。木原溥幸「藩政にみる讃岐の近世」美巧社、平成十九年、六七頁～一〇二頁。

- (8) 『英公實録』は、高松藩五代藩主松平頼恭が宝暦年間に初代藩主松平頼重の功績をまとめた藩主の記録であり、その下書が香川県立ミュージアムに所蔵されている。

- (9) 板東英雄氏は記載年代の上限から、巻之上は安永五年、巻之下は天明二年、附録は元文二年以降の比較的早い時期にそれぞれ作成されたと思われる、と推測している。板東英雄「四国におけるキリシタン禁制政策の展開―伊予宇和島藩・讃岐松平藩を素材として―」高橋啓先生退官記念論集編集委員会編集・発行『高橋啓先生退官記念論集・地域史への試み』平成十六年、一六九頁～一七五頁。

- (10) 村井早苗「キリシタン禁制の地域的展開」岩田書院、二〇〇七年、八二～八三頁。『備前国吉利支丹帳(万治武年己亥卯月廿五日、公儀へ差上候ひかへ)』は、江戸の大火によって焼失した「吉利支丹

帳」を幕府宗門改役北条氏長の指図で、国許に残されていた「扣帳」をもとに作成されたものである。

- (11) 『契利斯督記』図書刊行会編纂『続々群書類従』第十二宗教部、続群書類従完成会、昭和四十五年、六四五頁。『契利斯督記』は宗門奉行所のメモとして初代宗門改役井上政重の後任北条安房守が編し、寛政九年に福山藩の太田全斎が整理したものである。

- (12) 「覚」五か条『御触書寛保集成』二二三八号(高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店、昭和五一年)。

- (13) 徳島藩では、寛政年間に『転切支丹類族御届一巻』がまとめられている(阿波峰須賀家文書二七A二三五)。

- (14) 岡山藩の『備前国吉利支丹帳』は寛文五年から寛文十年までの公文書控への集録であった。宇和島藩でも江戸藩邸に延宝二年四月の「幾里支丹改帳」の「留帳」があったが、明暦の大火で焼失したとされている。また、「切支丹存命牒」が貞享五年四月に幕府に提出されているが、その控えも残されている(安澤秀一「宇和島藩切支丹類族改・宗門人別改・公儀え指上人数改の基礎的研究」『史料館研究紀要』第十二号、史料館、昭和五五年、十五頁～十六頁、八九頁、一二五頁～一三九頁)。

- また、熊本県庁書庫には元禄六年の「古切支丹類族存命帳」など、キリシタン類族に関する帳簿が五種類二百二冊残されている(上妻博之「肥後藩切支丹之名簿(一)(二)」熊本史学会編『熊本史学』第九・十号、昭和三十一年、一頁～十頁、四一頁～五四頁)。

- (15) 鎌田共済会郷土博物館所蔵。

- (16) 福家惣衛氏は昭和十六年の一時期に鎌田共済会の企画主事を務めていたとされるので、同館の郷土史料書写事業にも関わりを持っていったものと想像される。鎌田共済会は大正十一年に設立されてから昭和二十年まで書写事業を行っており、特に高松松平家の文書類の書写事業については、共済会設立者の鎌田勝太郎氏と高松松平家が懇意な関係にあったので、数多く行ったとされる。

- (17) 草薙金四郎監修・磯野実編集『続讃岐人名辞書』藤田書店、昭和六〇年、六四八頁～六四九頁。「地方文化功労に輝く福家惣衛氏」

『讃岐公論』二九卷一月号、讃岐公論社、昭和三四年、二七頁～二八頁。山陽新聞社高松支社編「さぬきの人間もよう」山陽新聞社、昭和四一年、三〇頁～三一頁。市原輝士「香川県郷土の先覚読本」丸山学芸図書、平成七年、一三〇頁～一三一頁。同「郷土誌の先覚」(平成二年六月二十三日付け「四国新聞」)。例えば、『讃岐の史話民話』の目次をみれば、福家氏が如何に歴史・地理・民俗など幅広い分野に関心を持っていたかがわかる。また、略歴によると、福家氏が亡くなる十日ほど前の昭和四六年一月二六日に、「切支丹宗徒人名録」ほか彼の収集文書の一部が高松市立図書館のほうに移っていたことになる。

(18) 高松市歴史資料館編集・発行『高松市歴史資料館収蔵資料目録』歴史資料Ⅱ』平成十三年、二七〇頁～二七一頁。

(19) 宇和島藩でも享保五年に『切支丹類族系図』が作成されている。安澤秀一「宇和島藩切支丹類族改・宗門人別改・公儀え指上人数改の基礎的研究」『史料館研究紀要』第十二号、史料館、昭和五五年、一四三頁～一六三頁。

(20) ただし、真嶋善左衛門については訴人があって江戸へ送ったが、取り調べの結果、人違いであることがわかったので、切支丹類族数からは除くと実質延べ六六〇人となる。この後、高松藩の切支丹類族数は、延享三年(一七四六)の『御巡見御答書』(高松市、稲井秀穂氏蔵「稲井家文書」)によれば、「五拾六人 類族」と報告されている。

(21) 前掲書(8)『英公實録』巻之六(香川県立ミュージアム所蔵)
(22) 清水紘一編註「キリシタン関係法制史料集」キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第十七輯、吉川弘文館、昭和五二年、三七五頁、三八八頁～三八九頁。

(23) 鎌田道隆校注「京都覚書」『日本都市生活史料集成』第二巻、学習研究社、昭和五二年、二六七頁～二六九頁。これによると、丸亀藩については「切支丹類族帳数 弐冊、存七人、失六人、京極備中守(高豊)」と記載されているが、高松藩関係については記載がない。

(24) 拙著『讃岐キリシタン史』日新堂、平成八年、一五一頁～一五三頁。
(25) 清水紘一編註「キリシタン関係法制史料集」キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第十七輯、吉川弘文館、昭和五二年、三五八頁。

(26) 「源殿様御代御令條之内書抜」『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、平成十一年、二八八頁。また『金毘羅一山規則書』によれば、金毘羅領では町人百姓分の宗門改帳は金光院から那珂郡代官を経て高松藩の切支丹奉行へと指し出されていたが、文政十年四月からは郡奉行宛てに変わっている。

(27) 「柳宮補任」によれば、稲生五郎左衛門は幕府作事奉行に貞享四年十二月十五日に就任し、宗門改加役を貞享四年十月二十一日～元禄二年五月三日まで務めている。藤堂伊予守良直は元禄元年四月九日に前職大坂町奉行から大目付に就任し、元禄元年十月十九日～同五年三月二十三日の間に宗門改加役となっている。また、彦坂老岐守実矩(重敬)は享保九年に前職五人組之頭から享保六年二月十五日～享保十二年四月二十五日まで大目付に就任し、享保九年三月十一日～同十二年四月二十五日まで宗門改加役を命ぜられている。また「新訂寛政重修諸家譜」によれば、建部志摩守廣明は享保八年三月二二日～享保十二年正月まで作事奉行を務めている。山本英貴「江戸幕府大目付の研究」吉川弘文館、平成三年、一八〇頁～二〇〇頁。

(28) 板東英雄「四国におけるキリシタン禁制政策の展開―伊予宇和島藩・讃岐松平藩を素材として―」高橋啓先生退官記念論集編集員会編集・発行『高橋啓先生退官記念論集・地域史への試み』平成十六年、一七〇頁。

(29) 安澤秀一「宇和島藩切支丹類族改・宗門人別改・公儀え指上人数改の基礎的研究」『史料館研究紀要』第十二号、史料館、昭和五五年、一四〇頁。

(30) 村井早苗「幕府はなぜ寛文期に宗門改帳を制度化したか」青木美智男・保坂智編『争点日本の歴史』第五巻、新人物往来社、平成三年、八〇頁～八七頁。御厨義道「江戸初期キリシタン訴人をめ

- ぐる一考察」中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館、平成九年、一七九頁。大橋幸泰「キリシタンの訴追と宗門改制度」岡山藩研究会編『藩世界の意識関係』岩田書院、平成十二年、三〇一頁～三〇二頁。
- (31) 『増補穆公遺事』『小神野夜話』(『新編香川叢書史料篇(一)』所収)、三五頁、九三七頁～九三八頁。胡光「高松藩の藩政改革と修史事業」『香川史学』第二八号、香川歴史学会、平成十三年。
- (32) 『讃岐高松藩分限帳』天明七未年十一月廿七日改「西尾氏所蔵、石清尾文化会、昭和四〇年。
- (33) 漆原家文書『郷中代々浪人二代并一代刀指帯刀人別帳』瀬戸内海歴史民俗資料館、平成二年。占部日出明『高松藩藩士録』平成二二年、二七八頁。
- (34) 『高松藩御令條之内書抜』下巻、香川県立文書館、平成十一年、一一四頁。
- (35) 「転切支丹類族死失届」香川県編『香川県史』第十卷(近世史料Ⅱ)、香川県、平成六二年、六八一頁～六八三頁。
- (36) さつもの旦那寺は父の五郎兵衛と同じ西光寺であったが、夫弥八郎の旦那寺については「改」大内郡引田村住。(失)宗旨一向入野山村三宝寺旦那。(失)寛文十二年子九月廿六日病死。旦那寺二土葬」と書かれており、さつと宗旨は同じだが、旦那寺は違っていた。
- (37) 『切支丹宗徒人名録』「巻之下」所載の浜野五郎右衛門族には「女子(改)老入(改)大坂ニ罷在候ニ付曾我丹波守殿へ 御達有之候処、寛文九年酉八月病死之由」とある。
- (38) 明治二年十一月の『真覚寺記録』松浦正一筆写本、香川県立ミュージアム所蔵(瀬戸内海歴史民俗資料館)。また、寺記によると、承元元年に法然に従って讃岐に來た慶海が、塩飽で建立した天台宗岡野山本宗寺にはじまると伝え、『讃岐国名勝図会』には「真覚寺(同所)にあり。一向宗、阿州東光寺末寺)、本尊阿弥陀如来。当寺は初め天台宗にて阿州にありしを、今の宗に改め大内郡にうつり、また三木郡に移りて新蔵坊といふ。その後今の地にうつり、慶安
- 八年今の寺号に改む」と記されている。
- (39) 牟礼町史編集委員会編『牟礼町史』牟礼町役場、昭和四七年、五七〇頁。
- (40) 高松松平家所蔵。写本は鎌田共済会博物館所蔵。
- (41) 小豆郡内海町、赤松家文書「小豆島塩浜之儀ニ付書上」。
- (42) 『部分御旧記』永青文庫所蔵(熊本大学寄託)。「部分御旧記」熊本県史料「近世編、第一、熊本県、昭和四〇年。
- (43) 村井早苗「キリシタン禁制史における寛永二十年」村井早苗・大森映子編『日本近世国家の諸相Ⅲ』東京堂出版、平成二〇年、四一頁～四三頁、五〇頁。
- (44) レオンIIパジェス著・吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史』下巻、岩波書店、昭和十五年、一一頁。
- (45) 『続群書類従』第貳拾五輯上、武家部、続群書類従完成会、昭和三年、一八九頁～一九七頁。
- (46) 現在、ローマ・イエズス会文書館に架蔵。五野井隆史「元和三年、イエズス会士ポーロの中国・四国布教について」『讃岐高松の殉教事件を中心にして』「箭内健次編『鎖国日本と国際交流』上巻、吉川弘文館、昭和六三年、一四四頁～一四八頁。
- (47) 寛永四年(一六二七)の『讃岐探索書』には「井上若狭 千石、尾池玄蕃 六百石」とあり、寛永十六年(一六三九)の奥書がある『生駒家家臣分限ノ記』には「一、鉄砲組 千石 生駒左衛門佐 預三十人 切米百九十九石八斗六十一人扶持」とある。
- (48) 「宗門穿鑿式」「宗門穿鑿心持之事」「契利斯督記」(国書刊行会編『続々群書類従』第十二宗教部、続群書類従完成会、昭和四五年、六三一頁～六三三頁、六三五頁～六三七頁。
- (49) 松田毅一氏は高松藩のキリシタンで注目に価する点として、①信徒の訴人が出たのは、ほとんど寛永二十年から慶安四年までに集中していること。②摘発されたキリシタンの大部分が、他国から讃岐松平領分へ移住して來た者であること。③肥後天草出身の非人六兵衛が、信仰を守り抜き、獄内で尚法儀を行ふ勇敢さを示した外は、総て、訴人のお出る前に既に転んでいたこと。④職業に医

- 師もつとも多く、その他、塩焼・百姓・与力奉公・鍛冶・浪人・商人・乞食となつている。⑤転びキリシタン、所謂本人が消滅したのは、元禄から享保の間である⑥ミゲルなるパードレが召し捕へられてゐる、などを六点を挙げてゐる。松田毅一『キリシタン研究第一部四国篇』創元社、二〇二―二〇三頁。
- (50) 「已上、急度申入候、(中略)一、吉利支丹舟ニのり方々ありき候間、其許へも他国之舟一艘も付させ申間敷候、自然不審成舟候ハ、留置、此方へ注進可申候。六月十日 小権左衛門」(内海町、菅悟氏所蔵文書)
- (51) 今村義孝「近世初期宗門人別改めの展開について」キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第十七輯、吉川弘文館、昭和五二年、六七頁―六九頁。
- (52) 「宗門穿鑿式」『契利斯督記』(国書刊行会編纂『続々群書類従』第十二宗教部、続群書類従完成会、昭和四五年、六三一頁―六三三頁。
- (53) 寛永十六年の奥書がある『生駒家家臣分限ノ記』には「一、寄合組 三千百十一石 生駒河内」とある。
- (54) 「源英様御代御令條之内書抜」『香川県立文書館史料集Ⅰ・高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、平成十年、一三七頁。
- (55) 清水紘一編註「キリシタン関係法制史料集」キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第十七輯、吉川弘文館、昭和五二年、三九七頁―三九八頁。
- (56) 志度町史編纂委員会編『志度町史』志度町役場、昭和四五年、二〇五頁―二〇八頁。
- (57) 松田毅一『キリシタン研究』第一部四国篇、創元社、昭和二八年、二八二頁。
- (58) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史6近世Ⅰ』岡山県、昭和五九年。
- (59) 伊東多三郎「近世初頭に於ける思想の形態と耶穌教の形成」『近世史の研究・第一冊』吉川弘文館、昭和五六年、一三五頁―一八二頁。
- (60) 近世日本のキリシタン禁制史について、村井早苗氏は①徳川政權初期②禁制の開始③慶長末期から寛永初期④寛永期⑤島原・天草一揆⑥それ以降⑦寛永二十年⑧寛永期のキリシタン露頭⑨宗門改制度の成立と展開、の九期に分けてゐる。村井早苗『キリシタン禁制の地域的展開』岩田書院、平成十九年。
- (61) 「御当家令条」巻二九、三七三七号。清水紘一「キリシタン関係法制史料集」『キリシタン研究』十七、吉川弘文館、昭和五二年、二八三頁。
- (62) 村井早苗『キリシタン禁制の地域的展開』岩田書院、平成十九七年、一一七―一二〇頁、一六一―一六三頁。
- (63) キリシタン禁制は、西国大名の徳川氏に対する忠誠の踏み絵の機能を果たしていた。朝尾直弘「鎖国制の成立」『講座日本史』第四巻、東大出版会、昭和四五年。
- (64) 「御触書寛保集成代」一一二五号。
- (65) 村井早苗『キリシタン禁制の地域的展開』岩田書院、平成十九七年、四六頁。
- (66) 寛永十年二月の鎖国令に切支丹禁制高札(禁令と訴人褒賞金(囑託銀)の規程が初めて示され、同十五年九月以降、単独に高札として掲示された。その後、褒賞金の金額が万治元年、延宝二年、天和二年に増額されている。
- (67) 「柳宮補任」によれば、井上筑後守政重は前職目付から寛永九年十二月十七日に大目付に就任し、万治元年閏十二月四日まで務めてゐる。北条安房守氏直(長)(正房)は前職新番頭から明暦元年九月十日に大目付に就任し、寛文十年三月九日まで務めてゐる。
- (68) 「英公日曆」寛永十九年五月二日条。『英公実録』巻之五下にも「寛永十九年壬午五月二日、登 城半袴拜謁賜高松二就封ノ暇ヲ賜リ、恩言有リテ腰物及ヒ馬ヲ賜ル。西国大名暇ヲ給ワル者ト同シク切支丹ヲ索スノ命ヲ老中ニ於テ受ケル」とある。また、『小神野夜話』(『新編香川叢書史料篇(一)』所収)には「英公讃州御拝領被遊、中国御目付之由」とある。高松藩成立時の政治的軍事的役割については、御厨義道氏の「高松松平家の成立と役割」『徳川御三家展』香川県歴史博物館、平成十二年、第二章、一六一頁―一六五頁に

- 詳しく述べられている。
- (69) 『契利斯督記』に収められている「吉利支丹出申国覚」は、これより以前に発見・摘発されたキリシタンの概数(摘発の件数)を藩領別に記したものである。四国地方では高松藩が「多」、徳島藩が「中」、丸亀・高知・松山・宇和島が「二、三人」、大洲が「一、二人」であった。中国地方を入れると「多」が津山・広島、「中」が岡山・姫路であった。
- (70) 内山俊身「水戸藩松平頼重の下館入封について」茨城近世史研究会編『茨城史林』第三十号、平成十八年、二六頁～二八頁。水戸藩でも同年領内一斉に宗門人別改帳を作成させている(茨城県史編集委員会編『茨城県史』近世編、茨城県、昭和六〇年、三四〇頁)。
- (71) 村井早苗「キリシタン禁制史における寛永二十年」村井早苗・大森映子編『日本近世国家の諸相Ⅲ』東京堂出版、平成二〇年、四一頁～四三頁、五〇頁。村井早苗「キリシタン禁制の地域的展開」岩田書院、平成十九年、九六頁、一〇三頁。
- (72) 「宇足郡坂本郷吉利支丹御改帳」『香川県史』近世史料Ⅱ、香川県、昭和六二年、五頁～四七頁。
- (73) 大橋幸泰「キリシタン民衆史の研究」東京堂出版、平成十三年。
- (74) 「源英様御代御令條之内書抜」『香川県立文書館史料集Ⅰ・高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、平成十年、五一頁。
- (75) 「切支丹之儀ニ付被仰出之趣」『徳川禁令考』。
- (76) 「源英様御代御令條之内書抜」『香川県立文書館史料集Ⅰ・高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、平成十年、五七頁～五八頁。
- (77) 「源英様御代御令條之内書抜」『香川県立文書館史料集Ⅰ・高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、平成十年、七六頁～七九頁。
- (78) 『徳川禁令考』前集三二一六一四号。
- (79) 前掲書(25)
- (80) 下館市史編纂委員会編『下館市史』下館市史刊行会、昭和四三年、三一八頁～三二二頁。
- (81) 今村義孝「宗門改政策の問題点」『きりしたん文化研究会会報』十二―三・四、昭和四五年。吉村豊雄「近世初期熊本藩におけるキリシタン禁制の展開」広島史学研究会編集・発行『史学研究』第一四九号、昭和五五年、一頁～二五頁。
- (82) 大桑斉「寺檀制度の成立過程」上・下『日本歴史』二四二・二四三号、吉川弘文館、昭和四三年。同『寺檀の思想』教育社、昭和四四年。村井早苗「キリシタン禁制と民衆の宗教」山川出版社、平成十四年。朴澤直秀「幕藩権力と寺檀制度」吉川弘文館、平成十六年。澤博勝「日本における宗教的対立と共存―近世を中心に―」歴史学研究会編『歴史学研究』NO. 八〇八、青木書店、平成十七年、四頁～七頁。
- (83) 「源英様御代御令條之内書抜」『香川県立文書館史料集Ⅰ・高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、平成十年、一三六頁～一三七頁。
- (84) 『徳川禁令考』前集三二一六〇六号。『御当家令条』二二二九号。
- (85) 『徳川十五代史』三一―三〇四頁。
- (86) 「源英様御代御令條之内書抜」『香川県立文書館史料集Ⅰ・高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県立文書館、平成十年、一五一頁。
- (87) 「高松藩令及松平家系譜」(高松市図書館史所蔵)。
- 林由紀子「近世服忌令の研究―幕藩制国家の喪と穢―」清文堂、平成十年。中川学「近世における触穢観念と政治秩序―為政者の死と穢―」大橋幸泰「キリシタン禁制と異端的活動」歴史学研究会編『歴史学研究』増刊号NO. 八〇七、青木書店、平成十七年、八〇頁、六七～七六頁、八〇頁。中川学「近世の死と政治文化―鳴物停止と穢―」吉川弘文館、平成二二年、一八～二三九頁、一四二～一三四頁。
- 〔付記〕 本稿作成に際して、貴重な史資料の閲覧等でお世話になった高松市図書館、瀬戸内海歴史民俗資料館、鎌田共済会郷土博物館には末尾ながら謝意を表します。

＜付表＞ 讃岐高松藩関係キリシタン史年表

・年月日の表記は原則として太陰暦により、適宜太陽暦を（ ）内に付した。○印は閏月。

年 代	讃岐高松藩	全 国
天正10 (1582)	この年 四国には教師の定住なく教会もないが、北部には信徒が散在している（コエリヨ報告）	正. 28 天正の少年遣欧使節（～1590） 6. 2 本能寺の変
天正13 (1585)	6. 15 小西行長、小豆島・室津・その他2、3の港を領有する（イエズス会日本年報） 7. - 仙石秀久、秀吉より讃岐を与えられる（改撰仙石家譜）	⑧. 22 高山右近、高槻から明石城に移る この年 黒田孝高・蒲生氏郷、受洗
天正14 (1586)	6. 7 セスベダス、小豆島で約1,400人に洗礼を授ける（イエズス会日本年報） 12. 13 仙石秀久、戸次川の戦いで敗れ、十河存保ほか多くの讃岐武将が戦死する（改撰仙石家譜）	3. 16 コエリヨ、大坂城で秀吉に謁見し、特許状を得る 6. 7 宇喜多秀家、コエリヨに特許状を与える
天正15 (1587)	正. - 尾藤知宣、讃岐に入部する（武功夜話） 8. 10 生駒親正、秀吉より讃岐を与えられる（生駒家家宝簡集） 9. - オルガンティーノと高山右近、小豆島に潜伏（イエズス会日本年報）	6. 18 秀吉のキリシタン宗覚書 6. 19 伴天連追放令 12. 2 日本司教区が創設され、モライスが初代司教となる
天正16 (1588)	⑤. 16 小西行長、天草に転封となり、右近らも小豆島から退却する（イエズス会日本年報）	5. 10 五畿内キリシタン代表が連署状をイエズス会総長に送る
天正18 (1590)	2. 晦 豊臣秀吉、塩飽船方衆650人に1,250石の領地を認める（塩飽諸事覚）	6. 20 天正の少年遣欧使節帰国
慶長元 (1596)	8. 17 生駒一正、一宮田村神社社殿復興のために国中に勧進をすすめる（讃岐一宮盛衰記）	12. 19 26聖人殉教事件
慶長5 (1600)	9. 15 生駒一正、徳川軍の先鋒として関ヶ原合戦に参戦。 9. - 生駒親正、高野山に出家（讃羽綴遺録）	9. 15 関ヶ原の戦い
慶長7 (1603)	この年 生駒一正、丸亀から高松城に移る（讃羽綴遺録）	この年 マカオからポルロ来日
慶長10 (1605)	10. - 片桐且元、小豆島の検地を実施（慶長十年小豆島肥土山検地帳）	この年 幕府、諸大名に国絵図・郷帳の作成を命じる
慶長11 (1606)	この年 讃岐に1人のキリシタンとその家族がいた（イエズス会日本報告集）	6. 15 林羅山、ハビアンと宗論
慶長13 (1608)	9. - 生駒一正、初めて妻子を江戸に住ませる（讃羽綴遺録）	
慶長14 (1609)	5. 23 生駒一正、妻子を江戸に住ませたことで徳川秀忠より半役を申付けられる（生駒家家宝簡集） この年 四国の瀬戸内海岸にキリシタンが散在（切支丹伝道の興廢）	正. 29 セルケイラ、日本各地の殉教者を報告
慶長17 (1612)	3. 25 生駒正俊、駿府の徳川家康に参見する（讃羽綴遺録） 6. 28 生駒正俊、江戸からの帰途駿府の徳川家康に参見する（徳川実紀）	2. 23 岡本大八事件 8. 6 天領・旗本及び有馬領にキリスト教禁止令
慶長18 (1613)	正. 14 生駒正俊、金光院寺領の諸役免除を安堵する（金刀比羅宮文書）	12. 23 全国にキリスト教禁教令
慶長19 (1614)	3～12月 トルレスが秘かに讃岐宣教を行う。讃岐で最初の宣教（日本切支丹宗門史）石原孫右衛門、その潜伏を助ける（イエズス会日本年報） 11. 1 生駒正俊・片桐且元、大坂冬の陣に参戦（徳川実紀・小豆島御用船加子旧記之写）	4. 13 京坂キリシタン71人、津軽へ配流 10. 1 大坂冬の陣 10. 6 高山右近ら、マニラ・マカオに追放される

元和元 (1615)	3. 7 赤穂の田中孫六ほか27人、那珂郡塩屋村に移住し、塩田を開く(西讃府志) この年 ポルロが讃岐を歴訪する(日本切支丹宗門史)	4. 6 大坂夏の陣が始まる。生駒正俊、徳川方につく
元和2 (1616)	この年 ポルロが讃岐を訪問する(イエズス会日本年報) 6. 13 小豆島は堺奉行長谷川左兵衛(藤広)の管轄下に置かれ、小豆島の浦留並びに大坂方落人の氏名書上を命じる(笠井家文書)	8. 8 伴天連宗門御制禁奉書が出され、下々百姓己下までの禁教を命じる 11. 26 広島でドミンゴ星野殉教
元和3 (1617)	6. - 生駒正俊、奉行にキリシタンの詮索とキリシタン改めを厳命し、家臣団、町方・在方のキリシタン改めの結果、武士14人、町方の者45人合計59人が国外追放となった。(11. 2付けポルロ布教報告) 6. 14 高松で石原孫右衛門(翌日、息子フランシスコ)が殉教し、7、8人のキリシタンが追放となる(日本切支丹宗門史) 10. - ポルロが来讃の途中に小豆島に立ち寄り、キリシタン40人の告解を聴く(イエズス会日本年報) 10. 23 高松のキリシタン葛西ジョアンらが石原孫右衛門の殉教に関する証言文書を作成する(イエズス会文書館) 11. 2 讃岐海岸地域の4人に授洗(ポルロ布教報告)	この年 広島で佃又左衛門妻子斬首となる
元和5 (1619)	6. 12 生駒正俊、福島正則の領地没収で広島城受取りを命じられる(生駒記) この年 ポルロが讃岐・小豆島・塩飽島を訪れる(日本切支丹宗門史)	6. 2 広島藩主福島正則、改易 8. 29 京都でキリシタン52人が火刑
元和6 (1620)	この年 ポルロが四国4カ国を歴訪する(日本切支丹宗門史) この頃 生駒藩家臣内で対立が起こる(讃岐探索書)	正. 17 ハビアン、『破提字子』を執筆
元和7 (1621)	7. - 生駒高俊、家督を継ぐ。外祖父藤堂高虎、生駒藩政の乱れを恐れて後見する(讃羽綴遺録) この年 ポルロが讃岐を訪れる(日本切支丹宗門史)	
元和8 (1622)	8. - 藤堂高虎、西嶋八兵衛・疋田右近を讃岐に派遣し藩政を執らせる(讃岐探索書) 9. 22 藤堂高虎、疋田右近・平田次郎右衛門・乃村縫殿助・三野四郎左衛門宛に政治細目10か条を送る(西島家文書) この年 松原玄雪、志度塩田を開発する(松原家文書)	8. 5 長崎西坂で55人殉教 8. 20 訴人褒賞制度が始まる 9. 25 老中奉書による禁教御触
元和9 (1623)	この年 大坂の宣教師が四国の島を巡教する。ポルロ、播磨に滞在して讃岐・伊予・土佐を歴訪(日本切支丹宗門史) 桑名権四郎・瀬兵衛兄弟、高松で上方の作右衛門から授洗(キリシタン研究四国編)	10. 13 江戸で55人殉教
寛永元 (1624)	この年 ポルロ、四国を巡教する(日本切支丹宗門史) 小豆島沿岸でキリシタンの来航を警戒する(菅家文書)	この年 幕府、沿海諸港に対してキリスト教徒の来航を警戒させる
寛永2 (1625)	この年 ポルロ・結城アイオゴが讃岐のキリシタンを訪問する(日本切支丹宗門史)	
寛永3 (1626)	春 ポルロが中四国布教の任を解かれ、上地方の責任者となる(イエズス会日本年報) この年 宣教師が四国を訪問する(日本切支丹宗門史)	④. 26 水野守信、長崎奉行に就任し、キリシタン禁圧を強化 この年 切支丹訴人制札始まる
寛永5 (1628)	2. 11 藤堂高虎、疋田右近・浅田右京・三野四郎左衛門宛に政治細目30か条を送る(西島家文書)	
寛永6 (1629)	4. 19 高原直久、直島・男木島・女木島の検地を実施(干城録・直島免状帳)	この年 踏み絵制度始まる

寛永7 (1630)	2. 9 生駒高俊、浅田右京・西嶋八兵衛・三野四郎左衛門らの奉行に藩政の精励を命じる（西島家文書） 10. 5 藤堂高虎、江戸で病により没す（西島家文書） この年 小豆島でキリシタン詮議が行われ、草加部の5人が転宗した（切支丹宗徒人名録） 宣教師が四国を訪問する（日本切支丹宗門史）	7. 7 幕府、キリシタン詮議を毎年行うよう命じる この年 岡山で生駒河内守の包丁人舟橋徳左衛門が転宗（備前キリシタン史） 幕府、キリシタン教書物の輸入を禁止（寛永の禁書令）
寛永9 (1632)	この年 生駒高俊、藩政の人事刷新を図るため、市原惣左衛門・高屋少右衛門を代官、下津平左衛門を町奉行兼水主奉行として新たに登用（西島家文書）	
寛永10 (1633)	この年 幕府巡見使として川勝丹波守・溝口伊豆守・牧野織部正が来讃（讃岐国大日記）	この年 諸宗本山、末寺帳を幕府に提出
寛永11 (1634)	3. 29 藤堂高次、生駒藩江戸家老前野助左衛門・石崎若狭ら12名に専横防止の誓詞を藤堂藩重臣に提出させる（生駒家文書） 7. 15 志度の市右衛門ら84人が逮捕され転宗（真覚寺記録） ⑦. 18 藤堂高次、生駒高俊へ藩政の細部にわたる指示を出す（生駒家宝簡集）	⑦. 18 中四国・九州の大名に下国して宗門改めを行うよう命じる 10. 6 五人組制度によるキリシタン取締りが行われる
寛永12 (1635)	4. 3 生駒藩奉行西嶋八兵衛・浅田右京、生駒高俊の命により矢原又右衛門に満濃池の管理を命じる（西島家文書） 9. 8 西嶋八兵衛、山田郡の神内池を築造する（全讃史）	9. 6 幕府、キリシタン宗徒の搜索を命令 11. - 幕府、寺社奉行を設置 11. 1 諸国一斉の宗門改めを命じる（～12. 15）
寛永13 (1636)	正. 21 宇足郡坂本郷で宗門改め実施（三谷家文書）	この年 転びキリシタン沢野忠庵、『顕偽録』を著す
寛永14 (1637)	11. 7 小堀政一、小豆島庄屋へ島原の乱関係の船と水主を確保し待機するよう申し渡す（小豆島志料） 11. 21 北条郡坂出村で宗門改め実施（西光寺文書）	10. 25 島原・天草の乱（～翌年2. 28）
寛永15 (1638)	9. 13 訴人懸賞令が出される（塩飽人名共有文書）	9. 20 幕府、宗門改めを強化し、訴人懸賞を下達する
寛永16 (1639)	7. 13 松平頼重、下館5万石を与えられる（徳川実紀） この年 水戸藩目付大森忠政、松平頼重に仕え老中となる（水府系纂） 12. - 生駒帯刀と石崎若狭らの対立が拡大し、家中立退きの状況となる（蜂須賀家文書）	4. 22 家光、諸大名にキリシタン禁制を厳命する
寛永17 (1640)	7. 26 生駒氏、出羽国矢島に転封される（徳川実紀） 7. 27 大目付井上政重、長崎に赴く途中、讃岐国御使青山幸成とともに讃岐に入り国政を糺すよう命じられ、目付花房勘右衛門ら3人も讃岐国目付を命じられる（徳川実紀）	6. 12 幕府、宗門改役を設置し、大目付井上政重に兼務を命じる 6. 18 「切支丹宗門御制禁之覚」が中四国の大名に出される
寛永19 (1642)	2. 28 松平頼重、讃岐高松12万石への移封を命じられる（英公実録） 5. 2 松平頼重、幕府からキリシタンを捜査するよう厳命される（英公日曆）	5. 1 幕府、就封の諸大名に領内のキリシタン査検を命じる
寛永20 (1643)	2. 29 幕命により、高松藩では領内で奥羽二州関係のキリシタンを探す（英公実録・卷之六） 3. 29 高松藩、キリシタンを捕え、5. 17に江戸へ送る（英公実録・卷之六） 9. 8 高松藩にキリシタンを検索するようにとの老中奉書が届く（英公実録・卷之六）	正. - 訴人懸賞制度と五人組制度を結びつけ、キリシタン摘発を五人組の連帯責任とした 2. 12 家光、キリシタン究明に列席

	10. - 高松でキリシタンを捕え、江戸に送る（英公実録・卷之六）志度の塩焼市右衛門・妻こく、捕えられ入牢となる（切支丹宗徒人名録）	
正保元 (1644)	5. 3 高松でキリシタンを捕え、獄につなぐ（英公実録） 6. 22 高松でキリシタンを捕え、獄につなぐ（英公実録） この年 松平頼重、高松城修復に着手し、二の丸郭を整備して藩主の居館を建てる（小神野夜話）	2. - 幕府、諸国代官に各法令の遵守状況を調査させ、キリシタン禁制の令を布達 12. 25 幕府、国絵図・郷村高帳の作成を命じる この年 最後の宣教師小西マンショ殉教
正保2 (1645)	⑤. 26 高松藩、領内のキリシタン数人の口書を老中・大目付兼宗門改役井上政重に送る（英公実録） 10. 23 水戸藩、キリシタンを捕縛し江戸に送る（徳川実紀）	
正保3 (1646)	この年 キリシタン鍛冶職善左衛門、江戸送りとなる（切支丹宗徒人名録）	この年 江戸小石川小日向にキリシタン屋敷ができる
正保4 (1647)	3. 9 江戸で高松出身のキリシタン三郎兵衛が信者仲間を白状する（玄德公済美録） この年 高松藩、検地を行う（蓮井家文書）小豆島、大坂船奉行・町奉行の管轄下となる（小豆島志料）	
慶安2 (1649)	2. 10 生駒氏の遺臣南部七郎左衛門が逮捕され、4. 26に江戸へ送検される（英公実録） この年 高松藩でキリシタンを捕え、江戸へ送る（英公実録・卷之十二）	この年 荒木トマス、転びから帰正し殉教
慶安3 (1650)	3. - 引田浦の転びキリシタン助五郎、妻子とともに捕えられ、入牢となる（切支丹宗徒人名録）	10. 12 沢野忠庵没
慶安4 (1651)	2. - 高松藩でキリシタンを捕え、江戸へ送る（英公実録・卷之十四）	
承応2 (1653)	6. 23 志度の転びキリシタン市右衛門が籠死し、檀那寺真蔵坊に土葬される（切支丹宗徒人名録）	
承応3 (1654)	2. 13 幕府、塩飽に対し11か条の「塩飽嶋中仕置之事」を出す（塩飽嶋諸事覚）	2. 2 幕府、キリシタン禁制の高札を立て、訴人懸賞額増額
明暦2 (1656)	12. - キリシタンが乗船した船など不審な船を見張り穿鑿するよう命じる（源英様御代御令條之内書抜）	
明暦3 (1657)	3. - 金毘羅領で、町方にキリシタン宗門のことを申渡し請書を取る（金毘羅庶民信仰資料年表）	9. 26 井上政重に天主教考察が命じられる 11. - 大村藩郡村で切支丹崩れ
明暦4 (1658)	6. 16 高松藩にはキリシタンが多数いて、丸亀藩には2、3人のキリシタンがいた（契利斯督記）	3. - 御預け者・類族等の調査と書付の提出を命じる 4. 29 北条氏長、宗門改役となる
万治2 (1659)	6. 23 幕府からキリシタンを検索すべき旨の通達が届く（英公実録） 7. 25 キリシタン改について各組頭を集めて寺手形油断なく取るよう命じる（源英様御代御令條之内書抜） 8. 21 家中残らず宗旨改を取る（源英様御代御令條之内書抜） この年 高松藩で検地が行われる（英公外記）	4. - 幕府、キリシタン御預者を中心に宗門関係者の再調査を命じる 6. 23 幕府、諸大名の家臣を各1名評定所に集めてキリシタン取締りを令達

万治3 (1660)	この年 松平頼重、金毘羅の経蔵を造営する（英公外記）	この年 豊後崩れ この年 江戸が大火のため、諸藩に再度キリシタン報告を命じる
寛文元 (1661)	7. 4 前日奉書が至り、宗門改役北条氏長から宗門改めの書付を授けられる（英公実録・巻之二十四） 7. 19 高松藩でキリシタン制禁の令「侍吉利支丹宗制禁之令於土民」が出される（英公実録） 7. 晦 この年から郷中宗旨手形を2月と8月の2回取るよう公儀書付があった（源英様御代御令條之内書抜） この年 高松藩、郡奉行を2人置く（政要録）	2. 30 美濃・尾張でキリシタン弾圧が始まる
寛文2 (1662)	3. 3 高松藩主松平頼重、将軍家綱より老中と同席し、幕議に参画するよう命じられる（英公外記）	2. 8 保田宗雪、作事奉行兼天主教考察に任ぜられる 6. 23 幕府、檀那寺に宗門改めを念入りに行うよう命じる
寛文3 (1663)	この年 高松藩、郡奉行を廃止する。のち寛文6年に復活（政要録）	正. 26 幕府、奉公人の出替り期に、宗旨査検を命じる 5. 23 キリシタン禁止条項を追加し、武家諸法度を改定する
寛文4 (1664)	5. 10 高松藩、寺社奉行を設置（金倉寺文書） 12. 21 水戸藩のキリシタン禁制の触れが廻る（岩井市史・資料近世編1） 12. 25 キリシタン穿鑿を入念に行うようにとの令達（塩飽人名共有文書） 12. 28 水戸藩目付朝倉十左衛門・彦坂正玄、はじめて人改奉行に任ぜられる（水府系纂）	11. 25 幕府、1万石以上の藩領に宗門改役を置き、毎年領民を改めて転宗者を登録するようキリシタン探索を厳命する
寛文5 (1665)	3. 2 丸亀藩で宗門改め始まる（佐伯家文書） 4. 15 金毘羅領で宗門改め始まる（金毘羅庶民信仰資料年表） 12. - 水戸藩、寺社奉行を設置（水戸市史・中巻1） この年 高松藩で亥ノ内検地が始まる（英公外記）	12. - 日蓮宗不受不施派を禁止 この年 諸藩に宗門改帳の作成を命じる
寛文6 (1666)	2. 23 高松の岡部以直が水戸藩に仕え、史館編修に務める（水府系纂） 12. 21 高松藩に「切支丹奉行」の役職名が見え（英公外記ニ）、この年、高松藩の切支丹奉行に成瀬新五右衛門が就任（高松藩郷中帯刀人別）	5. - 岡山藩、寄宮を行う
寛文7 (1667)	4. - この月、巡見使高橋又兵衛・向井八郎兵衛、高松に至る（英公実録・巻之三十） 6. 11 幕府巡見使川口源兵衛・堀八郎右衛門・藤堂庄兵衛、高松に着き、領内を巡検する（英公外記）	②. 18 幕府、諸国に巡見使を派遣して、各地の宗門禁制の状況を点検させる 12. 14 尾張藩で700余人処刑
寛文8 (1668)	4. 17 高松藩寺社奉行、寛文4年の寺社覚を守るよう指示し、新たに5ヶ条を定める（金倉寺文書） この年、高松藩で寄せ宮が行われる	
寛文10 (1670)	8. 6 高松城天守閣が完成（英公実録）	この年 鳥取藩、宗旨庄屋を設置
寛文11 (1671)	5. 17 高松藩、軍役帳・分限帳を作成する（英公実録） 5. 29 松平頼重、御目見以上の寺住職に対し、宗派の法を守り藩令に従うことを申し渡す（英公外記） 9. - 高松城普請が始まり、翌年5月に完成（英公外記） この頃 高松藩の家臣団編成が確立	3. 5 幕府、諸国にキリシタン禁制の令を下す 10. 30 幕府、諸代官に百姓一軒ずつの宗門人別改帳の作成を命じる

寛文13 (1673)	この年 高松藩でキリシタン類族調査が行われる（切支丹宗徒人名録）	4. - キリシタン類族縁者の調査を命じ、隔年の報告義務を課す
延宝元 (1673)	2. 19 松平頼重、病により隠居し、頼常が高松藩2代藩主となる。 4. 28 頼重、御林（栗林荘）へ移る（英公外記）	
延宝2 (1674)	10. 9 高松藩、前年に出した家臣の借銀返済5ヶ年計画を7ヶ年計画に延ばす（増補高松藩記）	2. - ばてれん訴人懸賞額を銀500枚に増額する
延宝6 (1678)	この年 高松藩、家臣知行米渡しを三つ物成とする（増補高松藩記）	この年 幕府、天主教厳禁の令を下す
延宝8 (1680)	3. 12 「塩飽島中法度之事」にキリシタン禁制条項が記載される（蜂須賀家文書）	
天和元 (1681)		2. 29 宗門改めを隔年報告から毎年報告とする
天和2 (1682)	5. - キリシタン禁制の高札（赤松家文書「安田制札写」）	5. - 諸国に高札を立て、キリシタン禁制と忠孝を奨励する
貞享元 (1684)	12. 27 吉利支丹を「切死丹」「切支丹」と書き直すよう触れが出される（塩飽人名共有文書）	2. - 服忌令を出す 12. 27 吉利支丹の文字を改定させる
貞享2 (1685)	11. 17 宗門改の際に、吉利支丹を「切死丹」と書き替えるように命じる（源節様御代御令條之内書抜） 12. 3 キリシタン類族が病死した場合、これ以後は火葬ではなく土葬とする（源節様御代御令條之内書抜）	
貞享4 (1687)	8. 11 塩飽で切支丹類族調査が行われる（塩飽人名共有文書）	6. 22 切支丹類族令で毎年2回（7、12月）の報告となる
貞享5 (1688)	10. 1 高松領内にキリシタン禁制が出される（庄屋百姓心得方条々）	正. - 岡山藩、宗門改帳を神仏2冊とする
元禄8 (1695)	4. 12 初代高松藩主松平頼重、死亡し、仏生山に葬られる（増補高松藩記・英公外記）	6. 13 幕府、類族改めの細則を定める
元禄9 (1696)	3. 29 高松領内の類族調査により、引田村に10人、安戸村に1人の類族が判明（日下家文書）	8. 17 幕府、飲酒禁制令を出す 11. 23 幕府、三奉行と大目付に諸国絵図改訂を命じる
元禄10 (1697)		4. 28 幕府、諸大名・寺社へ国絵図改訂につき令達 6. - 幕府、諸大名に自領内の重罪人自分仕置を許可
元禄12 (1699)	7. 25 志度の類族13人に高松藩から大麦3石2斗が支給される（志度町史）	
元禄13 (1700)	2. 11 志度の類族13人に高松藩から大麦4石8斗が支給される（志度町史） 7. 11 志度の類族13人に高松藩から大麦3石2斗が支給される（志度町史）	
元禄14 (1701)	この年 志度の類族17人に高松藩から大麦2石4斗、小田の類族3人と水主・引田・湊の類族各1人に大麦7石6斗が支給される（志度町史）	
宝永4 (1707)	8. 29 小豆島には切支丹類族が多数いた（恵公外記）	

宝永5 (1708)	正. - 塩飽には前々から転び切支丹類族はいない(塩飽人名共有文書) この年 高松藩の預り地となった小豆島には45人の類族がいた(小豆島中寺社方由緒帳)	8. 28 シドッチ、屋久島に到着
宝永6 (1709)	この年 高松藩、大検見を実施する(日下家文書)	11. 24 新井白石、シドッチ訪問
宝永7 (1710)	この年 宗門改めが年3回(2、6、11月)となる(佐伯家文書)	
正徳元 (1711)	10. - 引田の助五郎関係類族萬が病死し、入野山三宝寺に葬られる(日下家文書)	
正徳4 (1714)	この年 小豆島肥土山に10人の類族がいた(肥土山村諸色差出明細帳)	10. 21 シドッチ没
享保2 (1717)	10. 5 高松藩で最後の転び切支丹次郎左衛門が病死(切支丹宗徒人名録)	
享保3 (1718)		11. - 類族の移住禁止を解き、類族を離れた者の年2回の届出を命じる
享保6 (1721)		この年 子午年毎の人数改書上と全国人口調査を命じる
享保8 (1723)		3. 30 諸国の宗門人別帳を毎年報告のほかに6年毎(子と午の年)の大改めを行い、4~11月までに作成するよう命じる
享保9 (1724)	この年 内海村に39人の類族がいた(高橋家文書)	
享保14 (1729)	この年 草加部村に39人の類族がいた(高橋家文書)	
元文5 (1740)	3. - 肥土山村に14人の類族がいた(肥土山村諸色差出明細帳)	
延享2 (1745)		2. - 宗門改めを入念にすべき旨を命じる
延享3 (1746)	5. - 高松藩領に56人の類族がいた(御巡見御答書) 小豆島には70人の類族がいた(小豆島九ヶ村々高反別明細帳)	
延享4 (1747)	正. 28 松平頼恭、記録所を設けて藩主実録・諸家家譜・登士録などの編輯を命じる(穆公外記)	
宝暦11 (1761)	この年 肥土山村に5人の類族がいた(肥土山村諸色差出明細帳)	
明和3 (1766)		10. - 類族改め制度を確認
明和8 (1771)	6. 20 高松藩領寒川・三木・山田郡の百姓、高松城下へ押し寄せ年貢減免を要求する(歴世年譜)	2. - 僧侶の宗門改めは本山で取りまとめるよう命じる
安永5 (1776)	6. 18 高松藩、家臣知行米渡しを四つ物成の定制に復す。文化14年まで(増補高松藩記)	12. 26 諸国に宗門人別改帳を寺社奉行に提出させる
安永6 (1777)	正. 4 宗門改帳の様式が改正される(塩飽人名共有文書)	正. - 宗門改めが諸宗一帳から宗派毎に1冊となる
天明3 (1783)	この年 草加部村に11人の類族がいた(壺井家文書)	

天明6 (1786)		3. - 安永5年に命じた宗門改帳未提出の藩主に督促する
天明7 (1787)	5. 26 高松藩、窮民に米1万800石を貸与する(増補高松藩記)	3. 1 大目付山田利寿、宗門改めと人別改めを兼ねる
天明8 (1788)	2. 26 近年、宗門帳の記載や提出が疎かになっているのを諫める(田中家文書)	この年 寺請が一家一宗となる
寛政4 (1792)	3. 7 高松藩、領内に盗賊横行し、村々・浦方に取り締りを命じる(別所家文書「戌年御用留」)	6. - 宗門改めの届出が年2回から1回になる この年 幕府の宗門改役が廃止となり、切支丹屋敷も閉鎖
寛政12 (1800)	正. 14 丸亀藩ではこの年から宗門改帳を一帳に綴じる(片岡家文書)	
文化元 (1804)	3. 16 高松寺社奉行より7年目人数改めの達しが来る(金毘羅庶民信仰資料集年表編)	
文化2 (1805)	この年 高松藩、「切支丹宗徒人名録」を撰修する(切支丹宗徒人名録)	3. 11 天草崩れ(天草異宗事件)
文化6 (1809)	10. 29 転びキリシタン類族が今年で何代になるか取調べる(源襄様御代御令條之内書抜)	
文化7 (1810)	4. 13 高松・小豆島のキリシタン類族が病死・改名・転宅の場合は、年号月日を書き入れて側用人へ報告する(源襄様御代御令條之内書抜)	
文政10 (1827)	3. 7 高松藩、宗門手形を4年目に行う(渡辺家文書) 4. 14 宗門改を寺社奉行に命じ、今後4年目に行うが、類族はこれまでどおり毎年行う(源慇様御代御令條之内書抜) 4. - 高松藩の寺社奉行が宗門改めを兼帯し、宗門改帳の宛名が両郡奉行となる(金倉寺文書)	
文政12 (1829)	9. - 高松藩、久米栄左衛門の坂出塩田築造の功績を顕彰して坂出懇田之碑を建てる(増補高松藩記)	12. 26 大坂切支丹一件の豊田貢ら処刑される
文政13 (1830)	正. 26 上方で異法を行った者について穿鑿を行う(源慇様御代御令條之内書抜) 正. 27 上方の切支丹一件関係者の穿鑿を行う(飯山北小学校文書)	
天保2 (1831)	9. - 高松藩、警女・座頭に対し2年間秋の領内廻りを禁止する(十河家文書「御振改書抜」)	11. - 幕府、諸国総石高調査で高帳の呈出を命じる
天保9 (1838)	6. 24 鶴足郡西坂本村に1人の類族がいた(稲井家文書)	
天保15 (1844)	8. - 苗田村の類族一件で関係者が処罰される(壺井家文書)	3. - 水戸藩、氏子帳の作成を命じる
弘化5 (1848)	この年 『切支丹由来記』が残る(丸岡家文書)	
嘉永6 (1853)	6. 9 高松藩、浜御殿を警固する(靖公実録) 6. - 高松藩、武器の他領流出を禁止(高松藩諸達留)	6. 5 ベリー、船上で聖日礼拝を行う(日本最初の賛美歌)
安政4 (1857)	4. 28 高松藩、大坂守衛を命じられる(増補高松藩記)	12. 29 長崎奉行、絵踏を中止
文久3 (1863)	8. 29 小豆島の類族1人が病死(壺井家文書)	11. - ヘボン夫人、横浜に英学塾を開く
慶応元 (1865)	2. 2 仏船が、3. 16には英船が小豆島神浦沖に来航(愛山文庫「日記」)	2. 20 浦上キリシタンが信仰声明

慶応3 (1867)	この年 草加部村に1人の類族がいた(草加部村明細帳)	6. 14 浦上四番崩れが起こる
明治元 (1868)	3. 15 切支丹禁制の高札を立てるよう指示があった(十河家文書) ④. 17 高松藩へ浦上切支丹配流計画が届く(太政官布告)	3. 15 切支丹邪宗門禁制の高札を掲示 ④. 17 新政府、浦上キリシタンを流罪処分にする
明治2 (1869)	2. 14 高松藩主松平頼聰、版籍奉還を上表(公文録) 3. 1 1町1村毎に家数・竈数・人数を取調べ、3日以内に弁達所に報告の旨示達(草薙家文書) 6. 17 諸藩の版籍奉還が許され、松平頼聰が高松藩知事に任命される(公文録)	3. 20 仏教諸宗、耶蘇教禁制を政府に建白 この年 バジエス、『日本切支丹宗門史』を刊行する
明治3 (1870)	正. 2 浦上切支丹54人が高松藩に送られる(旅の話) ⑩. 19 高松藩、切支丹宗門改めを従来通り遵守している旨を弁官に報告(高松藩伺)	正. 3 大教宣布の詔
明治4 (1871)	4. 12 中野健明が来高し、異宗徒の取調べを行う 6. 29 正月からの高松藩松岡調らによる浦上切支丹改宗策も効果がなかった(浦上切支丹史) 6. 29 「邪宗門改方ハ従前宗門改之通、三ヶ年目六月中産土之社神職之調印ヲ請、藩廳江指出可申事」(高松藩廳日誌坤) この年 この年まで宗門改めが実施される(佐伯家文書)	4. 4 戸籍法を定め、宗門改めが廃止される 10. 3 宗門人別帳(寺請制度)が廃止される
明治6 (1873)	4. 28 高松藩預かりの浦上切支丹47人が赦されて帰村(浦上切支丹史)	2. 24 切支丹禁制の高札を撤去 3. 4 越前で耶蘇教反対一揆 3. 14 浦上キリシタン1,935人が帰郷

研 究 紀 要

第56・57合併号

平成24年 2月25日 印刷

平成24年 2月28日 発行

編集発行 高 松 大 学
高 松 短 期 大 学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印 刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811